

第九十六回国会 農林水産委員会 議 録 第十九号

昭和五十七年四月二十八日(水曜日)
午前十時三十分開議

出席委員

委員長 羽田 孜君

理事 加藤 紘一君 理事 亀井 善之君

理事 戸井田三郎君 理事 渡辺 省一君

理事 新盛 辰雄君 理事 松沢 俊昭君

理事 武田 一夫君 理事 稲富 稜人君

上草 義輝君 太田 誠一君

木村 守男君 岸田 文武君

北口 博君 佐藤 隆君

志賀 節君 田名部匡省君

高橋 辰夫君 丹羽 兵助君

保利 耕輔君 三ツ林弥太郎君

山崎平八郎君 小川 国彦君

中原 義直君 田中 恒利君

竹内 猛君 日野 市朗君

安井 吉典君 吉浦 忠治君

神田 厚君 寺前 巖君

藤田 スミ君

出席國務大臣

農林水産大臣 田澤 吉郎君

出席政府委員

農林水産政務次官 玉沢徳一郎君

農林水産大臣官房審議官 大坪 敏男君

農林水産省経済局長 佐野 宏哉君

農林水産省構造改善局長 森美 孝郎君

農林水産省畜産局長 石川 弘君

委員外の出席者

文部省初等中等教育局教科書検定課長 藤村 和男君

参考人 農林中央金庫 森本 修君

参考人 農林中央金庫 櫻井 誠君

参考人 全国農業協同組合中央会常務理事 宮崎 貴君

参考人 全国農業協同組合連合会副会長 吉原 静雄君

参考人 新潟県経済農業協同組合連合会 三輪 昌男君

参考人 新潟県経済農業協同組合連合会 小沼 勇君

参考人 農林水産委員会調査室長

参考人 農林水産委員会調査室長

参考人 農林水産委員会調査室長

参考人 農林水産委員会調査室長

参考人 農林水産委員会調査室長

参考人 農林水産委員会調査室長

参考人 農林水産委員会調査室長

参考人 農林水産委員会調査室長

参考人 農林水産委員会調査室長

参考人 農林水産委員会調査室長

参考人 農林水産委員会調査室長

参考人 農林水産委員会調査室長

参考人 農林水産委員会調査室長

参考人 農林水産委員会調査室長

参考人 農林水産委員会調査室長

参考人 農林水産委員会調査室長

参考人 農林水産委員会調査室長

参考人 農林水産委員会調査室長

参考人 農林水産委員会調査室長

参考人 農林水産委員会調査室長

参考人 農林水産委員会調査室長

参考人 農林水産委員会調査室長

参考人 農林水産委員会調査室長

参考人 農林水産委員会調査室長

参考人 農林水産委員会調査室長

参考人 農林水産委員会調査室長

参考人 農林水産委員会調査室長

参考人 農林水産委員会調査室長

参考人 農林水産委員会調査室長

川田 正則君 長野 祐也君

島田 琢郎君 小林 進君

吉浦 忠治君 大久保直彦君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

ることにいたしております。

この際、参考人各位に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多用中のところ本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

次に、議事の順序について申し上げますが、森本参考人、桜井参考人、宮崎参考人、吉原参考人、三輪参考人の順序で、お一人十分程度御意見を述べいただきます。その後、委員の質疑に対してお答えいただきますと存じます。

なお、念のため申し上げますが、発言の際は委員長長の許可を得ることになっております。また、参考人は委員に対し質疑をすることはできないことになっておりますので、あらかじめ御承知をお願いたします。

それでは、森本参考人をお願いいたします。

○森本参考人 私、農林中金の森本でございます。

委員長の御指名に従いまして、農協系統金融の現状と課題といったような点を中心といたしまして私の意見を申し上げます。御参考に供したいと存じます。

平生、諸先生には農協系統金融のことにつきまして格別の御指導をいただいております。この機会に厚くお礼を申し上げます。

まず、系統金融の現状でございますが、昭和五十五年度末でわが国の農業、農村向けの貸し出しは約十五兆九千億円となっております。主要な金融機関が各方面に対して貸し出ししておりますところの総残高は二百四十七兆円ということでございます。その六・五%を占めております。

それから農業生産額、御案内のように十一兆円でございます。その一・四倍強ということになっております。この農業、農村向け貸し出しのうちで系統資金がどの程度分担をしておるか申しますと、八割近い十二兆五千億円ということと

委員の異動

四月二十三日

辞任

上草 義輝君

補欠選任

木村 俊夫君

同日

上草 義輝君

補欠選任

木村 俊夫君

同日

上草 義輝君

補欠選任

木村 俊夫君

同日

上草 義輝君

補欠選任

木村 俊夫君

参考人 農林中央金庫 森本 修君

参考人 農林中央金庫 櫻井 誠君

参考人 全国農業協同組合中央会常務理事 宮崎 貴君

参考人 全国農業協同組合連合会副会長 吉原 静雄君

参考人 新潟県経済農業協同組合連合会 三輪 昌男君

参考人 新潟県経済農業協同組合連合会 小沼 勇君

参考人 農林水産委員会調査室長

参考人 農林水産委員会調査室長

参考人 農林水産委員会調査室長

参考人 農林水産委員会調査室長

参考人 農林水産委員会調査室長

参考人 農林水産委員会調査室長

参考人 農林水産委員会調査室長

参考人 農林水産委員会調査室長

参考人 農林水産委員会調査室長

参考人 農林水産委員会調査室長

参考人 農林水産委員会調査室長

参考人 農林水産委員会調査室長

参考人 農林水産委員会調査室長

参考人 農林水産委員会調査室長

参考人 農林水産委員会調査室長

参考人 農林水産委員会調査室長

参考人 農林水産委員会調査室長

参考人 農林水産委員会調査室長

参考人 農林水産委員会調査室長

参考人 農林水産委員会調査室長

参考人 農林水産委員会調査室長

参考人 農林水産委員会調査室長

参考人 農林水産委員会調査室長

参考人 農林水産委員会調査室長

参考人 農林水産委員会調査室長

参考人 農林水産委員会調査室長

参考人 農林水産委員会調査室長

参考人 農林水産委員会調査室長

参考人 農林水産委員会調査室長

ございます。また、農林漁業金融公庫の農業貸し出しが二兆九千億円ございますが、そのうち系統機関が約七〇％受託しておりますので、それを合算しますと、わが国の農業、農村向け貸し出しの九〇％がわが系統金融機関の窓口を通して貸し出されているという状況でございます。

このように農業、農村向け貸し出しを系統金融機関が積極的に担当してまいりましたつもりでございますが、近年、低成長経済への移行、農業、農村をめぐる諸条件の悪化、そのほか金融機関との競争が激しくなるというような事情によりまして、系統の貸し出しの伸びは全体的に鈍化の傾向を示しております。その結果、貯蓄率、貯蓄に對します貸し出しの割合も低下してまいりました。昭和五十五年度末では、農協で約四〇％、信連は約二〇％、金庫でも五〇％程度になっております。

次に、資金の調達面について申し上げますと、農協貯金は昨年末で全国で三十兆円の大台に達しました。しかし、資金量の伸びは鈍化してきておりまして、四十年代の後半が年率で約二〇％伸びておりましたが、最近はおよそその半分の一〇％程度の伸びになっております。基本的には、これは経済成長の鈍化とあるいは農業諸事情の変化に伴い農業経済が停滞しておるといったようなことによるところが大きいと思いますが、反面、農協の決済業務面での整備が十分についていない状態になってきているということも影響しておるのではないかと考えております。

さらに、農協の経営収支面について一言申し上げますと、近年に至りますますますの状況で推移してまいりました。そして、信用事業が農協全体の収支を支えまして、営業なり生活指導事業等の財政的な裏づけとなつてきております。しかし、最近、米の生産調整あるいは二年連続の冷害等によりまして農協の販売事業が停滞をしております。その上に、信用事業におきましても、資金量の伸び悩み、貸し出しの低迷、利ざやの縮

小などによりまして収支が悪くなつてまいりました。他の部門とも総じて不振である。そういったような事情が重なりまして五十五年度の農協全体の収支は三十年ぶりに減益に転ずるというような厳しい状況に直面しております。

以上が系統金融の現状でございます。次に、取り巻きます環境について若干申し述べてみますと、組織基盤あるいは金融環境面において、基調的な変化に直面しておるものと思っております。すなわち、農協組織は兼業農家の割合が高くなる、あるいは農村社会がいわゆる混住社会になる、組合員の高齢化が進むというようなことで、組合員の性格が変化してまいります。したがつてまた、意識も変わつてくるというようなことになってまいりました。その結果、農協の事業に對します要請も高度化、複雑化してまいりまして、系統金融としても、こういった要請に對しては多様な対応を迫られているという状況でございます。

次に、金融環境でございます。金融環境は、御案内のように経済、金融構造の変化の中で金融機関にとりまして大変厳しい状況でございますが、金融政策としても競争原理の導入でありますとか、金利機能の活用というようなことが重視されてまいりまして、金利の自由化、国際化が進展をしていく、金融機関の間の競争が激しくなるというような状況でございます。

その間にありまして、御案内のように、昨年の国会で銀行法を初めとする金融機関関係法の改正が行われまして、各業態間の垣根が弾力化される、あるいは金融機関に対する諸規制が緩和されるといふようなことが進んでおります。国民の金融資産に對します選択も多様になってまいりますし、金利嗜好の意識も非常に高まってくるというようなことで、利用者のニーズに對応するために新しい商品が多数開発をされておるといふような状況でございます。こういった最近の金融環境の変化のもとで、農協系統金融機関も厳しい対応を迫られているというのが現状でございます。

系統金融としましても、こういった事態に適切に對応いたしまして、組合員の負担にこたえてまいりたいと思っております。そういった対応のあり方の基本は、何といたしても地域農業の確立、組合員の生活向上、あるいは地域社会の発展というような点に力を尽くしますとともに、組合員の共同活動を強化いたしまして、総合事業経営のより効果的な展開に努めるなど、農協としての独自性の発揮に十分配慮をまいらなければならぬと思っております。

具体的な対応といたしまして、次の三点が当面の課題であらうと思っております。

第一は、系統の金融機能を整備をいたしまして、利用者に対するサービスを強化するというところでございます。現在、民間の金融機関においては、御案内のようにオンライン網を完成させまして、貯金のネットサービスでありますとか、公共料金の振替、年金、給与の振り込みなどの業務を拡充しております。郵便局においても、オンライン網を着々と整備をいたしまして、新しい仕事を始めようというような状況でございます。農協は、これらのいわゆる決済業務面での他の金融機関に比べて立ちおくれしておるといふように私も思っております。まして、組合員の需要に総合的にこたえるために、貯金の全国ネットサービスでありますとか、農協のいわゆる全国銀行内国為替制度への加盟実現というようなことに向けて早急に体制を整えなければならぬ。そのため組織を挙げまして対策に取り組んでいるのが現状でございます。

第二の課題は、運用機能、特に融資面での機能を強化することであるといふふうに思っております。もとより、系統金融は、組合員の営農なり地域農業の振興に對しまして、より掘り下げた農業融資面への対応を図つていかなければならぬと思ひますし、また、地域住民からの多様な資金需要に適切に對応いたしますために、住宅ローンとか教育ローンなどといった全国統一型の簡便な融資制度の拡充にも努力をいたしております。そういったことから、五十四年度以降、全国的な規模で農

協融資基盤確立運動というのを展開をしております。また、信連と金庫におきましても、こういった事業の企画、推進に積極的に支援をする、あるいはみずから農業関連産業、公共貸し出し等、それぞれの組織にふさわしい融資の拡充に積極的に取り組んでおります。系統三段階全体として融資機能の強化を進めていこうというところでございます。特に、三段階の中で信連は貯蓄率が最も低く、貸し出しの伸長の必要性が強いといふところでございます。ところが、会員貸し出しに比例した現行の員外貸出枠のもとにおきましては、安定的な融資対応が行いにくい信連も出てきております。そういったところから、融資規制の改善措置が必要であらうというふうに思っているわけでございます。

第三の課題は、経営体質の改善と効率化を進めるといふことでございまして、先ほど申し上げしておりますように、金利自由化、金融機関の間の競争が激しくなるというところから、運用面の利回りも相対的に低くなる、利ざやが縮小するというようなことが信用事業に構造的に襲いかかつてきております。こういったことが農協組織全体に對しましても非常に大きな影響を及ぼすことになりまして、本年秋に開催を予定しております第十六回の農協大会の重点課題といたしまして農協経営刷新強化対策を取り上げることになってまいりました。現在その内容を検討しているところでございまして、今後、信用事業面での体質の改善強化はもちろんでございますが、系統農協事業全体として効率化を積極的に進めてまいりたいというところでございまして。

以上、取り急ぎ申し上げますが、今回の法改正との関連で見ました系統金融の現状と課題のあらましでございます。今後、系統金融といたしましては、これらの課題にみずから積極的に取り組みまして、組合員経済と農業、農村の一層の発展のために寄与してまいりたいと考えております。これとの関連におきまして、制度面で改善を要

すると思われる事項につきまして、農協法の改正等の措置がせむと必要であると考えまして、系統の総意としてかねてから要望してまいりました。本委員会に付託されておりますこの法律案は、われわれの要望の趣旨と合致するものと思ひます。したがって、この法案が国会でなされるべく速やかに成立をいたしますよう切にお願いを申し上げまして、私の意見開陳を終わりたいと存じます。

○羽田委員長 ありがとうございます。(拍手)

次に、桜井参考人をお願いいたします。

○桜井参考人 今回の農協法の改正審議に関連いたしまして、私の方からは、農協運動の課題と基本的な方向ということにつきまして意見を申し上げます。

まず第一点は、農業、農協をめぐる環境は大幅に変化をいたしております。従来の農協の対応姿勢ではこれを乗り切っていく、あるいは農協の責務を果たしていくことができないのではないかと、非常に重大な時期に差しかかっているというふうな考えをもちます。

御承知のとおり、戦後、農協が発足をいたしました際には、質素な事務所の中で、農地改革の後、自作農民を中心に、言ってみますと新生の意気に燃えていたというふうな思ひがけであります。その後、経営不振に二十四、五年ころから見舞われまして、再建整備に取りかかっています。この期間も非常に苦闘の時代でございまして、再建整備、整備促進が終りました昭和三十八年であります。その後、高度経済成長の波に乗りまして、農協の経営といふのは、言ってみますと、比較的順調に來た。やや水ぶくれというふうな印象もあるわけでありまして、四十九年から低成長になりまして、それなりの影響はこうむってきたわけでありまして、はつきり、五十五年以降と五十四年度以前では大幅に環境がかわってきたというふうな認識をしなければいけないと思ひます。

具体的に申し上げますれば、五十五年の不作の問題もあるわけでありまして、低成長の影響が非常に深刻になってきております。もちろん、農業生産自体も過剰で、価格自体が非常に低迷をする、農業所得もそれに伴ひまして停滞をする、こういう状況の中で、片方、農協をめぐります一般の信用事業あるいは共済、購買、販売、ともに企業との競争が非常に激しいものになってきておる。また、農協の収支構造自体も大幅に構造的に変化を来しておる、こういう認識を持たなければいけないというふうな思ひがけであります。

今回、法改正におきまして為替の取り扱いの問題、全国オンライン化を目指すということも、組合員サービスはもちろんでありますけれども、農協が一般の企業に伍して競争できる体制を整備しなければいけないという点を中心にしておるわけでございます。

そういうふうな全般的な構造変化を迎えまして、これから農協は一体どう先に進んでいくかというところが基本的な問題になるわけでありまして、先ほど理事長も申し上げましたとおり、全国中央会におきましては、ことしの秋の大会に向けて、言ってみますと系統自体で日本農業をどう持つていくか、その戦略的な基本構想、それに伴ひます具体的な展開方策、外部から、農協は農業につきましても過保護であるとかいろいろ批判がございまして、これに対して自前の構想なり戦略を持たなければいけないんじゃないかというところで、この検討を現在進めているところであります。

また、農協経営の問題につきましては、言ってみますと社会経済情勢がかわってきておるわけでありまして、これに対応した系統農協の経営刷新強化を図らなければいけないということ、この対策の検討を現在進めておりまして、ことしの十月七日の大会で策定をする、こういう段取りで現在進んでおります。

第二番目に申し上げたいのは、言ってみますと、現在農協に対するいろいろな批判があるわけでありまして、組合員が農協から離れていく、組合員の

農協離れというふうなことも言われますし、一方では農協の方が組合員から離れているんじゃないかというふうな指摘もございまして。農協の現状を見まして、一体どこをどう改善していくか、その場合の物差しというのがなければいかぬと思うわけでありまして、その物差しというのは、私の考えでは、農協が一般企業にない特質を持つておるわけですね。その特質がやはり判断の物差しになるというふうな考えをもちます。

しからは、農協の一般企業にない特質とはどういふものであるかということでございます。これは先生方すでに御存じでございますけれども、簡単に復習の意味で申し上げます。自主、自立を前提にいたしました人間連帯の相互扶助精神を協同組合は基本にいたしております。そういう精神をもとにいたしまして組合員の富農なり生活を守り高める、これを組合員がみんな共同してやっています。こういうのが基本的な一般企業と異なる精神であります。

さらに、具体的に組織の形態におきましては、協同組合、農協を組織する人が農協の事業、施設を利用する、また同時に、農協の運営に当たる、いわゆる三位一体的な組織者イコール利用者イコール運営者というところが農協のほかの企業にない特質であります。そういう特質を離れて農協の事業なり経営のあり方は考えられないわけでありまして、これを物差しにいたしまして私どもはいろいろなことを考え、実践をしていかなければいけないと思ひます。

具体的反省といふか、どういふ改善方策、考え方を持たなければいかぬかという点で、三つのついた点を申し上げます。一つは、いまの特質に照らしまして組合員主体の運営を農協はやっていくかどうかということでありまして、先ほど申し上げましたように、農協というのは組合員がみずから組織をし、組合員が利用し、組合員が運営をする。役員、職員が運営するというのでなく組合員自身が共同で企画をし、

方針を立て、組合員自身が共同してこれを実践をする、役職員はこれを手助けしていく、事務局的な役割りを果たすというのが本来の役割りではないかというふうな考えをもちます。系統農協が五十二年から進めております協同活動強化運動、これもそういう精神を具体的に発揮をしようというところでやっております。

次に申し上げたいのは、協同組合、農協の特質にふさわしい農協の事業なり経営のやり方をやっているかどうかという点でございます。具体的に申し上げますと、組合員により計画の樹立あるいは方針の樹立ということをお願いいたしますけれども、組合員の懇談会あるいは組合員組織によりまして、あるいは店舗の運営にいたしまして、組合員が相談をいたしまして店舗運営、品ぞろえの問題等をやっていく、あるいは施設をつくります場合でも組合員が共同で相談をして施設計画をつくっていく、こういうのは一般の企業、会社ではやっていないことであります。そういうものを伸ばしていく。あるいは地域農業振興計画ということにつきまして現在、系統農協が取り組んでおりますけれども、これは一般企業にない、農協がやらなければいけない仕事であります。また、現在進めております一般企業にない委託方式あるいは予約注文、共同計算、全利用、これも一般企業にないやり方で、こういうものをさらに徹底をしていくことが必要ではないか。それから、農協自体は総合経営をやっておりますので、信用、販売、購買、利用、そういった総合経営の特質を生かす事業方式を編み出していかなければいけません。たとえば、自動車の供給にいたしても、自動車供給と資金の貸し付け、それから共済、自動車の修理、こういったものを一体的に組み合わせて組合員に供給をしていくというふうな展開の仕方を深く追求していくことが必要であらうというふうな思ひをもちます。

それから次に、特に協同組合に求められますのは指導機能でありまして、営農指導にいたしましてもあるいは生活の指導にいたしまして、

教育、広報の仕事にいたしても、ただ、信用、販売、購買、利用の仕事をやっておればいいというのではなく、その基礎、前提として指導機能に伴わないと本協の協同組合にならないというふうには私どもは考えておるわけであります。當農指導にいたしても農協の源をつくるという仕事でありまして、生活指導につきましては、組合員の健康増進あるいは生活の改善、生活文化、人間の連帯感を醸成する仕事もこの中に入るわけでありまして、

また、教育の問題につきましては、組合員、役員、職員、資質を向上しなければ役員、職員自身が組合員の指導もできないわけでありますから、教育はきわめて大事だということに考えております。さらに農協の地域におきまして一般の住民に対するあるいは子弟に対する教育、広報の仕事もきわめて大事な農協、協同組合の役割りというふうなことであります。

さらに、農協の事業展開におきまして、購買におきましてもあるいは金融におきましても指導事業と結びついて展開するところに協同組合の特質、農協の特質があるわけであります。たとえば、ある農協におきましては要らない物は買わないようにしようというふうな指導購買もやっておりますし、冷蔵庫をあけてから買うようにしようとか、あるいは共済にいたしても、その農家の実態に合わせた生活保障設計に基づいて共済を進めていく、こういうことでなければいけないし、資金を貸す場合も、その貸すことによつてつくる施設、これが有効に活用されるという面で指導が伴っていかねばいけないというふうなことであります。要するに、私の言いたいのは、一般企業にない協同組合、農協にふさわしい事業展開、やり方があるはずである。それをもつと系統農協全体として編み出し、工夫をし、推進をしてやっつけていかなければいけないというふうな考え、全中自体におきましてもそういう方向で現在総合指導を進めておるところであります。最後に申し上げたいのは、農協の役員は単なる

サラリーマンではないんだ、農協運動者である、運動者の気概を持ちましてこれからの農協運動を推進していかねばいけない。運動者とはそもそも何だということがきわめてむずかしい問題でありますけれども、農協運動の目標というのがあるわけでありまして、その目標を達成するために、言ってみますと生きがいを感じ、働きがいを感じて、ただ給料をもらって仕事をすればいいというのではないそういう人間を私も養成をしていかねばいけないと思っております。

最後に、西暦二〇〇〇年の協同組合ということ、現在世界の協同組合はこの二十年間を生き抜くためにどうしなければいけないかということについていろいろ検討をいたしておるわけであります。その問題提起をいたしましたカナダの元中央の会長レイドローさんがこういうことを言っております。協同組合の成長と存続は、協同組合を特徴づける一定の特質をいかに誠実に追求するかにかかっているということ、まことに至言でございます。私も、私もこういう精神で運動を推進してまいりたいというふうな考えをしております。以上、簡単にございしますが、私の意見を申し上げさせていただきます。終わります。(拍手)

○羽田委員長 ありがとうございます。

次に、宮崎参考人をお願いいたします。

○宮崎参考人 全農副会長の宮崎と申します。このように重要な会議に参考人として出席することは初めてでございます。ふなれた上に浅学でございますので、よろしく御指導をお願いいたします。

最初に、申し上げますが、いま貿易摩擦の関係で農畜産物の輸入の自由化、枠の拡大、これらがきわめて大きな問題になっておるわけでございします。この問題は、そのまゝ実現されますとまさに日本農業の壊滅につながる重大問題でございます。その点にしましては当委員会の先生方が大変な御配慮をいただきまして、つい先日の四月二十二日には当委員会において農畜産物の輸入自由化反対の決議を全会一致で採択をいただいた

ということについて、全国の農民は本心に心から感謝をいたしております。どうかこの決議が最後まで通りますよう、先生方の特段の御指導と御配慮をお願いいたします。

それでは、今回の法改正について私の意見を申し上げます。

今回の改正については四項目でございしますが、三項目の信用事業関係については先ほど中金の森本理事長さんが詳細申し上げたとおりでございます。第一点の農協の内国為替取引の員外利用制限の撤廃、二番目の信託融資の員外利用制限の緩和、三番目の信連の有価証券払込金の受け入れ等の員外利用制限の緩和、これについては森本理事長さんの申し上げた意見と全く同様でございますので、どうかこの点についてはこの成立を心からお願いするものであります。

次に、連合会の総代の総会外選挙でございます。これについて若干意見を申し上げますが、御承知のように全国連のうち全農と全共連の総代制度は、全中の機関であります総合審議会の慎重な組織討議を踏まえ、その結論に基づきまして、農協の全国連直接加入の実現と同時に、この総代制が昭和五十二年に導入されたものであります。その直接加入の目的は、組合員を中心とする農協、県連、全国連の意思疎通の緊密化、また、各段階における機能の有機的な連携の強化、これを通じまして組合員農家の経済的利益の増大を図るということが最大の目的でございます。この制度発足以来全国連では年二回の総代会を開催をいたしましてそこに付随する事項を討議をされ、機関決定をいたして事業を進めております。なおそのほか、年二回の総代会のほかにも常に地区別いわゆるブロック別の総代会議、さらに県別の総代研究会等も開催し、また、個別的に、日常的に総代との話し合い等を行いまして常に組合員の意思が組合、県連を通じて全国連に反映するよう努力をしてまいりました結果、意思疎通は飛躍的に向上したものと考えております。

このような重大な目的を持ち、また成果のあり

ます総代制度でございしますが、その総代の選挙について、今回の法改正が提案されておるわけでございしますが、この点について若干内容を申し上げます。現行の農協法では、農協の総代選挙は総会外でも実施ができました。しかし、連合会の総代選挙は総会で行うよう規定されております。したがって、現在の選挙のやり方は、総代の地域的なバランスをとるために定款、附属書の総代選挙規程で区域ごとの総代の定数を定めまして、その区域内の正会員が被選挙権を有するということが第一点であります。そして選挙権は、投票の適正を期するために候補者をよく知っている区域内の正会員が投票している、こういう実態でございますが、この場合、実際に四千二百二十四会員がございしますが、これが全部一堂に会しまして総会を開催するということはなかなか物理的に困難性がございします。現状では書面出席がほとんどであるというふうな現状にございします。したがって、連合会におきましても、より適切な総代選挙を実施するために区域ごと選挙ができればよろしく農協と同様の措置をいたしたことがかねてからの懸念事項でございします。ぜひとも今回の法改正に当たりましては、この実践方をお願いする次第であります。

なお、終わりに、若干系統経済事業の運営について、二要点を申し上げます。農家の経済的地位の向上を図ることが農協の大目的でございますが、そのうち系統の経済事業におきましては、特に、組合員の富農と生活に付随した事業の展開を基本といたしております。

大筋を申し上げますと、農畜産物の生産性と品質の向上、営農生活指導の強化、次に、農畜産物の販売力の強化と需給調整機能の拡充、農業生産、生活資材の安定供給と価格の安定化などの問題について各段階で一致して推進、努力をしている状況でございます。このような中で自主的に改善、工夫を重ねるとともに、改めるべき点を改め、組合員農家と社会から寄せられる負担にこたえてい

ただ、せっかくのお引きでございますし、長いこと農協運動に携わってまいりまして、最近の農家の方々が農協離れをしているとか、あるいは農協の方でもう離れていくのじゃないかというよう

いますから、よそにははまるかどうかわかりませんが、平均貯金が七百万円ございます。この貯金はさっぱり減りません。一年間そっくりそのままの状況でございます。あととどうかといいますと、

を考へるならばこんないい生活はないじやないか。

しかも、嫁さんが来てくれないという問題を農家の主婦は大いに憂へますけれども、それは自分

まずことを簡単に述べさせていただきます。

今回の改正の案の全体をなしております信用事業制度の整備改善ですが、これを見ておりますと、現在、農協を取り巻いております環境がいかにも

厳しいものであるということを感じさせられます。

二通りの面で厳しさが出ておると思うのでありますが、一つは、内国為替取引、これを員外利用制限の枠外とするという改正案などであり、この内国為替の取り扱いの事業、これを農協として全面的にやろうということになってきてこの改正案が出てきたわけであり、これは他の金融機関——大きく分けると、一つは民間の諸金融機関、もう一つは郵便貯金であります、他の金融機関との競争関係の中で、農協としていやうなしにやらざるを得ないサービス機能の整備である、そういうことで内国為替取り扱いの事業の整備強化に取り組み、したがってこの改正をしなればならぬ、こういう段取りになっていると思うのです。この金融機関の競争、これは別に農協が事を起こしたわけではないので、農協としてはきわめて受け身の対応の中でやむを得ずといいますが、そういう形でこの問題が出てくるのだらうというふうに思います。私、第三者として見ておりました、そういう意味で、農協としてはきわめて厳しい環境の中に巻き込まれた、それに対するいわばやむを得ざる対応として動きが出ておるし、したがってこの法改正はまたやむを得ざるものであらうというふうに考えます。

それから、信用事業制度の整備改善のもう一つの大きな群れをなしておりますのは、いわゆる信連の資金運用、といいますが、いわば余裕金運用ということになると思いますが、その関係で、員外利用の制限を緩和する、そういう内容のものでございます。

これまた、農協を取り巻く環境の厳しさが出ていますと私が感じますのは、農協の組織事業の基盤、具体的にいいますと組合員の営農と生活であります、これが健全に発展しておる、農協の組織事業の基盤がしっかりしたものでありますれば、そこに当然に農協に蓄積された資金は還元されていく、そういう形で還流するはずであります。ところが、その基盤の弱さが覆いがたくありますの

で、そこで大きな余裕金が生まれ、その運用をめぐってさまざまな混乱が生じ、その最大の弱さが信連にこういう改正をお願いせざるを得ない形であらわれてきているということだと思ふのです。この組織事業基盤の弱さといいますが、そういう意味での環境の厳しさという、これはまた農協がみずからそれを招いたということではないのであって、大きな日本の経済あるいは社会の構造的な変化の中でそういう事態が起こってきた、農協として言えば、いわば受け身の対応としてこれに対応せざるを得ないということなだらうと思ひます。これまた、第三者として見ておりました、そういうことであるがゆえに、こうした農協法の改正というものはまたやむを得ざるものであり、当然なざるべきものであらうという意見を持ちます。

というわけで、厳しい環境の中に巻き込まれたということであり、だからといって、単に受け身に対応していればよいというわけではないのであって、農協としてなすべき限りの総力を挙げて、この厳しい環境に能動的にといいますが、単に受け身ではなく、積極的に対応していかなければならぬということなだらうと思ひます。そこらあたり、この秋に予定されております全国農協大会へ向けて、一つには、農協の再編の展望、それを農協が自主的に描き出そうという形で動きが出ておるわけであり、あるいはまた、事業経営の整備強化への取り組みを進めようという形で動きが出ておる。当然なことなだらうと思ひます。

そういう中で、一つ、農協運動として多年の課題として掲げておられますのは、協同活動強化の問題だろうと思ひます。農業の再建への取り組みにしても、あるいは事業経営の整備強化にしても、いふところの協同活動強化にはうまく成功しないことではあります。この協同活動強化という言葉であらわされている内容を私なりにとらえてみますと、役職員とそれから組合員と、この一体性を確立強化していくという、そこに最大の内容があるというふうに考えます。どうしても、役職員

——常勤の役員または職員は、毎日農協の運動、事業活動に従事しておるわけであり、組合員は自分の営農生活を持っておりまして、そういうわけにいかないという、そういう違いがございします。そこで、組合員が運動の主人公であるといながら、実は役職員主導型になりがちであるという条件もあるわけですね。しかし、それはまずいわけでありまして、本来のあり方としては、あくまでも組合員が主体となって運営していくというところでなければならぬ。その現実とそれから理念、あるべき姿と実際のあり方とをなかなか一致させるにむずかしさがあるわけでありまして、そこを何とか埋めて、いふところの協同活動を強化しようというところで動きが出ています。前々回の全国農協大会で協同活動強化運動の旗印が掲げられて、第二次の運動がなされ、聞くところによりまして、今度の大会で、さらに第三次としてこれを継続するというところでございします。これまた、当然なことであらう、その成功を期待したいというふうに考えております。

今回の法改正の、連合会の総代の選挙システムの問題、これは組織問題の一つにかかわりますけれども、いわばきわめて技術的な改正の問題だろいうというふうに私、考えます。当然にこういう改正がなされてしかるべきだろいういうふうに考えます。

以上、意見でございます。(拍手)

○羽田委員長 ありがとうございます。

○羽田委員長 ありがとうございます。

○渡辺(省)委員 参考人の諸先生方、きょうは大変御多忙のところ国会においでいただきまして、きょうは、農協法の改正に伴いまして、いま御

意見の開陳がございましたように、農協法の改正そのものは、今回まあ四点左右にしまわられていくわけにございしますが、この機会にございしますので、農協法改正に伴う環境と申し上げます、いま置かれておる立場等から、少しく、本法の改正に直接関係ございせんけれども、関連をしてお伺いをさせていただきますというわけでございします。

森本先生にひとつお伺いしたいのでございします。最近、直接的な農村の悩みといえますと、御案内のとおり、経済摩擦に伴う貿易自由化の問題で、将来についての不安を抱えている大変困難な問題が起こっております。そしてまた、翻って身近な問題では、冷害、災害で大変苦勞して、負債を多く抱える、こういう窮状を訴えている。今でございします。そんな情勢の中で、将来、あるべき農村の姿を描いて指導したいということ、われわれもそういう立場でいろいろと努力をしてくいておるわけにございしますが、特に、補助金を少しく削減して、金融を通じて農村の創意工夫をひとつ引き出してやる、営農意欲を持たしてやる、こんな声も一面には聞かないわけではないわけにございしますが、そこで、農協関係の金融と政府の系統金融、政府関係の金融機関との任務の見直しを少しくしてみてもどうか。具体的な事例を申し上げるのは差し控えたいと思ひますが、政府関係の金融は長期低利である、それから、農協関係の資金は比較的小回りのきく、生活本位の資金の色彩をもっと強く出して最近の変化する農政に対応する、そんなことが検討できないかというふうな問題等も聞いているわけにございしますが、そういう意味で政府金融機関の任務の見直しと、系統金融との接点、そういうものをもう一遍見直してはどうかという感じがするわけにございしますが、この点についてひとつお伺いをしたいわけにございします。

それから、先般来、農政にかかわる三法と言われておる法律が改正されたわけにございまして、この改正に伴って、農地の流動化などがかなり具

体的に進みつつあるように聞いております。こういう問題に関連して、地域農業再編成の資金等もできたわけでございますが、これらの資金で十分なことなのかどうか。従来ある制度を少しく手直しをする、まあ言いかえしますならば、農業金融というものは少くも過ぎる、細か過ぎる、任務の終わったものもあるのではないかと、指摘があるわけでございますが、思い切ったそういう新制度へ旧制度を大きく転換をさせるなどのことが、現実の実務を通じてそういう声をひとつ把握しておるか。それに対して対応するということをお考えがもしあれば、この機会に御意見をひとつ伺いさせていただきますと思います。

それから桜井さんと宮崎さんに、ちよつと関連するわけでございますが、きょう聞くべきテーマでないかもしれませんが、十月の第十六回の農協大会に向けて大変御苦労されておられる話も伺っております。

そこで端的にお伺いさせてもらいたいのですが、ことしの乳価をめぐる情勢や、これから農産物価格をいろいろ決定していくというそういうことに立ち向かうわけでございますが、その中で、言い方はちよつと適当ではありませんが、その中でも、どうも機械の問題や、それから肥料の問題やその他飼料の問題等いろいろ具体的な問題があるわけでございますが、そういう問題を通じて価格を上げるといふことは、昨今の国際情勢その他から言つて厳しいことは重々承知しながらみんながんばっているわけでございますが、せめてこういう生産経費が増高しない、逆に言うと低減できる、そういうこと等を経済行為や指導業務の中でも具体的に輸出してもらふならば、われわれはもつと農協を中心にして、そしてがんばることができるといふふうな声が率直に聞かれるわけでございます。

そこで一つの例を申し上げますが、乳価をめぐる価格問題が論議されたときに、飼料等については全部の扱いの四五%ぐらいが全農である。プライスリーダーになれる立場にある一つの農業団体

がもつと農村の実態に即して協力してもらいたい、こういう声も実際問題としてあるわけでございますが、そういう営農資材、生産資材を扱っている立場で、そういう機械や飼料や肥料等について十分配慮されてやっているものと思ひますけれども、そういうものはひとつ今後の刷新の中でも具体的に検討していることなど、あるいは政府に対して具体的にこういうことはできぬかというような問題提起がもしあれば、この機会に伺わさせていただきます。今度の農協法改正の関連の中で、われわれもひとつ貴重な御意見を聞かしていただいて反映させてみたいものだというふうに思ひうわけでございますが、ちよつと漠然としておるので非常に答えしづらいかもしれません、お気づきの点だけで結構でございますので、ひとつお伺いをさせていただきますと思います。特に、中央会と両方でございまして、実務と指導体制というふうなことで、関連がもし御理解いただけるなら、お二人の立場からひとつ御意見を伺わさせていただきます。こう思ひうわけでございます。

それから、三輪先生にちよつとお伺いしたいのでございますが、三輪先生はいま、受動的な立場で今回の農協法の改正は、内閣為替の問題にしても原材料の問題にしても、必然的に受動的に起こつた問題であるというふうにおっしゃられておるわけでございますが、それはそのとおりだと思いますが、農業団体やその他が協同活動を通じてもつと積極的に農協法の中で幾つか改正をして、そして業務の円滑な推進を期するためにこういうことについては少し考えるべきである、むしろ前に出て農村の実態をひとつサポートするために法律やその他制度の問題を積極的に見直すべきである、もしそういう観点で問題点があれば、この機会でございますので御意見を伺ひさせていただきます。こう思ひうわけでございます。

○羽田委員長 それでは、順次お答えをいただきます。

森本参考人、お願いいたします。
(委員長退席、亀井善)委員長代理着席

○森本参考人 渡辺先生から、農業金融につきましのやや基本的な点についてのお尋ねがございました。

まず、公庫資金と系統資金はどういう分野でどういう関連を持つべきかということでございますが、御案内のように公庫資金は、民間の金融機関では融通することがむずかしい分野を受け持つのだということに法律上なっております。したがって、系統金融を補完するというのが公庫資金の位置づけということであらうと思ひます。

現実はどういう分担をしておるかということになりますと、御案内のように公庫資金は基盤整備あるいは政策性の強い長期資金といったようなものを分担をしております。系統金融の方は運転資金なり一般的な施設資金というようなものを分担いたしております。ただ、その間に若干の重複がございますので、従来からその重複分についてはなるべく両者の分野を調整すべきであるというふうな意見が特に系統方面から出てまいりました。従来そういう方向で努力が行われてまいりました。したがって私も、そういう点についてはなお引き続き検討なり努力を続けるべきものというふうに思っております。

ただ、そういった公庫資金と系統資金の関係を、単に従来のような分野調整といったような観点からだけ見ておつていいかどうかということになりますと、私は、むしろ今後、公庫資金なりあるいは系統資金の間に相互に一体となつて協調して融資をするというふうな考え方をこの際出してこなければならぬのではないかと、こういう感じがいたしております。といひますのは、現在御案内のように、農業は非常にむずかしい環境でいろいろな課題を抱えておりますけれども、たとえば、農業生産の再編成をする、あるいは農地の流動化を高めまして経営構造を改善していくというふうな面、いずれも最近、地域農政とか地域農業の確立とかいったような言葉で言われておりますように、地域ぐるみで、その地域にありまふところの農家がお互いによく相談をして、農業生産のあり方な

り、今後の協業なり中核農家を育てるといったようなことを相談をして、やや地域単位の計画としてやっていかなければならぬ。個々の農家の創意はもちろん必要でありますけれども、そういった仕事が多くなつてくるのではないかと、それがまた、今後の農業改善の重要なポイントになるのではないかと、こういうふうな感じがいたします。したがって、そういった地域における農業再編の計画をやつていきますのにいろいろ資金が要つてくると思ひます。これは一々申し上げませんが、そういった資金を総体として農業金融として受けとめるといふような農業金融の仕組みが今後考えていかなければならぬ非常に重要な点ではないかというふうな思ひをしております。そういう総体として受けとめるために、公庫資金なりあるいは系統資金がそれぞれ分担をいたしまして協調して融資をしていくというふうなことをぜひ考えていったらいいのではないかと、思ひます。

一つそういう方向に向かつておる資金が、御案内のように、五十六年でしたかにつくられた地域農業再編整備資金といったようなものがございます。これがややそういう発想を取り入れた従来の一種のユニークな制度資金ではないかと私は思っております。また、実績が十分わかつておりませんから実績に基づいて評価をするというところまでいっておられませんけれども、そういったものを改善拡充をしていけば非常に結構なことではないかと、いふふうに思ひます。○桜井参考人 農産物の生産費を切り下げるためにどういふふうな対策を農協として考えていかなければいかぬか、こういうふうな御指摘であらうと思ひます。基本的には、経営規模の拡大をしなければいけないということでございますが、個人経営による規模拡大と集团的な生産組織による規模拡大と両面を私は考えていかなければいかぬと思ひます。農協の内部でいろいろ検討を大会に向けましておるわけでございますが、私どもとしては、先行き二割の生産費低減ぐらい

を目安にしたいという考え方でございます。このためには土地利用の調整の問題がございますので、農協も積極的に貸し手と借り手が円滑にうまくいくような調整に意欲的に取り組んでいかなければいかぬというふうに考えております。

それからもう一つ、資材関係におきましては購買機能の強化の問題でございます。御承知のとおり全農がそれなりの体制整備をしておりますけれども、この力の基礎になりますのは、予約を大量に系統に集めてそれを背景としましてメーカーと交渉するというところでございますので、今後の予約注文体制の徹底というのが一つ大事であろうと思っております。

それからもう一点は、特に農機具等の問題につきましては、新品の農機具を次々切りかえるというのではなくて、中古の農機具の利用を十分考えていかなければいかぬわけでありまして、中古の農機具の市場整備というふうなものも大きな課題であろうというふうに思っております。

さらに、ただ単に機械だけの問題ではなくて、これからの問題としては土地、労働力、それから機械等を含みます生産資材を有効活用するために、地域の営農集団、こういったものを育成していくことがこれからの大きな課題になるうかというふうに考えておられて、そういう方向で系統農協自体も努力してまいりたいし、政府にも必要なお面におきましては要請をしてまいりたいと思っております。

○宮崎参考人 御質問のありましたうち、農機それから飼料、肥料について系統農協の考え方、また実施状況を簡潔に報告を申し上げます。

いま申し上げました三つの資材は農業にとりまして最も重要な基幹生産資材であります。したがって、系統農協は三段階ございまして、農家の立場に立った購買体制を確立をし実施をいたしております。

若干内容を申し上げます。まず、農機の問題でございますが、御質問のとおり過去一時的には、常にモデルチェンジをして

新品を売りつけるというようなメーカー側の体制もありましたし、また、これは農協だけではございませんで、農協のシェアの方が低いわけでありまして、メーカーの系列販売会社等もそのようなことでいわゆる新機をどんどん売り込むというような時期があったわけでございますが、現在、農業情勢の厳しい中で、われわれといたしましては新しい農機運動の展開を昨年の十二月に決めまして全国の統一運動といたしております。その内容を若干申し上げますと、農機が生産性向上のために大きな役割を果たしたことは当然でございますが、現在、水田用の機械を中心にとほとんど一巡をしておる、こういう現況でございます。したがって、今後の系統農協の方針でございますが、すでに導入をしております農機を耐用年数いっぱい使うという運動も強力に展開を始めてまいりました。したがって、それに必要な修理整備事業等をさらに強化するということ、さらに中古機の流通を促進する、これを農協、県連、全農が一体となって展開しようということを決めて実施に入っております。

さらに、いま言ったようなことを実現するために部品の整備供給体制の強化ということも大きな柱であります。なお、新規のものについてはやむを得ない必要なものについて更新を行うという方針でございますので、今後、営農指導の技術体系とあわせて導入を図っていくということを中心にかけておりますし、ほかに、先ほども全中の方から申し上げましたが、機械化銀行等の共同利用また、組織的な効率利用、これらを進めていくという考えで運動を展開いたしました。このような新しい体制を備えまして今後運動を展開する、すでに始めておりますが、その成功のために最大の努力をしてまいりたいと存じます。

それから、肥料関係でございますが、これについても全農のシェアが非常に高いわけでございますが、それだけに大きな責任がございまして、したがって、われわれといたしましては肥料の量の安定確保そして肥料価格の抑制ということを再重点に体制を強化いたしております。

蛇足でございますが、とにかく日本は食糧の自給率が低いけれども、肥料に至っては全然ありません。燐鉱石もすべて輸入、カリの原鉱石もすべて輸入であります。アンモニアの原料も、あるのは空中窒素だけで、石油であります。日本の農業は空中窒素だけで、石油であります。日本の農業生産に欠くことのできない肥料がほとんど海外に依存しておるというところでございまして、われわれといたしましてはとにかく、海外からの原料の安定確保という点については特に意を用いている次第であります。

若干申し上げますと、燐鉱石につきましては直接アメリカから、みずから開発をして持ってくるというふうなことに着手いたしております。その他カリなどについてもカナダから大量に入っておりますし、ソ連からも三〇％入っております。実は、私も全農専務になってびっくりしたのであります。が、いきなりとめられまして、若干在庫があったのでピンチを抜きましたけれども、ソ連に飛びまして、ソ連の鉱工品輸出公団の總裁と直談判いたしまして、修復をして安定的に持つてくるというような努力をいたしております。

そういうことで、これは肥料二法に基づく届け出制、行政指導がございまして、原価決定に当たりましては農水省で詳細に原価、コスト、すべての問題について統計をとっております。したがって、それをもとにわれわれみずからの調査その他あわせてメーカーと徹底的な交渉をいたしまして、肥料の価格抑制に努力をいたし実現いたしております。

なお、肥料は、海外原料の円相場等の変動がございまして非常に不安定であります。しかし、生産農家ににつきましてはできる限り安定した価格で供給したいということで、すべて組織の合意をいただきまして年間一本契約で進んでおります。したがって、この間原料の高騰があつても、円が低落して原料が上がつてもお互いに保障し合うということで肥料共同購入積立金の制度を新たに発足させまして、全農、経済連、そして農協もこれに加盟いたしまして、現在、その積立金に入りまし

たので、相当な騰貴等がありましてもそれに対応できるというような体制をいろいろと組みつつある、こういうことであります。

それから飼料につきましても、全農が非常に農家の立場に立つて飼料の供給をいたしておりますが、シェアも四〇％弱でございます。したがって、これについても全農の果たす役割りは非常に大きいので、畜産経営の厳しい現状から、量の安定確保については当然でございますが、価格の抑制についても、私たちが徹底的に極力最大の努力をしております。これについても当然農水省の徹底的な指導があるわけでございますから、私たちは、引き上げざるを得ないときには極力上げ幅を上げないという努力をしてまいりました。また、下げるときにも、なし得る限り引き下げの最大限の努力をしてまいりました。なお、昨年の七月に四千円弱、今年の一月にも五千円弱、この価格の引き下げを行いました。その間にいろいろな円の変動等がございまして中間でも戻す、われわれは営利を目的としておりませんでそういう性格の団体でございますから、円相場等の上昇によるメリットはその都度戻すということ徹底して実行いたしております。なお、海外原料等もきわめて不安定でございますので、これらの直接輸入については、現在体制を整えて実現中でございます。

要は、この三つの基幹資材については私たちの責任は非常に大きいので、いま申し上げたような対策で進んでおります。よろしく御指導を賜りたいと存じます。

以上です。

○亀井(善)委員長代理 この際、参考人に申し上げます。時間の関係がありますので、答弁は簡潔にお願いいたします。

○三輪参考人 今回取り上げられております改正のほかに、現在、農協法のどの部分かを改正することによって農協の積極性を引き出す余地はないのか、こういうお尋ねであつたかと思ひます。私は、農協法は、農協の活動に対して一つの枠

組みを与えるという性格を持った法律だと思えます。一方、農協の活動というのは、自主的な、それと同時に社会的な責任も十分に自覚したそういう活動であるべきものだと思うのです。農協の自主的な活動、社会的な責任を十分自覚した自主的な活動を行わせるような枠組みを与えることが農協の積極性を最もよく引き出す道だと考えます。そういう目で現在の法律を見ますと、かなり自由な活動の余地は与えているものであって、現在のところお話の趣旨のような形で問題にすべきことはないのでないか、こういうふうにかえします。

○渡辺(省)委員 どうもありがとうございます。

○亀井(善)委員長代理 小川国彦君。

○小川(国)委員 最初に、農林中金の森本理事長に、農協金融のあり方についてお伺いをしたいというふうに思っております。

昨今の農家経済を見ますと大変な苦境にあります。大まかに見ても、五十六年度の平均で水田農家で約百万、普通の畑作農家で二百万、施設園芸の農家で三百万、畜産農家になりまして四百万から五百万、これは全国の農家当たりの平均ですが、そのぐらゐの負債を抱えておる状況にあります。さらに個人の最高を見ると、一千万から数千万という大変な負債を農家が抱えておる状況があるわけでありまして、非常に憂慮にたえない状況だというふうに考えておるわけでありま

す。本来ならば、農林中金は農民に貸せるあるいは農協なり農家の関連事業に金を貸せるということが一番望ましい姿でありますけれども、現実の農家や農業経営の姿というものは、いずれの農家を見てもそれぞれ大変な負債を抱えて運営されている状況にあります。そういう意味で金融面から見た農家負債の現況というものをどういうふうにごらんになっているか。これは農業再建の非常に大きな課題であるというふうに考えられますので、中金の最高責任者として全国の農業金融の動き方

を見ています中で、この辺の農家負債の状況から農家の再建というものをどういうふうにお考えになつていらっしゃるか、この点を一点承りたいと思うわけですが。

それから、農業金融の中で私も感じますのは、海外の経済協力なんかを見ますと、たとえば、海外における農協の開発輸入であるとか、あるいは農業のいろいろな援助事業であるとかいうところへの貸し付けは五年据え置き二十年償還、金利が二割あるいは三割というふうな非常に長期、低金利の金が貸し付けられているのですが、日本の農家でも、たとえば、長期的な事業についてはそういう国の援助の中で、これはもちろん農林漁業金融公庫の行うべき仕事であります。中金として、そういう農業金融、長期、低利のものを提供し得る状況というものはどうしたつくられるのか、こういうこともやはり御検討いただきたい課題だというふうに思っております。その点についてまず御意見を承りたい。

○森本参考人 第一点の、農家負債がかなり多くなつておるのではないかと考えてございせんが、ちよつと計数的なことには私持っておりますが、最近の系統金融にいたしましてもあるいは公庫金融でも自創資金その他が相当出ていますから、御指摘のようにやや後ろ向き資金といえます。負債整理的な資金が多くなつてきておるというような感じがいたします。

そこで、特に系統金融について申し上げますと、いろいろと政策的にも畜産等につきましてはままで融資をしておつたものの滞りがあつて、それに対してまた借りかえ資金といふかそういうふうなものがかんたなくさん出ていくという形になつております。そういう意味では、一つの民間的な金融の循環の中でそういう負債整理的な資金が一体どういうふうな処理されていくのかという点につきましては、いろいろ考えをめぐらさなければいかぬような要素が出てきておるのではないかと気がしております。特に、農業ではございせんが、水産の金融などを見ますと、水産

業が非常に苦しいということで系統金融についてもかなり滞りが出る、それに対して保証しておる保証機関がまた大変なことになるといふことで、農業金融を円滑にやっていく一つの循環なりからくりの中で、そういう非常に苦しい農家に対して円滑に資金を融通していくために、いま言ったような一つの実態をどう整理し改善していくかというところは、今後、私も考えなければいかぬと思ひます。政策的にもまたいろいろお考えを願わなければならぬ点があるのではないかとこのうな感じがしております。

第二点の、長期、低利の金を系統あるいは農林中金自体として考えるべきではないかという御質問でございますが、これは御案内のように、公庫資金がそれを担当しておる、また系統におきまして現代化資金がそれを担当しておるという形になつております。ただ、私もプロパー資金と言つておりますが、そういうものの以外の資金の面でも、たとえば、私もでは通常の金融以外に系統に對し、特に重要なものについては金利を安くしておるといふようないわば私もにおける要綱融資のようなものをやっております。また、各地の信連におきましても同様な、重要性の高い長期の資金について低利で貸すというふうな仕組みも考へておるようでございまして、制度資金と相まって私も系統のプロパー資金においてもそういう形で、必要な長期資金に對してはできるだけ低利で融通をするという仕組みを今後も研究していかなければならぬと思つております。

○小川(国)委員 それからもう一点、農林中金の森本さんに伺いたのですが、今回の改正の中で買外貸し出しの枠というものが拡大されていく方向にあるわけでありまして、信連とか単協の貸し出しの状況の中で、買外貸し出しが不動産業であるとかあるいは風俗営業にまで貸し出されているという実例があるわけですから、本来、農民の預金であり、農業金融でありますから、できるだけ重点は農業金融であつて、農民の金が風俗営業にまで

貸し出されていくという実態は本当に好ましくないと考えるのでございしますが、この点について金融の総元締め立場からどういうふうな御所見を持っていられるか、お伺いしたいと思います。

○森本参考人 たしか農協の模範定款例によりますと、買外貸し出しは量的な限度もございすけれども、また質的というか、どういふところへ貸すようにしたいかというふうな形で出ております。恐らく全国的に見まして、それぞれの単協におきましてはそれと同様の定款のもとに運営されておると私は思つております。

それによりますと、買外者に対して風俗営業のような資金を貸すというふうなことは実はなつていないと承知をしております。それはそれとして、実際の農協の運営また、農家の資金をいかに運用していくかという際におきましては、もちろん、先生がおっしゃいましたように公序良俗に反するとか、あるいは社会的な批判を浴びるとか、そういうふうな形で資金を運用あるいは貸し付けをするというところは農協のあり方としても厳に戒めなければならぬと私は思ひます。

○小川(国)委員 次に、全農の宮崎副会長にお伺いいたしますが、御承知のように輸入農産物が年々激増してきている。そこへ今日、輸入枠の拡大の問題からさらに撤廃の問題まで起こつてきております。これは即農協の事業量の減少にもつながつていく。輸入農産物がふえてくれば当然国内農産物の取扱量は減るわけでありまして、それだけ農協の事業量は減つていく。ですから、輸入農産物の枠の拡大は農協の事業量の減少につながつてくる、こういうことで、これは全中さんを中心にして活発な自由化反対運動が進められておりますが、事業体としての全農としてはやはりこれに取組む強い姿勢がなければならぬ、こう思つて臨んでおられますか。

○宮崎参考人 いまの御質問でございしますが、私たちは全中も全農も、またすべての農協団体、その他の農業団体とも一致いたしまして、日本の農

業の現状から見ればこれ以上の自由化、枠の拡大は絶対に反対だという態度は全く同じでございまして、それを運動してまいります。したがって、自由化されたならばどうするかという仮定の考え方は持つておりません。ただ、現在、われわれとしては日本の農業そのものをいかに体質を強化し、コストを下げるかという努力はしなければならぬという点は、先ほども全中の桜井常務が言われましたように、現在、系統農協で検討を加えておりまして、秋の農協大会には農業の振興戦略の具体的展開方策というものが提案されるわけでございまして、これは実はきょうも農業対策委員会でも検討しております。その内容はまだ確定はしておりませんが、要は、日本の国土の狭い一戸当たりの零細経営の中でいかに分散集約性、いわゆる農地が分散され集約しているかというようなものについてこれの集約を図る、そして地域を中心とした営農集団を育成する、これによって農地の有効利用、高度利用、そしてコストの上昇を抑えるというような問題に取り組みうということが現在の姿勢でございまして。

私も畜産の委員をしてありますが、畜産で出された資料によりますと、日本の農産物は何でも高いといいますが、畜産物などでは、鶏卵などでは完全に海外に負けておりません。その他、ECなどとは比べますともう七割、八割水準までいっております。ただ、アメリカやニュージーランド、オーストラリアのような広大なところの一戸当たりの経営面積、これらと比べた場合はまだ容易ではございませぬが、EC数字にかなり近づいておるといふ現状でございまして、今後、いま申し上げたような団体もまた、農家も一体となつてその農地の有効利用等図るならば、少なくともそう遠い機会ではなくてEC程度の水準になるであろう、また、その努力をしなければならぬというふうには考えます。

それは先の話を言っておるわけでありますが、あと現状としては、われわれはすでに地域の営農振興計画を立てまして、できる限り必要なものは

必要なだけつくるといふことを行いまして、需給調整を図りながら農家所得の安定を図るといふような運動を続けておりますし、先ほど申し上げた原料の確保等についても努力しておる、かような状況でございまして。したがって、政策的にはいままずぐすべてを自由化して外国の農業と闘わせるといふことは全くむねな話でございまして、これは絶対に反対であります。

以上です。

○小川(国)委員 全中の桜井さんにお伺いしたいと思ひます。

いま全農の副会長も述べられたような貿易自由化のあらしというものが日本農業を根底から覆していくおそれがある。これはそれぞれの組織がこれに対して闘っていくという考え方を持っているわけですか。

もう一つは、いまの消費体制といひますか自由経済の中で、協同組合主義に基づく農協というものが当然自由競争のあらしの中に置かれていくわけでありまして、その中では商業資本との激しい競争場裏にも置かれていく。したがって系統利用といふたてまえだけでは、農協の経営の維持発展といふものはなかなかむずかしいところに来ているのじやないか。これは従来から主張されている一つの理論であります。農協二段階論、いわゆる全国組織と最前線の単協とが直結した形で農協の効率的な運営ができるということも図らなければならぬのじやないか。現実には全国段階から都道府県、それからまたさらに支所があつて単協があるというところになりますと、四段階になっている状況もあるわけでありまして、こういう農協組織の効率的な制度の改革といひますか、そういう方向をどのようにお考えになつておるか、それからもう一つは、これは働くいろいろな労働団体からの強い要望があるわけですが、いま週休二日制といふのが、働き過ぎの日本人といふことでもう少しゆとりを持った生活をすべきではないか。ところが金融関係の労働者、こういう人たちが週休二日制を履行しようとすると、郵便局が

あり農協がある。一番問題は農協である。農民の立場からすれば、これはおれたちが三百六十五日真っ黒になつて働いている、その組織である農協が日曜日のほかにまた土曜日も休むとは何だ、当然農民のこういう意見もあると思うのですが、やはりこれは日本全体が、もちろん農民も含めて週休二日制くらいのもう少しゆとりを持つ日本の社会といふものをわれわれは考えるべきじやないか。高度成長から安定成長に入った日本といふのは、もう少しゆとりを持った働く者の社会といふものがつくりななければいけない。そういう意味では、農協の考え方でも週休二日に向けて一歩前進するといふような体制がつくれぬものか、その点をひとつお伺いしたいと思ひます。

○桜井参考人 第一の段階制の問題でございまして、三段階か二段階かといふのは古くして新しい問題でございましてけれども、この問題につきましましては明確に将来二段階を目指すべきであるといふふうな結論を現在持つておるわけではございませぬ。従来、伝統的に行政とともに産業組合以来農協が現在まで来たといふこともございまして、実際の事業の仕組みの中で段階別の機能分担を効率的にやていくといふ現状の仕組みの中で、さらに改善の余地が相当あるのじやないかといふふうに考えておりますし、単位農協の合併が進展をしていくことに伴ひましてこの問題を将来どう考えていくかといふのがあらうかと思ひますけれども、現状で直ちに二段階の方向が是である、それが一番農協組織のあり方として正しいといふ結論はにわかにつけがたいといふふうに思つております。

それから、信用事業の週休二日制の問題につきましては、去る四月十六日に全国中央会の理事会におきまして次のような方針を決めて、現在その方針に基づいて進めておるわけでありまして、それは具体的にはどういふことかといひますと、民間の金融機関、郵便局と足並みをそろえまして月一回の土曜、休日信用事業につきまして実施することを目標に準備を進めていこうじやないか、そ

のためにには農協なり組合員の理解を得なければいけません。特に、農協の場合は信用事業のほかに販売、購買事業、いろいろな共済をやつておるわけでございますので、ほかの金融事業単一の機関とは違ひかなりむずかしい問題があるかと思ひますが、そういうむずかしい問題を農協なり組合員の理解を得て、先ほど言ひましたように民間金融機関、郵便局が足並みをそろえようといふことを条件に、前向きに現在組織討議を始める段階になつておるといふことでございまして。

○小川(国)委員 最後に国学院大学の三輪先生にお伺いしますが、いま、農民の農協離れという傾向が非常に起こつてきている。おらが農協という意識が戦後、農協法等の制定の直後には非常にあつたわけですが、いまは農協もいろいろな商社なり商店なりそういうものと同列に置いておる。ある場合には機能的、効率的あるいはまた、低価格であれば商社の方に走るといふ傾向も非常に強くなつてきている。そういう意味では、農協の体質改善といふものもやはり必要なのじやないかといふように考えられるのですが、今後の農協の一つのあり方、そのことについて、こういう短時間では大変むずかしいと思ひますが、要約した形でどういふふうにお考えになつていらつしやるか、伺いたいと思ひます。

○三輪参考人 大分前から農協をめぐる議論の中では言われてきている大きな問題であります。一言で農協の体質改善とよく言われてきた問題であります。結局、毎日農協で働いておりました役員とそれから一般の組合員と、この結びつきが弱いと農協離れが起こるわけですね。農協離れを解決しようとするならば、その結びつきを強めるということと具体的な方策として考え、工夫し、実現していかなければいかぬといふことになるわけでございます。この組合員の農協離れについては、農協の役員側の側でかなり深刻な反省がされてきているといふふうに思ひます。私、その辺を資料的に少し、いつごろから始まつてどう動いてきたかといふことを調べたことがございまして、昭和三十

年代の半ば前後の時期から自覚が起りまして、その後二十年の間にずいぶんその点での前進がなされてきていると思います。協同活動強化運動の旗が掲げられてその点がさらに具体化して進められておるわけでありまして、私は私の立場でいろいろ具体的な提案などもしたりしておりますけれども、話が細かくなりまして、ここでは省略させていただきますが、確かに前進はしておるといふふうに見えておることだけ申し上げて終わらさせていただきます。

○亀井(善)委員長代理 松沢俊昭君。

○松沢委員 参考人の皆さん、大変忙しいところおいでいただきましてありがとうございます。時間がありませんのでごく簡単に御質問申し上げたいと思います。

まず、中金の森本さんに御質問を申し上げます。と思いますが、中金の金、農協の金というのは、言ってみればこれは農民の金なんでありまして、それは、したがって返す場合におきましてはそれにはやはり利子をつけて返さなければならぬという性質のものなんですね。今回の法改正からすると、当然オンラインなどの関係で改正をしなければならぬという面もありますし、それからもう一つは、やはり都市化した地帯におけるところの員外貸し付け、これが余り制限が強いということになりますと、なかなかうまく資金運用というものができないじゃないかというふうなそういう必然的なところから法改正という問題が起きてきているというように私は考えるわけなんです。ただ問題は、しかし、農協というのはやはり農民の協同組合なんでありまして、その資金運用の面においてうまくいくようにするということも大事ですけれども、そのことによって農協本来の性格がばけてくる、また、そういう危険性というものもあると私は思うわけなんです。その辺の絡みというところがやはり非常に問題の大きいところなのじゃないか、こう思うのですが、その点はどのようにこれから運用していかれるということなのか、そのお考えをお聞かせください、こう思うわけ

であります。

それからもう一つは、金を貸す、借りるというのはやはり信用事業なんでありまして、借りておなすところの能力のないものには貸すわけにはいかぬと思うのです。日本全国ずっと農村を回って歩きますと、金を借りてもおなすところの能力のない連中がたかさん、いけるけれども、ここへ投資をすればこの地帯というものは大変な農村になるのじゃないかというふうな場所も相当あるわけなんです。だけれどもこういう場所には農協系統資金というものをぶち込むわけにはいまの段階としてはいかぬと私は思いますが、しかし、これはやはり将来日本の農村再建のためには考えていかなければならぬところの問題点になるんじゃないか、こんなぐあいには実は思っているんです。都会は過密、農村は過疎、こういうことになっているわけですから、その辺のバランスを直すためにも考えなくてはならぬところの問題点なんじゃないか、こう思うのですが、その辺はどうお考えになっておるか、お考えをお聞かせください、お願いします。

それから、全農の宮崎さんにお伺いを申し上げます。たいと思うのですが、はつきり言いますと、全国段階があつて県段階があつて単協がある、こういう状態になっておられて、私も農協の組合員なんです。さっぱり上の方がわからぬわけなんです。たとえば、米を取り扱うにいたしまして、どう考えても、良質米奨励金というのが、政府から千五百五十円ぐらい一俵についているのではないかと、あるいはまた、その他取り扱いは金というのがついていないかというふうな勘定しても、もっと高く精算してもらわなければならぬと農家は思っているわけでありまして、けれども、農家が考えるほどに高く精算をしてもらえないという問題があります。

あるいはまた、えさの問題なんかそうですけれども、国際価格というのは非常に安いと言っているのではありません。農協の方で配合飼料をおつくりになっているわけなんです。要するに、そのシェ

アというのは一番大きいと思います。しかし、安いといわれましても、庭先に来るとべらぼうに高くなつてしまふわけなんです。これはどうも農家としてはなかなか理解ができないという面があるわけなんです。そういう点をもう少しわかりやすく、こういうわけになつていけるんだ、すばつとだれでもわかるような、そういう運営の仕方というのはいかなるものか、これをお伺いしたいと思います。

それから、せっかく新潟県からおいで願つたわけでありまして、吉原さんにお伺い申し上げます。

吉原さんは、非常に長い間農協マンとして、農協の指導者としてずっと御活躍になつてこられたわけなんです。さつき、全農を切るなんというふうな前科があるんだからというお話がございましたけれども、私は、必ずしも全農を切るというのは悪いことではないんじゃないか、そこには問題点があるんじゃないか、あつたから指摘した、こういうことだと思つておられます。その後、中央から新潟にお帰りになつて、そして新潟の経済連の会長を長くお務めになつて、最近、顧問になつておられるわけですが、いままでの経験から、これからの農協にこういうことを注文するという注文があらうかと思つておられる、あつたら、この際披露をしていただきたい、こうお願い申し上げます。

大体時間が参りましたので、答えだけお聞きしまして、この辺で終わりたいと思います。

○森本参考人 第一点、今回の改正によって農協の性格等に余り混淆を来さぬような制度改正であるべきだし、また、運用であるべきだという御質問、まことにそのとおりでございます。御案内のように、農協が先ほど言われましたような性格でありますので、農協法も、資金の運用につきましては優先的に会員なり組合員に貸す、次に準組合員に貸す、員外に貸してはきわめて制限的な制度ということになっております。これは農協の性格上当然だと思つております。

ただ、資金の実態を見ますと、調達と運用に非常にアンバランスが来ておる、恒常的に余裕金が出てきておるといふのが、一口に言えば農協の資金事情でございます。したがって、本来の業務に影響のない限り、資金の運用についてある程度緩和をしていくということが、農協の信用事業を円滑に持っていくには必要ではないかというふうには私は思つております。といふのは、最近の資金というのは、単に農協に従来のように零細な資金を預ける、貯金をするという觀念以上に、安全で高利、と言つてはちよつとあれですけども、かなりな利回りで運用してくれというふうな信託的な預金が増えてきておる。そういうことであります。農協としても、農民の需要に応じて相当の利回りで運用することによって努めざるを得ないというものが、最近の信用事業の状況ではないかというふうに思つております。したがって、本来の事業に影響を及ぼさないという限りにおいて、ある程度の特例なり緩和措置を講ずるということ、農民の期待にも沿うゆえんではないかというふうには私は思つておるわけでありまして、今回の改正は、そういう観点から見ますと特例的になつておられますし、また、限度につきましても一五％というところで、かなり締め込んだ改正になつておられます。したがって、農協の本来の性格を曲げるような改正ではもちろんありませんし、私どもも運用に当たっては、先生が言われたような農協の性格を曲げるようなことにならぬようにという御趣旨は十分体しながらやっております。

それから第二点は、農協の資金は元金も金利もつけて農家に返さなければいかぬからどこへでも借すというわけにいかぬだろうが、資金を貸すれば開発される、しかし、当面採算に乗るかどうかわからぬというふうなところにも貸すかどうかというのをひとつ考えるべきではないかというふうなお話であります。もちろん、資金を投じて開発されて、将来その事業が軌道に乗るといふようなことであれば結構であります。ただ、先ほど申

し上げております。農協の資金は農家から委託をされた資金でありますから、私どもの心構えとしては、安全で確実な運用をするということに努めなければならぬ、これが役割りだと思っております。したがって、資金をどこへ貸してもいいというわけにはいかない。資金の性質も使途も大事であります。また、貸しますところの相手が採算に乗る、したがって金が返ってくるということでないといけない。金が生かすの点をよく兼ね合いを考えまして、金は生かして使えという言葉を考えますから、両者をよくかみ合まして貸し出しの態度を決める法案というふうにして思っております。

○宮崎参考人 米の問題と飼料の問題でございますので、簡単に申し上げます。

米は、御案内のように政府米と自主流通米があります。政府米はすべて御案内のような政府の決定であります。そして、自主流通米の助成についても政府で決まっております。ただ、販売価格は、全農と実需者と協議の上で決定をしておるということでありまして、年によって違いがあります。特に、冷害の昨年はかなりのアップになっておるということでございます。それで、すべて各段階の必要な手数料、それと農家への精算というものは明らかにしております。

具体的に例を申し上げますと、政府米では、農協は一・七％の手数料であります。県連が〇・二％、全農は〇・〇六％であります。自主流通米は農協が平均で二・七％、県連〇・六％、全農が〇・三％、これは全農も販売するために経費がかかります。政府米より高くなっている。したがって、政府米の取り扱い手数料でもあるいは全農の自主米の取り扱いでもすべて機関決定をいたします。全農には米穀委員会という委員会がございます。あらかじめ審議をしてこれをこの程度というような問題を提起をして議論の上理事会で決定して了解いたします。県連でも農協でもそうでありまして、いまおっしゃるところによると、全然御理解いただかなかったと

いうことになりまして、その知らせ方に問題があるかと思ひます。今後そういう点は、一番米がはつきりいたしますから、十分に理解いたされるように農協段階まで御指導申し上げてわからせるような努力はいたします。内容は明確であります。

それから飼料について、これはいろいろ問題がございます。飼料価格、これは飼料ばかりではありません。すべての品物について市況価格というのがあります。ガソリンなども物すごく乱売しているようなものも出ます。えさも出ます。しかし、農協としては原価を計算してこれも総会の決議による手数料を掛けて出すという価格でございます。それから、これも明らかにしております。農協段階でも仕入れ価格の何％という手数料を総会で決めてやります。おのずから原料が下がるば下がるようにできています。上があれば上からざるを得ない。しかし、手数料率は一定であります。すべて総会決議ということになります。ただ、高い安いの中で問題になっております。その品質の問題とかいろいろ内容、われわれは完全配合飼料を基準にしております。二種混もあり。そういう点でいろいろな配合内容ございますけれども、その内容を理解せずにただ単に高い安いと言われる例がかなり多いのが一つ。

それからいまだ一点は、場合によっては業者がシェアを拡大するために原価を割って一時局所的な安い価格を出すというような、これはえさばかりです。それから、われわれは総合的に実態調査してみたところ系統の方が高いというものはありません。したがって、私はその内容の理解を、ただトン当たり幾らというところに問題があると思っております。私自身、実際自分のところは畜産農家であり、畜産にはおまじいけれどもかなり理解があるつもりです。たとえば、全農の完全配合飼料の場合には、繁殖豚の場合は繁殖能率にどのように影響するか、あるいは疾病抑制にはどのようなものを

使っているかあるいは飼料効率をどうするかあるいは肉質をどう改善するかというような、十分に国の研究機関等々のデータを入れて、十分に検討の上、完全な品質の飼料をつくってやっているのである。こういうことで供給します。したがって、私は、実はそういう御意見がありまして、一昨日自分の農協の畜産農家と会いました。完全に理解をさせていただきました。そういう点で、やはり内容の説明、理解等が不足ではなかったかというふうな点にたいまの御質問で感じますので、品質の内容、価格の計算はこうなっているという点については農協らしいやり方をしております。それから、これもわかるように各段階に説明をするような御指導を申し上げます。以上です。

○吉原参考人 先ほど申し上げましたように大変不意なまま出席いたしましたので、的確に申し上げられるかどうかはわかりませんけれども、おまじいこと農協運動をやってきたのだから、これからの農協を何かに考えることはないか、こういうお話のように受け取っておるわけでございます。

基本的に申し上げますと、われらの農協という言葉は私どもはしょっちゅう使います。しかし、これは本音とたてまといふことがございまして、余り本音を言うとおかしくなるわけでございます。農協が本音に苦しんでつくり上げた農協ではない、こう思っております。これは、終戦後マツカーサーからちようだいをした農協だ、ですから農家の人たちが自身に甘えがある。これは抜け切るにはなかなか容易じゃない。本音に大変苦しむ段階がなければ抜け切るには容易じゃない、こういうふうな基本的な眺めでおるわけでございます。先ほどお話がございましたように、週休二日制というようなお話もあるわけでございますけれども、実際、農協におりますと週休二日制どころじやございません。日曜日もやれよ、おら出稼

ぎに行つて、行つて先が休むのが日曜日なんだから農協くらいは日曜日やつてくれよ、こういうような声もございまして、その辺に大変な矛盾を感ずるおるわけでございます。

さつきも申し上げましたように、与えられた農協ということがあるわけでございます。農協についていろいろな商社の関係とか購買物資の関係とかでいふもろんびんにかけておる、こういうのが実際でなからうか、こう思ひます。しかも、農協におきましてはやはり経営という形が日本の農協にはあるわけでございます。指導機関をやっております。それぞれ中央会あるいはまた農協におきましては賦課金制度でやるわけでございます。形として賦課金制度でやるわけでございます。その問題でございますが、購買、販売というふうな流通の問題をやりますと常にねんびんにかけて、自分たちの農協だから結果として、われらの農協だという言葉は、正直のところ農協の役員が常にそれを掲げて組合員に教育をしたり、自分の意識をそのように持つていこうということでございます。一〇〇％考えておられるかというところに問題がございます。ですから、農協運動というのは私は、いつまでもいつまでも続けてやらなければならぬのでないだろうか、こんなふうには考えておるわけでございます。これは果樹地帯とか酪農地帯とかそういう特殊のまとまったところの意識はまた別でございまして、いままの全体的な農協の面から申し上げますと、いままの形でございます。

のか、本当にもう一遍意識革命をしなければならぬのでないだろうか、こんなふうには実は感じておるわけでございます。

御承知だろうと思ひますけれども、いま農家と言ひますけれども、昔は百姓でございまして。非常に便利な言葉がございまして、自分の都合の悪いときは、おれ百姓だから何にも知りません。一朝損得が絡まってきたと、百姓だからといってばかにするな、こういう言葉がございまして。この辺の使い分けが非常にむずかしいのでございまして、農協を眺める他の組合員の方々の考え方も基本的にどこかにそういうことがございまして。ですから、農協はこれだけ体制もできて、全国連にいたしましても県連にいたしましても組織もすっかりできてもう間違ひもない、うまくやっているとだらうとは思ひになる農業以外の方々もおいでになりまして、けれども、基本的には、まだまだ真の意味の農協運動というものはもう一遍しっかり確保しながら進めていかなければ真の農協にならぬのでないだろうか、こんなふうには実は考えております。大変抽象的でございましたけれども……

○松沢委員 大変ありがとうございます。これで終わります。

○亀井(善)委員長代理 武田一夫君。

○武田委員 参考人の皆さんには大変御苦勞さまでございます。

先ほどいろいろと貴重な御意見を伺いました。私は宮城県でございまして、東北六県、農業地帯、いままでも非常によく歩いてきたつもりでございますが、そのときどきに農家の皆さん方から私が見聞きしたことの中で、いろいろ不満や要望なりを聞いてきました。そういうものを、生の声を通して皆さんの御意見なりお考えなりを伺いたい、こう思う次第でございまして。

それで、私は、今後の日本の盛衰というのは農協の農民に対する取り組み方、大きな比重がそこにあるんじゃないかと考えます。そうなりますと農協における、いろいろな組織体の中における人

間、いわゆる職員の皆さん方がどれほど日本の農業、農家を守り発展させようかという精神の問題が非常に重大になってくるんじゃないか、こう思うわけであります。

そういう点からまず、桜井参考人にお伺ひいたしますが、桜井さんはこれから中央会を背負って立つ方であるとお聞き、私もそうであろうと思つておる方でございますので、いろいろと今後の農協のあり方について勉強なさりたいは、お考えになつておると聞いておりますので、いろいろ際どい話もありますが率直なお考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。

一つは、農家に行きますと、農協太り農家は細いと言ひます。農協が大きくなつたのは何のためなんだ、こういう率直な意見を言う農家の方々ほど一生懸命農業をやつておる方であるということを知つて、見まして、私はこういう問題をないがしろにはできないと思ひます。農協活動が農家の経営の向上にあるいは農家の皆さん方の生活の向上等につかりと結びついたのであつてほしいと思ひます。そういうものが、この点につきましていかがお考えをお持ち、そういうものに対して今後どういふふうな対応をなさつていかれるつもりか、まずこの点ひとつお尋ねをいたしたい。

それから、事業は人なりと言ひます。これはあらゆるものに共通する大事な言葉だと思ひます。特に、その指導的な立場にある方々の行き方ではないん農協の中身が違つております。地域社会から親しまれ愛される農協もあれば、嫌われておるものもあります。いい子、悪い子、普通の子なんて言ひけれども、農協にもそういうのがずいぶんございまして、やはり組合長さんや理事さんの姿勢というものが非常に大きなウエイトを占めておる。ところが、理事の選挙というものがまた批判が大変ございまして、金権買収選挙の原点は理事選挙にあると言はれてゐる。これは東北の一部でありますから全国各地とは言えないのであります。が、私もこの目でずいぶん見てきました。これは

どうにかならぬものかというのがまじめに農協の姿を考える方々の率直な意見であります。これについてどういふふうにご考え、どうしていかうかという、そういう御見解がございましたらお聞かせいただきたい、こう思ひます。

もう一つ、農業外の関係活動が非常に活発である。経営主義といひますか営利第一主義といひますか、これは全農の宮崎さんにも関係あるわけでありまして、非常に活発である。そのために地域の商工業の皆さん方とのあつれき、そういう不協和がときどき聞かれる。スーパの問題、ガソリンスタンドの問題等々ございまして、こういう地域社会の中における農協の存在というものを、今後どういふふうにしていかなくてはいかぬかという問題についての御意見を伺ひたい。

最後に、もう一つお伺ひしますが、今後の農協のあり方といたしまして、大体いまの農協を見ておきますと、職能組合という原則の中に地域組合的な機能がずいぶん多くなつてきたと思ひます。ありますが、こういうような両者の性格を併有した姿といふものを今後も続けていかなければならぬものかどうかという、今後の路線といひますか、その性格の面の今後のあり方といひますか、その点についてひとつお尋ねをいたしたい。

次に宮崎参考人にお伺ひしたいのであります。が、農協が太つていくため多くの職員さんを抱えております。そうすると、やはり職員さんの給料の問題もありません、いろいろな設備投資等たくさんありますので、ある程度経営もしつかりしなければいけない、これはわかるわけでありまして、しかしその前に農家の生活、家計はどうなんだというところからスタートしてもらいたい。ところが、行つてみますと、農協の職員の皆さんはなかなか商売上手ですね。機械を販売するのにも、ただ販売しない、温泉に連れていく、旅行に連れていくと言ひまして、お互いの農家の皆さん方の心理をよく勉強している方がいるわけ、商売上結構だと思ひますが、機械貧乏と言はれてゐる以上は、そういう面で、機械を買わせるだけ

でいいものかどうか。

それからもう一つは保険がございまして。保険の勧誘にも非常に熱心でございまして、何か毎年毎年保険に入つてゐるという、そのために掛金やあるいは支払い限度なんか全然知らないような中で、大変保険の負担を感じてゐるということもございまして。こうしたやり方というのは、その組合の一つの姿勢にもあると思ひますが、今後は相対指導しながら適切な対応をしなければいかぬと思ひます。いかががお考えでございませうか。この点をお尋ねをいたしたいと思ひます。

最後に、農協という組織が一般の国民によくわかる、要するに、農協運動という大団体圧力団体であるとか、どうもそういうイメージが余りにも強過ぎまして、たとえば、今回のような貿易摩擦等あるいは輸入の自由化が非常に問題になるときも、周りの一般国民が日本農業を守るためにバックアップしてやろう、その先頭に立つて運動している農協の皆さん方と一緒に地帯でもがんばらうという姿勢が余り見えないわけでありまして。そういう国民的な運動がいつでも展開できるような土壌をつくるための努力が、これから第十六回の農協全国大会を迎えるに当たつて大きな課題にならうと思ひます。この点についてどのようにお考えになつてゐるか、五人の参考人の皆さん方に簡潔にお考えをちょうだいしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○桜井参考人 第一点の問題は、言つてみますと農協の姿勢の問題ではなからうかと思ひます。農家が農協を利用してゐるのではなくて、農協が農家を利用してゐるというふうな面が一部になつてゐると思ひます。農協の特質は、要するに、組合員がみずから農協をつくり利用し運営する、これが一般企業にない基本的な特質でございまして、それを踏まえて事業が展開される、

経営がされるということでないといふ本物の農協にない、協同組合にならないといふように私は考えておりますし、そういう方向に農協人を育てていかなければいけないと考えております。

それから特に、事業は建物がやっているわけではありませんが人間がすべてやるわけでありまして、人間によりまして組合員から農協が嫌われるあるいは好かれるということになるわけですから、もちろんこれは事業展開の仕方にも当然かかわりがあるわけでありまして、そうなりますと、いま選挙の問題が出されたわけでありまして、これも、私も時たま実弾の話は聞かないわけではございません。非常に恥ずかしい話だといふふうに考えております。この問題につきましては、特に、若い青年の人たちあるいは婦人の人たちが農協のそういう選挙が変なやり方でやられているといふことについて、一種の肅正と言つて言葉は悪いのですけれども、公明、明かな選挙に直す、この運動をしなければいけないし、現に一時そういうふうなことがあつて、青年部なり婦人部が乗り出して、公正、明かな選挙をやるように一般の組合員もだんだん自覚をして、若い人が理事に切りかわつていくといふふうなことも聞いておりますし、これは一挙に簡単に答へが出るわけではございませんけれども、そういう方向で全国農協が取り組めるように努力をしていかなければいけないといふふうに思っております。

それから、第三番目の問題でございますが、農協の特質というのは、先ほど申し上げましたほかに、営利を目的として事業をやつてはならぬといふのが農協法にも明記されておりますし、協同組合の特質であります。一般的に経営主義あるいは営利主義といふふうな批判をされる面もあるわけでありまして、具体的に申し上げますと、営利を目的に事業をやつてはならないといふ点を踏まえて事業を展開するとなれば、一つは、投機をしてはいけません。協同組合、農協は投機をしてはならない。二番目に、組合員に關係のない事業に手を出す、組合員の営農なり生活にかかわる必要もない

のを実施するといふことはいけません。でありますけれども、それでない分野にまで行くとすれば、これは農協、協同組合でないといふふうに考えておるわけでございます。

これからの協同組合、農協の活動としましては、地域の人々との連帯といふのが基本的に一番大事なことである。農業は農業だけの世界で生きていくといふことではございせん、地域の人々と一緒に人間的な連帯感の中で地域社会をよくしていくといふことが基本的に大事でありますので、不当に地元の中小の商業者を農協が圧迫していくといふことは、連帯意識の醸成にもなりませんし、今度の店舗の問題におきましても近く農水省の方から農協店舗につきましても行政指導もあろうかと思ひますけれども、協同組合の特質を踏まえながら、地域の人々と連帯して発展をしていくといふ方向をとつていかなければいかぬといふふうに思っております。

第四番目は、これからの農協の性格といふことが組織がどう変わるのか、あるいは変えていかなきゃいかぬのかといふような感じのお話であらうかと思ひますが、いずれにいたしましても農協の組織、基盤が急速に高度成長以来、低成長になりました。従来農地でありましたところが宅地、工場用地に切りかわつていく、農業者が減つていくといふ地帯の農協も当然出てまいります。その場合に、ではその農協は将来、信用組合になるのかあるいは生活協同組合になるのか、こゝの問題も当然あるわけでありまして、その地域に農業者がある、正組合員がある、農業もやられておる、都市農業として新鮮な農産物を供給してある、そういう者がある以上農業協同組合としての性格は持ち続けていかなければいけない。場合によりましては准組合員の方が多くなるにいたしまして、農協としての特質を踏まえて事業展開を図つていく必要がある。ただ、先行きそれでは全然農地がなくなつたつたといふ場合の農協の対応といふふうな問題もあらうかと思ひますが、そう

いう場合に一体どうするか。それは場合によりましてはさらに広域の合併をしていくといふふうにも考えられますし、にわかには現在の都市農協が信用組合になればよいあるいは信用金庫になればよいといふふうには考えていないわけですが、組織の基本にかかわる問題でございまして、そう簡単に結論は出ないといふふうに思つております。

○富崎参考人 先ほど農協の例を取り上げまして御質問でございしますが、農機の扱いについては先ほど基本的な申し上げました。現在は、昨年十二月から全国統一運動として、現在持っている機械を耐用年数いっぱい使おう、そのために修理、整備事業を強化する、部品対策を強化する、こゝういふ運動を展開しております。なお、農機の更新に当たつては、営農技術、営農指導と一体となつた購入を進める、こゝういふ基本方針で運動を展開中でありま。

したがって、先ほどの御質問にあつたような温泉に招待をしたといふ話でございしますが、全国にそういう点は絶対ないといふことではないと思ひますが、恐らくそれも農協でやらなければ他の業界でやるというので、対抗的な問題もあつたといふふうにお伺ひしてあります。しかし、基本は入り用なものをとにかく買わせる、しかも耐用年数いっぱい使つていく、それから中古機の活用も組織的に、こゝういふ運動でございまして、今後には売らんかなという姿勢ではなくて、本当に必要なものを農家にあつせんするといふ精神で具体的に臨んでいきます。

それから、保険、まあ共済の問題についての御質問でございしますが、私は、いまは全農ですから専門でございせんけれども、これについてはいろいろ過去の歴史があります。日本の産業組合の発展の過程では、高利貸しから逃れようといふことで信用事業がまず発展いたしました。次に、肥料、生産資材は硫酸や過燐酸ができたけれども、べらぼうにもうけられる、とてもこれではかなわないからみずから共同購入しようといふことで購入が始まつたわけでありまして、販売品は個々に

売つて買ひたがきがあつてどうにもならないといふことで、共同で高く売ろう、これが産業組合当時の原則であります。その当時、共済がなかつたもので、災害に遭つたあるいは一家の主人が亡くなつた、火事になつた場合には、すぐに家をとりとれる、田地を売り渡す、子供を身売りさせるといふような悲惨なことがあつたので、それを救うためには共済事業がなくてはならないといふので血のにじむような努力をしたといふのがわれわれの先駆者の歴史であります。それがよくよく実現できたのが戦後の農協法でございまして、したがって、いまやつてゐることもあくまでも農家の生命、財産を守るといふその本質には変わりはないわけでありまして、それについて、われわれは生活設計といふものを指導してまいります。おたくには田地がどれだけありますから万一の場合はこれだけの保障額が必要ですよ、あるいは子供が何年ごろ大学に入ります、何年ごろ結婚します、その場合には資金が必要ですよ、ですから生命を保障すると同時に、その資金も蓄積しましょうといふような、完全に個々の農家の生活設計に立つた必要額を示して、それに加入できるような、しかも可処分所得との関係を見ながら無理をしないといふ基本的な方針で進んでいるのが実態でございまして、したがって、さっきの農機でも共済でも農協が拱手傍観して何もしなかつたならば、これは一般に農民の生活設計には無関係で勧誘に來ます。かえつてその方が危険性がありますから、われわれは農家の生活防衛のためにいまま言つたようなことをやつてゐるというのがわれわれの基本的な考えでありますので、御理解を賜りたいと思ひます。

それから、一般国民にもつと理解させろ、これはわれわれも歯がゆく思つてゐます。いかにわれわれが主張しても、たとえば、私も幾つか自由化問題で投書をしてみましたが、載つたことはいりません。農家の意思なんか全部無視で、むしろ一方的な強い圧力の方がどどんと載つてくるといふのが現実であります。したがって、

これはどのような力関係にあるのかわかりませんが、これだけでも、われわれ自身が歯がゆいというのは事実でございます。もつとこの日本の食糧の現実を認識してもらいたい。恐らく二〇〇〇年になれば食糧は逼迫するだろうと言われていても、現在、全部日本の農業は壊滅してしまうような自由化論が横行している。したがって、これについての理解をさせると言っても、われわれは金を出さなければ理解をさせられないのです。一般に報道するにも金をかけて印刷物をつくってばらまかなければだれもやってくれない現実がありまして、非常に歯がゆいわけでございますが、われわれは決してわれわれのエゴで言っているわけでありませんで、農協法にありまうように、農協は組合員の経済的な社会的な地位の向上を図る、いま一つ、広く国民経済の発展を期すると書いてあります。ですから、あれは農民のエゴで、自分たちの立場でやっているのではなくて、日本民族に安定かつ豊富に食糧を供給するというのも農協の使命であるというふうに感じ取れます。そういう点がなかなか理解せられていないので、いま、全国農業中央会と対外的な正しく国民の理解を得るための広報活動をみずからなすべきだということが取り上げられました。きょうも農業対策委員会である程度方向が出ておりますけれども、今後、先生方の御指導をいただきながら正しいわれわれの主張、これを理解していただくような運動も積極的に展開する予定になっておりますので、申し上げておきます。

以上です。

(亀井善)委員長代理退席、委員長着席

○森本参考人 たいだいま宮崎参考人から言われたのと大体同じでございますが、自由化をめぐるまず人々の動き、あるいは先ほど言われたような一般の人と農業との連帯感がないというふうなこと、私も最近特に痛感をしております。

こういった非常に、いわば高度工業国家といいますが、そういうふうな段階になりました、農業なり農村の全体に占める割合も少なくなってくる

というふうなこと、また、何といいますが、都会の人なり一般の人は、農業なり農民なりというのはかなり遠い存在になってきておるといふようなこともあろうかと思ひます。また、あるいは農業側から一般の人々に対する働きかけといひますか、交流の努力というふうな点についてもわれわれ反省をしなければならぬ点もあろうかと思ひます。そういうことでございまして、どうしたら一体農村なり農民の側と一般の消費者なり産業界の方と共通の広場ができるかというところを、われわれの側においても真剣に模索し、努力をしていかなければならぬと思ひます。

先ほども言われましたように、単に農業側のエゴではないんだ、これは国家のためにも、また一般の消費者のためにもわれわれの主張というものが理解される点があるのだということにつきまして、私もどしどしではあるけれども、今後努力をしなければならぬと思っております。

○吉原参考人 御質問のございました大部分をお答えがあつたように思ひますが、一つお答えがまだなかつたように思ひますが、選挙の問題でございます。私はこんなふうな思ひしております。

農村におきまして、実際の実態をいたしましてだれが偉いんだという、まあ県議員さんなんかは特別偉いんですけれども、次は市長さんとか町長さん、村会議員さんですね。その次が農協と、こうなつておるんですよ。(笑)いや、実際そうなんです。そこで村会議員にもなれないのが競争するんです。ですから、私は常にこういうことを言ひます。行政の、要するに、町長さんとか市長さん、村会議員さんは、どんなことをおっしゃつてもそれは余り責任はないんですよ。自分で間違ひなければならぬことがあつても、ああ大変どうも済みませんでしたと言つて辞表を出せばそれで済むんですよ。農協の役員はそんなわけにいかぬぞ。間違ひが起きたときは必ず共同責任の立場においてそれを弁償しなければならぬということと書いて法律になつておるのです

から、そこを認識した場合においては、決してそんな猛烈な競争はできるはずがない。こういう説明をいたしますとしゅんといひまして――まあそれは先生のところは東北だとおっしゃいましたけれども、東北の方々は私のところよりちよつと認識がおくれているんじゃないだろうか、こう私は思ひます。

以上でございます。

○三輪参考人 国民にわかる組織への土壌づくりの問題でございますが、確かに、農協が実際に活動している場面で理解を求めていくということ以外にないんだらうと思うのですけれども、今回の貿易摩擦問題というふうなことの関連で言いますと、日常的な活動の場面以外で活動が必要になつてくるわけですね。そういうことで申しますと、いわば一般の人々に向けての広報活動というのが非常に大事な役目を担うんだらうと思うのですが、どうも農協の対外広報活動というのは余り上手でないという印象を私、率直に持つております。このところその自覚が出てまいりまして、いろいろ研究してやつておられるようでありますが、その効果を期待したいと思つておりますが、もう一つ、対外広報のテクニックもさることながら、やはり何を訴えるかというその内容の問題になつておると思ひます。

貿易摩擦問題についてかなりいい線の主張がなされておると思ひますが、私などから見ると、まだ一歩も二歩も踏み込み方が足りないのではないかという感じを持ています。貿易摩擦の問題は、単に日本農業がどういふ進路を進むのかではなくて、日本の経済がどういふ進路を進むのかという問題なものでありまして、一般の国民の方々、農業と直接関係のない方々もその点真剣に考えなければいかぬはずの問題であります。農業の問題をもろに国民全体で考えなければいかぬ性質を持つた問題として投げかけられていると思つてすけれども、一般のマスコミや経済ジャーナリズムのレベルでの議論でも、その辺の肝心のところは、どうも隠しているような感じが私ども非常に強

く持つわけがあります。その辺を一番危機を感じておる者、農協もそうだと思うのですけれども、高い理論水準でもって訴えていくということ、これが何より大事なんだらうと思ひます。

○武田委員 終わります。

○羽田委員長 武田君の質疑はこれで終わります。

次に、神田厚君。

○神田委員 参考人の皆様方には大変貴重な御意見をありがとうございました。時間も大変経過をしておりますので、簡単に二、三御質問をさせていただきます。

まず最初に、農林中金の森本参考人にお尋ねをいたしたいのであります。

いろいろおっしゃられております中で、特に、今後の課題として系統金融の機能の強化と、それから運用機能の強化の問題、あるいは経営体質の改善の問題、それぞれ三点につきまして御指摘があつたわけでありまして、今回の改正の中で特にサビスあるいはオンライン、こういうふうなことでこれを改善していこうという方向であります。現状におきまして、たとえば、民間なんかとの関係でどういふ点がやはり早急に改善をされなければならぬ点だということに考えておられますか。

○森本参考人 金融機関の機能は、御案内のように預金を受けて貸し付けをしてということが基本でありますけれども、最近では為替業務というのが金融機関にとっては非常に大きな仕事になつてきております。市中金融機関にいたしまして、その他みんなそういう方面にコンピュータを整備をいたしまして、いわば金の送り迎えといひますか、そういうことについての便利さというのを利用者には提供するということが行われております。かなり整備をされていく。郵便局の方も、御案内のようにできるだけ早くそういうふうな機能整備をしてサビスに努めたいというふうなことになつておりますが、そういう面が農協としてかなり立ちおくれおるのではないかと、このことで、他の

金融機関には多少おくれれておりますけれども、少なくとも郵便局並みにはおくれな程度で、全国的にそういった機能をひとつ整備をしていきたいというのが、端的に言いますと私どものいまの考え方であります。

○神田委員 さらに経営体質の改善の段階で、秋に向けまして農協の経営刷新の方針というものを、お出しになっていくことではあります。信用事業面での体質強化の方向というのはどういふふうなことでお考えになられておりますか。

○森本参考人 何といたしまして信用事業、いま非常に苦しいのは、一つは事業量の伸び方が従来のように伸びないということ、それからもう一つはいわゆる利ざやですね、調達と運用の利差というのが非常に少なくなっているというふうな点が主なところでございます。したがって、できるだけコストを安くするということが一つであり、最近では相当貯金のコストが上がってくる。最初に申し上げましたように、利用される方の金利に対する意識というのが非常に強くなつてまいりましたから、定期性の預金、特に二年の定期といったようなものがふえてまいっております。そういうことからコストは上がつてまいります。しかし、そのまゝにしておきますと事業としても大変うまくないというところで、できるだけコストの安い資金が集まるようにする。それが、先ほど言いましたようないわゆる為替業務等を充実してまいりますと、いろいろな給与の振り込みでありますとか、年金が口座の中に入ってくるといったようなことで、安い——私どもいわゆるフローの資金と言つておりますが、そういうものが入ってくるというところで、預金のコストをできるだけ上げないよう

に努力をする。また、その上にいろいろな経費がかかりますが、そういった諸経費につきましても、人件費の増高を極力抑えろとか、あるいはいろいろな、全体の運営を効率化するとかいうようなことで経費を抑えていくことが第一点であります。

それから、第二点は、運用につきましてもいろいろな運用の仕方がございます。貸し出しをするのもあれば、有価証券に投資をするということもございまして、また系統預金にするということもございまして、信用事業の運営という観点、経営という観点からいいますと、貸し出しが一番安定して有利な運用ということになるわけでありまして、金融機関の機能を十分果たすという点からいいますと、運営という点からいいますと、できるだけ融資を拡大していくということがいいわけではありますので、融資基盤の確立というふうな運動をしておりますが、そういうことをできるだけ着実に伸ばしていくということでございます。

あと多少補足して申し上げるべきことがございますが、時間の都合等がございますので、主な点だけ申し上げます。

○神田委員 桜井参考人にお尋ねをいたしますが、これも同じように十月に向けまして経営刷新強化の策定があるという中で、要するに、日本の農業を戦略的にどういふふうな位置づけるのかという問題が大変大きな問題だと言われておりますが、もうちょっとその辺のところの方向性についてお示しをいただきたいと思ひます。

○桜井参考人 現在、日本の農業の振興戦略につきましても検討をいたしております。基本的な考え方としては、コストの引き下げをしなければいけない。このためには、規模拡大によりまして土地利用調整、ここら辺が一番眼目にならうかと思つておりますし、それから、現在の転作が、言つてみれば一種の限界にきておられるかというところで、米の多用途米の開発をしなければいけないと考えております。

それからもう一つは、先ほども若干申し上げましたけれども、集団的な土地利用を推進する。このためには具体的に地域の営農集団、こういうものの造成を図っていただきたい。それから、もう一つの基本的な視点といたしまして、価格対策の総合性というふうなものも認識をしていかなければい

ぬだらう。あといろいろな対策を現在検討をいたしておりますが、農協自体といたしましては、特に地域農業振興計画を策定いたしました。これを組合員みんなで実践をしていこうじゃないかというのが基本になります。それから先ほど申し上げました土地利用の問題につきまして、いまだに農協は比較的タッチが弱かったわけではあります。それに踏み込んでいきたいということでございます。

それからもう一つは、農産物の需給調整、これを五十五年から全国的に協議会もつくりまして、七十三作目ぐらゐにつきまして需給調整対策を始めておりますが、五十七年度からは年次の全国生産販売計画をつくりまして、市町村の農協の段階から積み上げて調整の必要なものは調整していく、こういうことを現在やっております。ですから、それからもう一つは、加工流通分野に農協も相当進出をしていくということがきわめて大事である。この取り組みを強化しようという方向で現在検討をいたしております。

○神田委員 もう一点、指導機能の中で営農の問題につきましてお話がございましたが、私ども地域におきまして、農協の営農指導というものが、もすれば金融やその他の活動に比べるとどうも力が弱いというところを少し感じるところでございますが、何といたしましていただいております話がありまして、地域農業の振興あるいはいろいろな形での農業の体質改善をやっていく中で、営農部門の強化というのをはきわめて大事なことであるはずでありますから、その辺につきま

して中央会として営農指導強化の大方針を掲げていただければと思ひますが、その辺はどうでありますか。

○桜井参考人 冒頭申し上げましたけれども、営農指導、生活指導と信用、販売、購買、共済が、一番基礎の仕事であるといふふうに考えております。現在の農協の営農指導体制を見ますと、四十年ころ営農指導員は一万三千二百人でありました。五十五年度末におきましては一万八千七百

人というところで人員的にはかなり整備をされてきております。

問題は、この営農指導員がどう活動するかというところでございまして、技術の関係につきましては、最近の農家は技術の面でも相当進歩しております。農協の営農指導員がもちろん教えることはあるわけではありますけれども、むしろ最近の営農指導の役割りといひますのは、地域の営農の組織化である。それから、それを基礎にして販売の計画化をしていくというふうな点に主力があろうかというふうな考え方をしておりますが、全中におきましても県の中央会、もちろん経済連も含めまして営農指導体制の整備強化というのを一番の大きな柱にして現在取り組みをいたしております。

○神田委員 宮崎参考人にお尋ねいたしますが、貿易摩擦等で日本農業が自由化、枠拡大等いろいろと外国からの要求を突きつけられていくわけでありまして、全農はたとえば、アメリカのカントリーエレベーターの建設とか、かなり海外における拠点づくりを進めておるようでありまして、その辺の状況、今後の計画等につきましても全体的な展望、簡単に結構ですからお示しをいただきたいと思ひます。

○宮崎参考人 全農は、先ほど申し上げたように重要な基幹生産資材供給の責任があります。そのことは、量の確保と極力低廉な価格で供給するという仕事でございまして、いまお尋ねのグレインの関係、いわゆる飼料穀物、この配合飼料の原料は、九割は海外に依存しております。特に、穀物はそのほとんどをアメリカに依存しておるという現状でございまして、今後、日本の畜産経営安定のために、量の安定確保と価格の極力抑制という立場でこの事業を行うということは、直接現地から、施設をもつてこちらへ持つてくるということが長期的に非常に大事であります。

そのような立場から、組合員、会員の要望もございまして、ミシシッピ川の河岸に全農グレインという現地法人をつくりました。これは一億

人というところで人員的にはかなり整備をされてきております。

問題は、この営農指導員がどう活動するかというところでございまして、技術の関係につきましては、最近の農家は技術の面でも相当進歩しております。農協の営農指導員がもちろん教えることはあるわけではありますけれども、むしろ最近の営農指導の役割りといひますのは、地域の営農の組織化である。それから、それを基礎にして販売の計画化をしていくというふうな点に主力があろうかというふうな考え方をしておりますが、全中におきましても県の中央会、もちろん経済連も含めまして営農指導体制の整備強化というのを一番の大きな柱にして現在取り組みをいたしております。

○神田委員 宮崎参考人にお尋ねいたしますが、貿易摩擦等で日本農業が自由化、枠拡大等いろいろと外国からの要求を突きつけられていくわけでありまして、全農はたとえば、アメリカのカントリーエレベーターの建設とか、かなり海外における拠点づくりを進めておるようでありまして、その辺の状況、今後の計画等につきましても全体的な展望、簡単に結構ですからお示しをいただきたいと思ひます。

○宮崎参考人 全農は、先ほど申し上げたように重要な基幹生産資材供給の責任があります。そのことは、量の確保と極力低廉な価格で供給するという仕事でございまして、いまお尋ねのグレインの関係、いわゆる飼料穀物、この配合飼料の原料は、九割は海外に依存しております。特に、穀物はそのほとんどをアメリカに依存しておるという現状でございまして、今後、日本の畜産経営安定のために、量の安定確保と価格の極力抑制という立場でこの事業を行うということは、直接現地から、施設をもつてこちらへ持つてくるということが長期的に非常に大事であります。

そのような立場から、組合員、会員の要望もございまして、ミシシッピ川の河岸に全農グレインという現地法人をつくりました。これは一億

人というところで人員的にはかなり整備をされてきております。

問題は、この営農指導員がどう活動するかというところでございまして、技術の関係につきましては、最近の農家は技術の面でも相当進歩しております。農協の営農指導員がもちろん教えることはあるわけではありますけれども、むしろ最近の営農指導の役割りといひますのは、地域の営農の組織化である。それから、それを基礎にして販売の計画化をしていくというふうな点に主力があろうかというふうな考え方をしておりますが、全中におきましても県の中央会、もちろん経済連も含めまして営農指導体制の整備強化というのを一番の大きな柱にして現在取り組みをいたしております。

○神田委員 宮崎参考人にお尋ねいたしますが、貿易摩擦等で日本農業が自由化、枠拡大等いろいろと外国からの要求を突きつけられていくわけでありまして、全農はたとえば、アメリカのカントリーエレベーターの建設とか、かなり海外における拠点づくりを進めておるようでありまして、その辺の状況、今後の計画等につきましても全体的な展望、簡単に結構ですからお示しをいただきたいと思ひます。

○宮崎参考人 全農は、先ほど申し上げたように重要な基幹生産資材供給の責任があります。そのことは、量の確保と極力低廉な価格で供給するという仕事でございまして、いまお尋ねのグレインの関係、いわゆる飼料穀物、この配合飼料の原料は、九割は海外に依存しております。特に、穀物はそのほとんどをアメリカに依存しておるという現状でございまして、今後、日本の畜産経営安定のために、量の安定確保と価格の極力抑制という立場でこの事業を行うということは、直接現地から、施設をもつてこちらへ持つてくるということが長期的に非常に大事であります。

一千万ドルでありますから、円の相場がありますので、二百億を上回る、あの辺では最も高効率、高性能の、しかも安全性の高い施設でございます。特に、アメリカの農業協同組合と提携をして、直接買付けをするということを進めてございまして、これによって飼料の安定供給ができる、長期にわたって効果を出すということになろうと思っております。そういう意味合いで、今年の八月に試験操業を終わらせて、九月以降現実に穀物を搬入できるといふ体制でございますが、あくまでもこれは日本の畜産経営安定のための手段でございますので、報告をいたします。

○神田委員 時間の関係で、吉原、三輪両御参考人には御質問できません。大変失礼であります。これで終わらせていただきます。

○羽田委員 神田君の質疑は終わりました。寺前議員。

○寺前委員 どうも長時間にわたって、私、最後の質疑者になります。ひとつよろしく願います。皆さんもお疲れでしょうから、皆さんに聞くことは御遠慮してもらいたいと思っております。二、三のお方にだけお聞かせいただいたらありがたいと思います。

まず第一番目は、先ほどからお話しになっておりますが、農協が農民のための農協でなくなるのではないかと、現になつていないかという御批判がいろいろ出ておりました。

そこで、森本さんに最初にお聞きしたいのですが、おたくの方でお出しになっております農林金融の実情の八一年版を見ますと、農林中金の運用残高の推移ですが、系統貸し出しが全体の金融の三・二％になつてゐる。それから、関連産業貸し出しが二六・一％になつてゐる。関連産業貸し出しの方が倍も多いわけです。そして歴史的に見ますと、四十八年に法改正をされたわけですが、四十八年のときの系統貸し出しの金額が一兆四千六百六十五億円で、五十五年になりますと一兆六千九百十億円で、すなわち一・一五倍になつて

ありますが、関連産業の場合には一兆二千九百三十

二億円が三兆三千四百八十一億円と、二・五九倍になつてゐる。結局、中金の運用残高が全体として系統貸し出しの方がうんと小さくなつていつてゐる。また、そうさせるような法改正でもあつたわけですね。こうやって農民の預けたお金が大企業の方にずつと貸し出されるようになっていくわけですね。

東洋経済を見ますと、その預けた金が大企業にどういふふうに使つてゐるのか、一九八〇年版の企業系列総覧というのを見ますと、大企業への融資が一兆二千十一億円になつてゐる。一般金融機関の大和銀行や協和銀行より上回るところの内容に中金はなつていつてしまつてゐる。その貸し出し先も水産・農林業、資材関連産業にとどまらず、建設業とか鉄鋼とか電気、海運、商社、スパー、いろいろな分野に広がつていくわけですね。私は、別にそういうところへ貸したらいかぬというわけじゃないのですけれども、しかし、客観的によく考えてみると、豚肉をもうけ本位に国内に大量に買付けしてくるとか、あるいはモミの買い占めに手を出すとか、そういうようなことをやつた商社やスパーに金を貸して、その分野の金が多くなつてゐる。そしてそこからまた農民が泣かされる。どうも農林中金のやつてゐることは、金融業に隔つた結果が農民を泣かす結果に発展をさせていくようなことになつてしまつてゐるのじゃないか。あるいはまた、北商で有名なかすのこの買占めの問題にしても、六十億円のうちの焦げつきを出したというのですか、どうもそういうことを考えると、農林中金の活動のあり方について何かメスを入れてみる、検討してみることが必要ではないのだろうかということ、漠とした問題提起ではあります。私がちよつと疑問に感ずる一つです。

それから関連ですが、梓を今度は員外利用の緩和という形で大臣が指定する場合にはやる。さて、関連がそういうことで指定する場合には、方向を一定の要件の場合にしていけるのでしょうか、一たん緩和をしようとして、要件をどういふふう

に決める

られるかという問題の関係もあるんでしようが、またもとへ戻すというようなことは簡単にいくものなんでしょうか。それから、この関連自身は、中金よりもつと審査体制というのは弱いだろうと思ふのですが、中金でさえも焦げつきのような事業が出てくるのですから、どういふことになるだろうか。審査体制においてどういふことが検討されることになるのだろうか、これが二番目です。

三番目に、先ほどお話しが出ましたが、公庫と農協の資金の問題ですね、公庫資金は五十一年度の融資枠を見ますと、四千九百十億円になつてゐる。それが五十六年になると、七千九百七十億円とふえています。一方、農業の近代化資金の方は五十一年度以来、四千五百億円でずっととまつてゐる。資金がいっぱい農協分野にたまつてゐるというのだったら、この公庫資金が昭和二十六年に発足してゐるわけですが、系統資金が不足しているときにできた制度なんで、原資を財投資金を使つてゐるわけですが、この際にこれだけ資金がたぶつてきてゐる段階だったら、もつと農協資金を、財投資金じゃなくして、積極的に使うような公庫資金のあり方を何か検討されてもいいのじゃないだろうか、これが三つ目の私のちよつとお聞きしたいことです。

それから四つ目に、こうやって員外利用の枠がだんだん広がつてくると、最後は単協になつてくると思ふのです。さて、農協はいまでもいろいろ事故が起こるところなんですね。だから、こういう方向にならざるを得ない道になつていくような感じがするのですが、その点に対する見解をお聞かせください。

この四点です。なお、オンライン化に伴つて、中央会の桜井さんですか、ちよつとお聞きをしたのですが、オンライン化すると一番末端の端末機を入れるところではずいぶんお金がかかることになりませんか。そうすると減価償却から、運営資金から、ずいぶんかかる。だから、一定の規模にならなかつたらやめていけないということと合併という問題

がなされてくる。片方で便利になつて、農村へ行くと片方で不便になつていく。合併されてつと集約されていきますからね。こういうことにならないのか。

そこでお聞きしたいのは、画一的に全農協を参加させるのかどうか。単協を参加させていくことにするののかどうか。それから、何か農林省と大蔵省で一定の国内の自己為替取扱いの認可基準というのを設けておられますが、前の時期に出されたものだけでも、あつたままなのかどうか。それから加盟しないところでも母店方式というやり方もあるのだから、もつとそういうことを奨励するといふふうにならぬものか。

そして最後に、先ほどちよつと出たのですが、これに伴つて四週五休の問題というのが出てきてゐますが、労働者の指導方向というのは、金融機関の週休二日制を契機として全体の労働者の週休二日制を実現させるのという方向を政府の方針として指導方向として決めて、そして金融分野に労働省としてその問題を依頼をしてゐると思ふのです。農協として、先ほどのお話を聞いておつたらなかなかむずかしい面というのをおしやつてゐましたけれども、全体としてこれを契機としてやつていくんだという方向に積極的にこたえていけるのかどうか。この部門だけはちよつと二週目の土曜日はやめて、あいた人はほかの分野で仕事してもらいますということでは、政府が言わんとしていることとはちよつと違うと思ふのですが、そこはどういふふうにお考えになつてゐるのか、お話をいただきたいと思ふのです。

以上です。○森本参考人 まず第一点の農林中金のあり方のようなお話でございましたが、戦後、非常に資金が農村で不足しておりましたときには、むしろ農林中金をパイプとして農村に不足する資金を外部から導入しておつたというように、これは実はなつてまいりました。その後農村、農業の方で力がついてまいりました資金が出てくるというふうなことになつてまいりました。農協の方は御案内のように

個人を相手にする金融機関であります。個人の資金の流れというのを統計上見ますという、全体としては資金超過ということで貯蓄の方が多くて使う方が少ないというふうなことが出ておきます。したがって、通常の状態でありますと、どうもそういうものを相手にしている金融機関の資金状況というのは、むしろ貯蓄が多くて貸し出しが少ないというふうなことに普通はなるものと思っております。そういうことで、農協の資金の関係も、調達に対して貸し出しが少ないというふうな、つまり、余裕金が多量に出てくるというふうな状態になつてきたわけでありまして、そういうことで、大体農村、農家が必要な資金は農協段階で賄える、なお余剰が出るというふうなことで、信連、金庫というふうな積み上げができておるといふのが最近の状況であります。したがって、先ほど申し上げましたように、農村でお預かりをする資金というのは、昔のように貯蓄といひますかそういうことよりはむしろ運用というふうな觀念の強い資金になつてまいりました、上部機関としてはそういう資金をお預かりをして、安全でかつ有利に運用をするというふうな機能が従来にも増して多くなつてきたというふうな私どもは思っております。そういうことで、農林中金としては、系統に対して貸し出す金が比率としては少なくなる、外部に対して運用する金が比率としては多くなるというふうな形になつてくるのは現実としてはやむを得ないことではないかというふうな思っております。ただ、御指摘の貸し出し先が大企業に偏つておるのではないかと、事実、従来の運用はそういうふうなことになつております。大企業といひましてもどこへでも貸せるわけではございませんで、かなり厳重な関連の度合いというふうなものが求められておりました、それによつて貸し出しをしておるというものでありますから、農林中金として適正な貸し出しに貸し出しをしておるというふうに思っております。商社等に貸しておるのではないかとお話をしますが、商社におきましても農業に必要な飼料でありま

すとか肥料でありますとかそういう資材を輸入をしておるというふうな機能を営んでおるわけでありまして、そういう点に着目をして私どもは貸し出しをしておるというところでございます。なお、近年は、中小中堅企業に対しての貸し出しを促進すべきであるというところで、できるだけそういう方々に対しても資金を御活用願うということをやっておりますことを御理解をいただきたいと思ひます。

それから、第二点は信連であります。ちよつと御趣旨がわからなかつたのですが、信連の今回の改正はまたもとに戻るのか戻らぬのかというふうなちよつと聞かされたのですが、法律が改正をされてこのようになつた体制になるわけでありまして、法律が改正をされない以上は戻らないことになると思ひますが、恐らく傾向としては将来、もとに戻るというふうなことはまず実態としてもないのであるかというふうな思ひます。ただ、先ほどお答えをしましたように、従来の系統金融機関としての信連の性格を曲げるような形の今回の法律改正でもございませぬし、また、私ども運用に当たつてもさうなことに十分注意をしてまいりたいというふうな思ひます。

それから審査体制はどうかというお話でございますが、このよういふ一つの運用の体制といふことになりまして、信連としての貸し付けなりまた、内部牽制組織としての審査部といったような要するに、牽制機能というものを十分整えまさんと融資について間違いを起さずというところとありますから、そういうことについてできるだけひとつ体制を整備し、また、現実に担当をいたします人についても、いろいろな教育なり研修なりというふうなこともやつていかなければならぬわけでありまして、私も農林中金としても、従来の経験を生かしながら、信連に対してさうな面ひとつお手伝いをしていきたいというふうな思ひます。

それから三番目の、公庫資金と系統資金の関係で、これもちよつと御質問の御趣旨がよくわからなかつたのですが、あるいは系統資金を公庫に入れたらというふうなお話であつたかと思ひますが、私はそういうことではなしに、先ほど申し上げましたように、できるだけ公庫と系統の分野の調整といったようなことに配慮をいたしまして、系統資金ができるだけ農業あるいは農村の方に流れやすく、活用されるように、各方面の御配慮を願ひたいというふうな思ひます。

それから四番目は、農協の融資の体制の話であつたと思ひます。

確かに、農協におきまして、従来いろいろ事故を起こしてきたということは、大変申しわけないというふうな思ひます。したがって、いまして、今後、融資をするに当たつても、できるだけ体制を整備をして、そういう間違いを起こさないようにしてまいらなければならぬ。そこで、私が先ほど申し上げましたように、融資基盤確立運動といふことを二、三年來やつてきております。これは単なる融資の促進運動ではございませぬで、融資が確実にできるような農協の体制を整備をしていくということでありまして、内部におきましていろいろの組織なり、また手続なり、そういうことについての完備をするようにしなければならぬと、また、保証機能、融資をいたした際にもし焦げつきができれば保証機関が保証をするというふうな機能も、農協の融資を円滑、確実にするための一つの補完的な措置として今後整備をしていくということも、あわせて考えてまいらなければならぬというふうな思ひます。

ただ、為替の取り扱いの基準をいたしまして、貯金残高十億円以上、信用事業をやる職員が四人以上というふうな条件があるわけでありまして、これも、これは四十八年の法改正によつて始められたわけでありまして、農協によりましてはちよつときつというふうな農協もあろうかと思ひます。これらにつきましては、場合によつては条件緩和を政府の方に要請をしてみたいというふうにも考えております。

それから、ただいま母店方式のお話もございまして、母店方式で可能なところにつきましては、そういう方法も考えていく必要があると思ひます。

それから、週休二日制の問題でございますが、信用事業につきましては、先ほど申し上げましたとおり全金融機関、郵便局も含めて月一回信用事業の窓口を閉めるというところで休暇を職員がとるというところで、まあいろいろ問題がありましかつても、農協としては努力をしていかなければいかぬじゃないかというふうな考えておるわけでありまして、信用事業以外の購買、販売、利用、いろいろ部門がございまして、そういう仕事も全部その日は休んで閉めてしまふということに一举にいきかかると、先ほど吉原さんから日曜もやれという農協の声をされたわけでありまして、これは先生がおっしゃるほど簡単な問題ではなかつたというふうな思ひます。かなり長い期間を見ますとそういう方向に進んでいくのでありましかつても、いま直ちに、じゃあ農協として完全に月一回全職場の窓口を閉める方向でやりますという言明はちよつとできないわけでございます。

○寺前委員 ありがとうございます。

○羽田委員長 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

この際、参考人各位に一言お礼を申し上げます。本日は、御多用のところ当委員会に御出席をいただき、貴重な御意見を述べただきまして、まことにありがとうございます。委員会を代表

して厚くお礼を申し上げます。
午後二時から再開することとし、この際、休憩いたします。
午後一時十六分休憩

午後二時四分開議

○羽田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

農業協同組合法の一部を改正する法律案及び昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案の両案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。北口博君。

○北口委員 ただいま委員長から読み上げていただきました農協法の一部改正につきまして、ただいまから質問を始めたいと思います。

きょうは午前中に農協関係と委員の皆さん方の貴重な質疑応答がありまして、そういう意味では午前中いろいろ質疑が出たかと思っておりますけれども、私は私なりにまた、農協法の一部改正につきまして質問を始めさせていただきますかと思っております。

政務次官お見えでございますけれども、大臣が参議院の都合で後で到着だということでございますから、場合によっては政務次官に、大臣が間に合えば大臣の方に、二質問を残して、まず最初に農林省の方にお尋ねをしてみたいと思っております。

今度の農協法の改正でございますが、大別いたしまして大体二つの問題があるかと思っております。一つは、信用事業にかかわる問題、もう一つは、全農と全共の総会における総代の選出の方法についての法律の改正。小さくは四つに分かれておるようでございますが、まず第一番に信用関係のことについてお尋ねをしたいと思っております。

(委員長退席、亀井(善)委員長代理着席)

その前に、まず、この農協法というのは昭和二十二年にロッヂデールの原則を踏まえた協同組合精神をもとにして、いわゆる農民のための農業生産力の増進、そして経済的、社会的地位の向上、そのための農民の協同組織をつくっていくということで発足をしたわけでございます。今日に至りますまで、農協もいろいろ変転をきわめてまいりまして、この農業の推移、発展とともに幾多の困難を克服して、今日まで農村地域社会の各般の役割りを果たしてきておるわけであります。しかし、最近の農協情勢、農業情勢はまことに厳しいわけでありまして、この厳しさを乗り越えるために、今回はどうしても改正しなければならぬという法の改正であるわけでございますけれども、むしろこの改正は当然なことでありまして、私は早く成案を得て対処していくべきだと思ひまして、基本的には心から賛成の意を表するものであります。

そこで、今度の農協法というのは過去十四回改正がありまして、今回は十五回目の改正になるわけでありまして、まずその第一点についてお尋ねをいたします。

ちようだいとしております提案理由の趣旨説明及びその補足説明の中にもありますが、最近金融機関のオンライン化が急速に発展を遂げてまいりまして、農協といえども後塵を拝するわけにはいかぬ、いわゆる近代設備を身につけて農民へのサービス

また、社会的、経済的活躍をしていくというところだと思ふわけでございますが、オンライン化につきまして、全国の銀行の内国為替制度にまず入ろうというこの今回の法律の改正でありますけれども、その加入条件として、農協が一括して加盟すべきだ、こういうことを聞き及んでおるわけでありまして、そういうことになりまして、内国の為替業務を扱っていない農協、現在約四百ぐらい扱っていない農協があるわけでありますけれども、その扱いを今後どういうふうに進められようかと考えていらっしゃるのか、さらにまた、内国為替業務をやっておられるけれども、オンライン化するために費用も余り高いので、うちはしばらく

オンライン化を見送ろうという農協が出た場合に、一体どういふような対応と指導をされようとしておられるのか、まずこの辺からひとつお尋ねをしていきたいと思ひます。

○佐野(宏)政府委員 お答えいたします。

先生御指摘のとおり、今回御審議を煩わしております農協法の改正の中で、まず、内国為替につきまして員外利用の規制の制限を撤廃するというのが一項含まれております。これは全銀の内為制度に加盟をするための前提条件を整備するという趣旨のものでございますが、全銀の内為制度に加盟いたします場合は、その全銀の傘の下である種々の種類の金融機関が一つのネットワークで連結をされるわけでございます。異種金融機関相互間の取引がオンラインで結びつけられるわけでありまして、そういったと、利用者が金融機関の窓口でたとえ、何とか銀行の虎ノ門支店で、何とか農協のどれぞそれさんあてに送金をするという場合に、一々銀行が、受取先の農協が全銀の内為制度に加盟しているかどうかというのを判断した上で受け付けなければならぬ。それで、四千五百もございまして農協について、一々これは加盟している農協であるかないかというのを一覧表のようなものを備えておいてチェックをするというのとは、実際問題としてとても煩瑣にたえない。それでは金融機関同士のおつきあいとしてともまともにいかなという事態がございまして、これは農協に限らず、全銀の内為制度に加盟する以上は、同一業態の金融機関はすべて一括加盟するということでは受け付けられないのであるというところが約束事になっております。したがって、農協が加盟をいたします場合にも当然いやすくも農協であれば全部この制度に加盟しているという状態にならないと都合が悪いわけでございます。

そこで、前回、四十八年に農協法を改正いたしましたその際に、内国為替の取り扱いについていろいろ御議論がございまして、内国為替の安全な運営を確保するために内国為替の取扱承認基準と

いうものを定めまして、これに基づいて指導してきたという経緯がございまして。現状におきましては、内国為替の取り扱いをやっております農協が約九割程度ございまして。それで、これについては全銀の内為制度に加盟する前に何らかの手当てをしななければいけないわけでございまして、合併という方法によりまして、従来の承認基準に照らして内国為替を取り扱えるような状態にしていこうということも一つの方法ではございますが、農協の合併というのはあくまでも組合員の自主的な判断によつて処理をすべきものでございまして、全銀の内為制度に入るために無理無体合併をする、そういうことをすべき性質のものでもないというふうには思っております。したがって、そういう場合には、従来の為替の取扱基準を経過的に緩和する、あるいは、それでもなお処理し切れない農協につきましては、信連が内国為替の事務を代行する、そういうやり方で、無理なく全部の農協がこの制度に加盟できる、そういうやり方にしていきたいというふうには思っております。

それで、オンライン化に伴うコストが相当かかって、負担し切れない農協があるのではないかと御懸念がございまして、一方では、オンライン化に伴います事務の合理化というふうなこともございまして、一般論として、負担にたえないような額であるというふうには存じておりませんが、個別事情によつてはそういう場合もあるかと思ひます。そういう場合につきましては、先ほども申し上げました信連の事務代行等の手法によつて、無理のかけない処理の仕方をしていくように指導してまいりたいと思っております。

○北口委員 大体、私が心配していることにつきましては、指導よろしきを得てやっていくというお話でございましたが、この中で、これは規模によつても違うと思いますが、オンラインを設置する費用は、大体一農協当たり幾らぐらいかかるのかということをお知らせいただきたいと思ひます。

○佐野(宏)政府委員 お答えいたします。

農林中金の試算によりますと、オンラインの経費が全体として千六百五十億程度というふうに見込まれておりまして、そのうち、実はすでにかんりの部分は投資済みでございまして、五十六年度末までに、千六百五十一億のうち千二百四十億余はすでに投資が行われているという状態でございまして、それで、今後の要投資額が系統三段階を通じて約四百七億程度というふうな農林中金は試算をいたしておりますが、そのうち、単協段階の所要額として二百七十九億という試算を農林中金はいたしております。

○北口委員 もう、相当設備ができておるようでごさいますから、これからそんなに、千六百五十一億を使うということでもないようでごさいますので、農協のきしむこともないと思いますが、余り無理のないようにやっていくことが私は大変大事だと思ひますし、ちまたに言われておりますように、オンラインをどうしてもしなければならぬので、ぜひ農協を合併をということだけが先行しますと、かえって農協離れの農民をつくるということになりますから、こういう点では、今後、指導に当たっては特に注意をしてやっていただきたいと思ひます。

次に、有価証券の取り扱い業務についてございしますが、この補足説明の中に、「地方債その他主務大臣の指定する有価証券に限り、員外利用制限を取り外す」とありますけれども、連合会や組合は、最近地方債の保有が著しく増大してきたというふうに見られております。この問題なんかをいろいろ見てみますと、むしろ信用組合や労働金庫はさきの通常国会で通つておるのに、大事な仕事をやって農協だけがなぜ今回の改正になつて、いままでおくれたのか、ちよつとその原因についてもお聞かせいただきたいと思ひます。

○佐野(宏)政府委員 先生御指摘のとおり、他の金融機関に比べていささか立ちおくれたことは事実でございますが、実は、他の金融機関につきまして先生御指摘のような改正が行われました段階で、すでに全銀の内為制度に加盟をするという問

題も展望されておりましたので、その他の案件と合わせて一括して処理することにしてはどうかというふうな当時としては判断をいたしまして、今回の機会まで見送られたというこの実情のようでごさいます。特に、しさいがあつてのことではないと承知しております。

○北口委員 それでは第三点の質問といたしまして、信連の資金の運用のことについてございしますが、いま農家から預かつているいわゆる預貯金の額が、農林中金だとか全国共済農協連だとか、そういうところのいろいろな意味で活用されておるわけでごさいます。これは一口に三十兆円だと言われております。その資金の安全性や効率性を考えて運用されておるわけでごさいますけれども、私はこの員外利用というものが、本来、これは農協の組合員の利用ということと全く農協精神を失わぬように運用するというのが基本的な一番大事なことでありまして、今回はこの信連の金を、いわゆる二割という員外貸し付けの制限の壁を取り払つてさらに借りてもらおう、農協は貸さう、そういう内容であります。最近、農情勢や経済情勢が非常に厳しいということから、農協貯金の貯蓄率というのが非常に悪くなつてきております。そこで考えられましたのがこの資金のたぶつく運用の解決策として、この員外利用の制限を今回緩めて、大いにそういう方たちにも使つていただくという趣旨であります。確かに、貯蓄率の悪さというの一般的にはわれわれもわかるわけでごさいますけれども、ここ五年ばかりの間はどういうような変化で悪くなつておるのか、そしてその主な原因はどういうところにあるのか、こういうことについてちよつとお聞かせをいただきたいと思ひます。

○佐野(宏)政府委員 お答えいたします。最近の信連の貯蓄率の推移を見ますと、五十年におきまして五〇・三％、それが五十三年度には二七・六％、昨年度、五十六年度には二三・二％ということであつて低下してきております。原因はいろいろ考えられるわけでごさいます

が、特に、最近の農事情を反映いたしまして、農業投資の伸びが停滞をしております。そのために会員である農協への貸し付けがそれにつれて停滞をしているということがございまして、さらに、三段階の中での構造的な問題といたしまして、合併等によりまして、単協段階で相当資金面が充実をしまひまして、相当の資金需要が単協独自の資金によつて対応可能であるということで、信連に原資を仰いでいたものが単協の段階で自賄いできるよつになつてきています。そういうことが貸し付けが伸び悩んでおる原因として考えられます。

一方、貯金の面におきましては、そういう事情であるにもかかわらず、単協段階では順調に伸びておりますから、単協段階での貸し付けが伸び悩めば当然信連に上がつてくる余資がふくらんでくる。そういう事情で、最近特に、信連の段階での貯蓄率が低下してきているというふうに見ております。

○北口委員 したがつて、今回の改正によりまして、員外利用の制限を超えて員外貸し付けをやろうという、いわゆる貸し付け要件の緩和措置をやろうということでごさいます。

ただ、そこで特定の信連についてのみそれを限定的に主務大臣が指定するということになつておるわけでごさいます。具体的にどのような条件がそろつた信連、それからまた、この特例をどんな基準で適用しようとしておるのか、この辺が条文ではちよつとはつきりしませんから、もう少し具体的に説明をお願いしたいと思ひます。

○佐野(宏)政府委員 まず最初に、特定の信連だけ指定をして、その指定をされた信連について特例を適用するという考え方でごさいます。この点につきましましては、最近の金融情勢の中で、従来の員外利用規制をそのままの形で遵守せしむることが困難な信連が出てきておることは事実でございますが、しかしながら、何と申しましても協同組合の連合体でございまして、そういう意味では、従来から適用されておりました員外利用の規制というのは、通則としては維持されるべきものであるというふうに考えまして、特定の信連に限定して特例措置を行おうとするものでござい

ます。

それで、しからばどういう信連について特例の適用を考えておるかということでごさいます。資金の運用状況とかあるいは地区内の農業事業から見て資金の安定的効率的な運用を図るためには、現在の員外利用制限を超えて員外貸し付けを行うことが必要かつ適当なものというものを主務大臣が指定するということでごさいます。基本的には、員外貸し出しが相対的に小さくて、しかもふやしようがさしあたりは考えられないというよつな都市的な信連を念頭に置いておるわけでごさいます。

それで、指定をするに当たりましての具体的な判断の基準といたしましては、現行制度のもとでも員外利用率が相当高く五分の一という限界に接近してきておる、それで五分の一の限界を突破しよつである、あるいは突破することが確実であるというふうに見込まれる信連のうちで、そういう事態になるということが貯蓄率が低いという事態から見つて仕方がない、しかも、抱えている会員自体の貯蓄率がさらに低い、そういう中で貸し付けの審査体制も充実してきて、これならやらしても危なくないだろうというふうな認められる信連を指定するということにいたしたいと考えております。

○北口委員 いま、局長から都市的、都市の中の信連にそういうことを考えておるということでごさいます。いま大体どれどれ信連を指定しておるといふ数かなんかわかりませんが、おろのところがらと思つております。

○佐野(宏)政府委員 確定的なことは申し上げかねますが、二けたになるかならないか、ぎりぎりのところからと思つております。

○北口委員 私がこの数を聞きましては、員外利用ということとは金融界でもときたま間違ひがあるよつなときに、農協さんというのは実は素人が多いわけでありまして、金のことはわからぬで、次の総会でおれはもう組合長になろうかなとい

うことになって、運動でもすれば農協長になれるわけでありまして、信連の会長にもなつてさあ金融をひとつやってみるかということでもできるわけでありまして。そういうようなことで結局、素人の金融業でございまして、一番われわれが心配をしますのは、やはり員外利用の焦げつきですね。これがやはり一番気になるわけでありまして、指定をされる時はいろいろ陣容とかその他安全性ということをよく吟味して指定をされた方がいいのではないかと、私は思っております。

そこで、いま申し上げましたように、信用業務がしばしば農協の不正事件として発生も見えておるわけでありまして、今回こういふに大幅な員外貸し付けが拡充されるということになりますと、また、不正事件も非常に起こりやすいということが心配されるわけでありまして。今後、そういういわゆる不正防止の対策についてどういふことを考えてやっていきたいというふうに思っているか、ひとつお聞かせいただきたい、こう思います。

○佐野(宏)政府委員 お答えに入ります前に一言申し上げたいのでございますが、実は現在、信連の段階で系統外に資金が流出する形態としてはいろいろなものがございます。有価証券という形で流出するものもございまして、あるいは金融機関貸し付けという形で流出しておるものもございまして。それで相対的な比較論でございまして、最近のような激動する金融情勢のもとにおきましては、たとえ、有価証券運用というようにも大変危険の大きい運用形態であるという側面もあるわけございまして、有価証券運用と員外貸し出しと比べてどっちが危険が大きいか、私どもは率直に申しまして有価証券の運用というのも非常に危険の大きい運用形態であり、現在の信連の資金運用の実態から見ますとやや有価証券運用に過大に依存し過ぎておる嫌があるように思っております。そういう意味では、員外貸し出しをある程度弾力的に認めるといふこともむしろ資金の安全かつ効率的な運用に資するものである

というふうに考えております。

そこで、お尋ねの点でございしますが、先ほども申し上げましたように、私どももいたしましては、特例を適用されるべき信連を指定するに当たりましては、信連の貸出審査体制をまず何よりも十分に吟味いたしまして、その点について信用の置ける信連を指定をしていくということを基本にいたしたいと思っております。しかしながら、それにいたしたとしても特例が適用されるということになりまして、あわてて員外の新規貸出先を思ひき切つて開発するということになりまして、とかく危険が伴いますので、法律上は資金量の一五%以内ということとさせていただきますが、とりあえずは政令で一〇%という縛りを置こうかと思っております。

それからさらに検査体制の問題でございまして、これは先生御指摘のとおり、私どももまさに検査体制の一層の充実強化を図る必要があるというふうに考えておりました。現在、毎年度本省、地方農政局、県による検査官の打ち合わせ会議を開催いたしまして検査の重点事項を設定して、これに基づいてそれぞれ分担に応じて適正な検査の実施に努めているところでございます。特に、最近におきましては検査の具体的な実施について信連、共済連、資金量の多額な農協につきましては、通常の常例検査に加えて信用事業の貸付部門あるいは共済事業の財産運用部門等を対象といたしました特別検査を実施することにしたしております。全事業を対象とする検査と特定の事業分野を対象といたします部分検査を組み合わせたことによりまして、機動的な検査を実施しているところでございまして。また、農協の複雑多様化する事業に対応して、検査担当職員の見直しを図るために、職員の再教育研修あるいは電算機システムの検査研修等、担当職員の教育研修にも十分力を入れているところでございまして、先生御指摘の点は私どもも十分にとめて対応してまいりたいと思っております。

○北口委員 もう一つの改正でございしますが、全農や全共連、こういふところにいま単協が直接加入をする傾向が多いわけでありまして、そのために総代会制を採用するための総代の選出についての簡略化をこの際やっていた方がいいという法の改正のようであります。そこで、なぜ最近になって単協が直接全共連に加入する必要があるのか、説明を聞かないと私は納得できないわけでありまして、それをさういふふうにならねば、奨励はしなくても総代が簡単に選ばれて、これは県連の負担金も払うけれども、全国連の負担金を払つてもその方がいいのだという方向で何かメリットがあるのかということになると、いままでのいわゆる単協と県連と全国連の三段階という存在が、どうも中間が要らぬのじやないかというふうになつてからだんだん、もちろん、合理化されれば一番結構でありますけれども、そういうための単協の全国連への直接加入の傾向としてあるのか、いやそうじやないのだ、単協は単協としてやはり全国連につながつた方がいいので入っている、もちろん、すべて県連を通じて単協は存在し、そしてまた、これからもより強固に提携していくのだというふうになりますと、単協としては一体どっちを歩いていったらいいのかわからないやや出てくるような気もするわけでありまして。その辺につきまして、私は、農林省としてもより一層、言うなれば系統利用、その合理的な能率的な方法をちゃんと確立して指導していくべきだと思ひますが、ひとつその辺のいきさつや今後の見通しについてお聞かせをいただきたいと思ひます。

○佐野(宏)政府委員 先生がいま御指摘の単協の全国連加入というのが起こりましたのは、たしか昭和五十二年七月に単協の全国連加盟という話が具体化をきたしたように記憶いたしておりますが、いきさつを申しますと、当時、農協の合併に伴いましてかなりの数の大型農協が出現してまいりまして、そういう大型農協の協議会などで、県連を経由することなく直接全国連の運営に参加して意見を反映させたい。当時の一部には、直接全国連の事業を利用したいという御意向もあつたやに承知をいたしておりますが、大部分の御意見

は、全国連に直接加入して全国連段階の運営について単協の声を反映し、系統組織の意思疎通、緊密化ということが大方の御意見であつたように思っております。それで、全国連に直接加入制を決めるに当たりましては、そういう大方の御意向を踏まえて、直接加入というのの意思疎通、緊密化、全国連の運営に単協の声を反映するということをねらいとするものであつて、事業の利用関係において県連の段階を飛ばして二段階の方向を志向するという意味ではない、そういうコンセンサスを踏まえて単協の全国連加盟が実現されたというふうに承知をいたしております。

私の方としても、この種の問題は、元来、系統組織内部の自主的な討議とコンセンサスによつて決められるべきものであるというふうに入念に思っておりますが、少なくとも現在の段階では、いま申し上げましたような組織のありようで事業の利用関係としては三段階制が維持されておるといふことで、現状としてはそれでよろしいのではないかと、いふふうに思っております。

○北口委員 確かに、直接全国段階で物を言えはいいことあると思ひますが、農協が厳しい情勢にありながら屋上屋を重ねるというむだなことをするよりも、たとえば、もうちょっと中間段階の県連の合理化を図つていくとか何かがないと、ただ、いまの状態で県連にも単協が入る、全国連にも入る、それにまた負担金も払つていくというのでは余り意味がないように私は思つておるわけでありまして、本当にやるならやうにもう少し効率的なあり方をこれから指導してもらへばありがたいというふうに入念に思っております。民主的と言へども、民主的のいつたつて、県連というのはちゃんと単協の意向を中央の全国段階に伝える、そしてまた県連段階はそれだけの力を持つておるわけでありまして、本来なら、三段階制を今後いふやうな気がするわけでありまして、その辺のことはよほど運用よろしきを得ていかないと、むしろむだなことが多過ぎる、そういうふうに入念に

ないようをお願いをしたいと思います。

農林大臣がいま見えましたので、最後になりま
すけれども、一、二、決意の表明あるいはそんな
かた苦しいこととなく、大臣の所信をお聞かせ
いただきたいと思っております。

きょうも、実は午前中、連合会関係の参考人と
委員の皆さん方との間で最近の農協についてい
ろんな御意見の交換があったわけでありまして。最
近、農協の内からも外からも、と言うと大変大げ
さになります。農協の事業運営について、組合
員の営農中心の、あるいはまた組合員の生活に
かかわる重大任務を農協というのには負っておるは
ずだけれども、どうもそういう従来の農協精神か
らだんだん農協と農民との距離が遠くなりつつあ
る。たとえば、農協の一部でございましてけれども、
とにかく農協の事業を拡大しようということには
かり一生懸命になって、その近くの非農家の住民
をやたらと巡回組合員というふうに勧誘して、利
益追求だけをやっていて、生産指導、さらにまた、
農協がいろいろ弱い農民を助けてやらなければな
らぬ生産投資ということに対して、都市農協あた
りは特にそういう傾向がありまして、組合員の農
協離れという傾向が出ていて、組合員が事実ありま
す。そしてまた一部には、商店の全く農協と関係
ないところに、繁華街の非常に場所のいいところ
にわざわざ農協店舗というのを構えておいて、そ
この地元の小売商店あたりといろいろな摩擦を起
こしてやっておる。先ほども申し上げましたが、
いわゆる農協がそんな利益追求に走るといふこと
は、第二義的にはあっても、力の弱い人たちのた
めに組合をつくってお互いに営農、そしてまた、
生活上上を困つていこうという観点からや離れ
ておるといふ非難を受ける。この実態を一遍よく
お知りいただきたいということが一つでございま
す。

利用というのができてから、どうも従来の農協精
神から、何かもうけるためにはどうしても員外の
会員をやして事業をやった方がいいというよう
なことに農協が走りがち傾向が非常にありま
す。こういうことを非難して、農協のもうけ主義
だとか商業主義だとかいふふうに言われることが
あるわけでありまして、農協の事情もわからぬで
はありません。こんなに農事情が厳しいので生
産調整をしなくてはならぬ、購買品とかそうい
うものもなかなか売れない、肥料、農薬、農業機
械も売れないという事態がありますから、たとえ
ば、農協職員がボーナスからいろいろなことを考
えていきますと、そっちの方で働いていただくこ
とも当然わかるのですけれども、こういうことを
ただ見逃しておるといふ農協から組合員が離
れてしまふ。御承知のように組合は加入、脱退が
自由でありますから、利益がなければいつてもや
めるといふことになりまして、農協の本来の行き
方から本末転倒的な方向に陥つてしまふ。いま言
われておるような農協案を農家が減ふという言
葉あたりがやはり言葉になるのでは、残念ながら
農協は本来の機能を発揮してないのではないかと、
私はこんな心配をしております。したがって、ど
うぞひとつ本場に組合員のニーズにまず対応する
事業運営ということを第一義に考えて、大原則を
忘れぬでこれからやってもらいたいと思ひます
し、大臣もひとつ適切な指導、監督等をとときと
場合によつてはやっていただくような、また、気持
ちの中で農民のための農協だという哲学だけは農
協も忘れないようにやってもらわなければならな
い、こういうことにつきまして、ひとつ大臣の所
信をお伺いしたいと思ひます。

非常に厳しゅうございまして。また、大きな変化を
いたしているわけにございまして。すなわち、米を
初めとする農産物の需要の不均衡あるいは対外経
済摩擦に見られるようないわゆる輸入の圧力とい
うような問題、加えて兼業化、混住化、高齢化と
いう農村社会を取り巻く環境というのは非常に厳
しいわけにございまして。しかし、その中で新しい
農業の芽を育てる基本は何としても農協だと思ひ
思ふのでございまして。しかしながら、いま御指摘
のように、どうも農家のいよゆる営農あるいは生
活のための農協でなくして、むしろ営利を追求す
る農協になつてきているといふことはいま御指摘
のとおりだと私思ふのでございまして。したがいま
して、私たちとしては何としても農協本来の精神
に立ち返るのはいまを置いてないのじゃないか、
こう思ふのでございまして。幸ひ、農協の中央会に
おいてもこの点に深く反省をいたして、今後、そ
れらの問題に積極的に取り組む姿勢をいま示して
いるようございましてので、私たちとしてもその
点に十分な指導をしてまいらなければならぬ、こ
かように考えるのでございまして。

特に、農協の新しい農業をつくるための役割
としては、ある村の新しい農業の芽を育てた農協
の例として、農協が農家個々の経営診断をしたと
いうのです。ですから、その経営診断によつてそ
の農家の人たちは非常に活力を得て新しい農業の
道を開いたという例もございまして、そういう
ように農家の本當の意味の相談に乗つてやる、い
ま一番苦労している農家、農民の本當の相談相手
になつてやるということがいま農協の役割でな
いだろうかと思ふのでございまして。申し上げるま
でもございませんが、農業は農家にとつては生産
の場であると同時に生活の場でございますから、
一つの生産指導が即生活指導につながるのござ
いますから、そういう意味で活力ある農村をつく
るためには農協の役割は非常に大きい。ことに
都市近郊農業のあり方と、いわゆる農協の今後の
あり方等については、いま御指摘のようによつて
もつと反省してどういふ方が一歩理想なのか
ということについても、農林水産省としては強い
指導を今後してまいりたい、かように考えており
ます。

○北口委員 時間が参りましたので、これで質問
を終わります。

○羽田委員長 次に、竹内猛君。

○竹内(猛)委員 農業協同組合法の一部を改正
する法律案に関連をして若干の質問をいたしたい
と思ひます。

まず最初に、三十六年から農協合併助成法に基
づいて農協の合併が進められてきた。その後、何
回か合併が促進をされてまいりまして、三十五年
には一万二千五百ほどの組合が五十二年三月には
四千七百六十三の組合になり、当初の四〇％台に
なりまして、これは市町村の数からいへば、現
在三千二百五十六が市町村の数ですから、一市町
村に一組合といふわけにはいっていない。私の茨
城県においても九十二の市町村の中で百十九の組
合があるわけでありまして一市町村一組合では
ありませんが、農協合併の長所と短所、このこと
についての価値判断というか、これはどのように
とらえられておりますか。

○佐野(忠)政府委員 先生御指摘のとおり、三十
六年当時一万二千もございました。総合農協が最近
では約四千五百といふことで、三八％程度まで減
少してまいりました。正組合員数が五百未満の組
合も六千八百組合ございましたが、千五百組合
まで減少してまいりました。千五百組合以下で
私どもがこういうふうな農協の合併を推進してま
いりましたのは、農業や農協をめぐる厳しい諸情
勢の変化に対応いたしまして、組合員の多様化す
るニーズにこたえてその機能を果たすためには、
合併に伴つて農協経営の効率性の発揮と経営管理
体制の強化、あるいは事業経営の基盤を強化する
といふことが必要であり、さらに、これによつて
技術指導とか生産販売面での共同化、あるいは農
業者に対する円滑な資金供給等の機能を強化し得
るとのそういう期待に立つて農協の合併を促進し
てまいりましたわけにございまして。しかしながら、合

併農協の現状を見ますと、一部には農協の内部組織と経営管理の整備強化が、必ずしも合併に伴う規模拡大に対応して強化が進んでいるとは言えず、合併の効果を十分に発揮するに至っていないと言いがたいという農協も確かにあることは事実でございます。それからまた、合併によって大型化したために農協と組合員との間の結合関係がやや希薄化したという御批判もございします。なお、零細な規模の農協が多数存在をしておりますので、自主的な農協合併は今後も推進する必要がありますが、その際には、従来のこういった反省を踏まえて農協の内部組織と管理運営の整備強化に力を入れますとともに、農協と組合員との結びつきを維持強化するために、たとえば、作物別の生産組織を育成するとか部落座談会を頻繁に開催するとかあるいは広報紙を発行するとか、いろいろな工夫をして組合員との結びつきが希薄化することのないよう十分留意していく必要があらうと思っております。この点につきましては、当事者たる農協の幹部の皆さんがそのような問題の所在について十分な認識を持って対応してくださることが基本でございますが、私もいたしまして、それについて適切な指導を加えていきたいと思っております。

○竹内(猛)委員 判断というのは非常にむずかしいと思うのですが、農協の合併とそれから農協が存在する経済情勢の変化というものがあろうわけですから、必ずしも合併をしたからよくなるというわけでもないが、問題は、価値判断の基準というものをどこに置いて考えたらいのかというところが、先ほど参考人の意見の中にもありました。農協の存在する基準というものは一体何が基準になるのか。これはどういうところを考えたらいのかという点についてどうでしょうか。

○佐野(宏)政府委員 私どもは、農協のあり方についての価値判断の尺度というのは、何と申しましても基本的には組合員のニーズにいかん有効にこたえていくかということに尽きるのでないかというふうな思っております。その点につきまし

て、農協の合併の功罪という点を考えてみますと、一面では、農協の合併に伴いまして農協の組合員のニーズにこたえる組織的な体制の整備を少なくとも行い得る客観的条件を成熟させるという効果は、本来、農協の合併というのは持っているはずでございます。しかしながら、そういう客観的な条件を十分に満たし切っていないという点の一つの問題であるということと同時に、合併に伴って農協が大型化することによりまして、とすれば組合員との間の親密さの度合いが薄れることによつて、組合員のニーズを掘り起こしきみ上げていくという点ではよほど周到な心構えがないと手薄になりがちであるということが、いまの原点から振り返ってみての功罪ではないかというふうな思っております。

○竹内(猛)委員 いま局長からのお話があったように、合併の結果、これは他の地区はよくわかりませんが、私の県の例を見ると、二つの形に分かれていっているように思います。一つは、合併によって大型化してどんな仕事をしていく、これは大型商社のような形で伸びていくところが、農民からかなり遠くなっている。ところが、合併しない旧町村ごとに残されている農協がまだ幾つかありますが、この地区では生産農民との関係はかなり密着ですね。そして、その特産物について非常に精力的にこれを取り扱っていて、農家との間は親密な関係にある。有名な農協ほど合併をしない、農協に個性を持っているということが言われる。もちろん、それは人間との関係、そのリーダーとの関係がある。つまり、仕事をするために張りつばなりリーダーがあり、それが信頼されるということも大きな要素だと思ふのです。そういうものが整っていると思ふますが、この点について、やはり農協の原則として言われる自主自立、相互協力、協同行動、こういうようなところでお互いに信頼し合つて進めるところに農協の将来も発展をする基礎があるのではないかと、こゝで、合併というものを今後残された部分について、たとえば、行政単位にあるのが理想的なのか、それと

もそうではなくて生産地単位、そういうようなところでいくのがいいのか、これは大変むずかしい判断かもしれないが、今日は郡単位の農協も必要だろうと言う人もある。しかし、旧町村単位に残っているところもあるということからいうと、これからの農協の組織的な一つのあり方というものについては、段階問題は先ほど出たけれども、それは抜きにして、合併の方向あるいは行政とのあり方はどういふふうに考えたらいいのか、促進法はありませんけれども、その点についてお答えをいただきたい。

○佐野(宏)政府委員 竹内先生ただいま御指摘の点につきましては、実は、昭和四十一年に農協合併助成法の一部改正を行いました際に私どもは通達を出したのでございしますが、その中で、少なくとも市町村の区域を下らないことを原則とするとともに、今後の社会的、経済的諸条件の進展と相まって云々というふうな書き方をいたしておりました。農協が一面では、末端で市町村行政と非常に表裏の関係があるということもございします。それから、農民が結束をする範囲としても行政区域画というのはいくつの念頭に置いておくべき要素ではございします。市町村の区域を下らないことを原則としというふうに書いてはございしますが、同時に、農業者の自主的な団結の組織であるという側面もあるわけでありまして、農業者が結束し得るような社会的、経済的条件というのがどういふものであるかということを見失って、機械的に行政区域画にとらわれるわけにはいかないと、いうことでもございまして、要は、やはり現場での農業者の団結し得る、結束し得る範囲ということに結局は帰着してしまふのであらうというふうな思っております。

○竹内(猛)委員 機械的に行政単位に合併する必要はないと思ふますね。そういう点では今日までの合併の状況というものを再検討して、そしてこれからの指導に当たってほしいと思ふます。

農林省の中に四十八年に農協問題研究会という

研究組織ができたと思うのですが、あれは一応結論は出ているのですか。

○佐野(宏)政府委員 先生御指摘の研究会は審議を了しまして、研究会のお示しになった結論を踏まえた指導通達を出すということで締めくくつてございします。

○竹内(猛)委員 その研究会の結論については私はまだ聞いていないのです。きょうここでいうことではありませんが、いずれかの機会にどういふ結論が出ているか伺いたい。きょうは時間がちよつとないような感じがいたします。

そこで問題になることは、農協と政治との関係です。つまり、政経分離でいくのか、あるいは政経一体論をとるのか、政治的中立でいくのかという問題、これは非常にむずかしい話ですから、きょうはここでその話はしない。別な機会にしたいと思ふます。その指導についてはいずれ改めて議論をしたいと思ふます。

次に、問題になるのは、これも非常にむずかしい話ですが、農協は、購買においても販売においても、無条件委託あるいは予約の注文というような三原則を持っています。この三原則というのは今日まで確実に守られていると思うのか、思わないのか。これも大変むずかしいことですから、ここで直ちに回答をもらう必要がないと思ふますが、いずれにしても、農協を指導をされるときに一つの基準としてこれは考えてもらいたいことだと思ふます。

そこで、次の問題は、農協が合併をしていくという形で大型化していく。確かに、職員の給料というものも上げなければならぬ。本来、利益というものを中心にするのではない、協同行動、相互扶助という形でいくんだということをねらっているけれども、しかし、資本主義の社会の中にあって賃上げをする職員を抱えているわけですから、そこで大型化という形になると、勢い総合商社ではないのかと言われるぐらいに世間からは見られるような、そういう華々しい状態も出てきております。本来ならば、土で生産をしたものを集

めて、加工して、販売をするというのが一番望ましい形であるけれども、それだけではやれない。だから、どうしても金融あるいは保険事業、はなはだしきところは冠婚葬祭、何でもかんでもやっつけてしまふ。もうかるところには何でも手を出す。こういう農協になってしまつて、一体農協というのは何だということにだんだんなりつた。この変形的な農協に対する参考人からの話もありました。反省もあつたようですが、指導としてはよろしくないと思うのです。本来の農協の原点に帰る、返すという指導が必要だと思ふけれども、これに対してどういう指導をされていくか。

○佐野(宏)政府委員 先生御指摘のような現象は、実は二つの側面があるように思つております。一つは、農協の組合員自体の間で非常に兼業化が進んできておつて、昔のように大部分の組合員が専業農家であつた時代に比べると、組合員自体のニーズが大変多様化している。そして、組合員のニーズ自体が、どちらかというと、農協との関係がやや疎遠なような種類のニーズが相対的に比重を増してきているという問題があると思ひます。これはこれで客観情勢のしからしむるところで、農協がちよつといかんともなしたいような問題がないわけではないというふに思ひます。しかしながら、そういう客観情勢であるということに藉口してと申しましようか、農協の一部に、あるいは相当の部分と言ふべきかもしれませんが、農協の農業離れ、農民離れという傾向が見られることは、これまた大変遺憾なことではございまして、そういう中で、組合員の農業者としてのニーズがとかく相対的に軽視されがち傾向が見られるというところは、私どもも大変憂慮しておるわけではございまして、実は、組合員の農業者としてのニーズ自体が、御高承のようなむずかしい農業情勢でございまして、それ自体、多様化、複雑化しておるわけではございまして、それに忠実に対応していくということとはまた、なかなか容易ならざることでございまして、したがって、農協の役職員というものは単に月給取りではなくて、運動者として

の使命感を持つて農業者のニーズにこたえていくという姿勢が必要でございまして、この点は、私どもも、農協の系統組織に対して従来から繰り返し問題を提起してまいつたところでございまして、最近に至りまして系統側におきまして、確かに、そういう問題には正面から対応していかねばいけないという心組みになってまいりまして、本年秋に開催を予定されております第十六回の全国農協大会に向けて、組合員の営農、生活、両面にわたるニーズに立脚した事業の対応と事業運営の適正化、販売事業の整備強化、あるいは組合員向けの貸し出しをさらに拡充をする方策といったような諸問題につきまして、具体的な方策の検討を進めるという運動に取り組んでいく段階でございまして。

私どももいたしまして、せっかく系統組織の中にそういう自覚ある行動が芽生えてきたことは大変結構なことであると思つておりまして、実りのある結論が出るように見守りながら適切な指導を加えていきたいと思います。

○竹内(猛)委員 これはぜひ農協が生産農協としての立場に立ち返つて、それで土と離れない農協になつてもらなければ、よそから、どこからでも物を買つてきて売つて稼いでいるような農協は、本来の農協とは言えないと思ふのです。そういう意味で、この農協に対する運営に十分な指導をしてほしいということ強く要請したいと思ふのです。

それから次の問題は、都市農業と言われ、地域農業と言ふ言葉でも言われているように、建設省は百三十三万ヘクタールに線を引いて、その中に二十二万ヘクタールほどの農耕地があるはずなんです。これについては農林水産省は手を出すことができない。建設省にこれは管理されているわけでしょう。私どもはそういうところで行われている農業の価値というものを高く評価するわけですね。そこで都市農業振興法という法律を策定しようというところで、いまいろいろがらばつてい

ることがある。あるけれども、これはがんばらなくちゃならないということなんだ。ここで直ちに都市農業についてあれこれ答えを出せと言つても、これもどうも出しにくい話だろうから、答えを求めようとは思ふけれども、これも今度の議論の本旨ではないから問題だけを提起しておきます。この問題についてもぜひ深い関心を払つてもらいたいと思ふのです。

それからその次に、もう一つ問題になることは、先ほどから、農林中金にもどこにも農民の金がかかり集まつている、その金を一体どこへどう使うかという問題について、大企業に出過ぎてはいないかという指摘もあつたが、問題は、農家が原料をつくつて、加工したものをまた買われる、こういうことが常に行われている。だからもう少し付加価値というものを生産農民の手に取り戻すことができないか。原料をつくつて加工をして農民及び消費者のところにそれを返していく、付加価値の方が倍くらゐあるのじゃないですか、生産のものよりも。こういうことについてはどういうような考え方を持つか、これはぜひ答弁をして、すぐできないとしても研究をすとかやろうとかということは言えるはずだから、この点についてはぜひ農林大臣の考えも聞きたいものだ、こう思ふのです。

○田澤(國務大臣) 農協の設立以来の経緯は竹内委員御承知のように、私が戦後農協に入りまして、それで真つ先に専務になつたのです。当時は二十四、五歳でございまして、その当時の農協というのは非常に規模の小さいものでございまして、信用、利用、販売、購買、こういう程度のものでございまして、指導部というものもございまして、本当に土に親しんだ農協だったと私思ひます。ですから、農家の組合員の個々の財産は、私専務としてほとんどわかつておりました。また、組合員の子供さんを見ただけで、あつ、この子供はあそこがれたなということはずぐわかつたほどでございまして。ですから、それくらい農協の専務なり農協の組合長というものは、その地域の

生産はもちろんでございまして、生活そのものの相談相手にならなければいかぬと思ふのです。ですから、私は幸いにしてその当時二十八歳で県議員になつたのもそのことだと思ふのでございまして、けれども、それも一つの要素じゃなかつたかと思ふのですが、いすれにしても、その当時の農協と、三十六年の農協合併助成法ができてから一つ一つの大きな農協ができたわけではございまして、その農協は確かに経営規模のしつかりしたものもありまして、大規模になった関係から利益を上げなければいかぬという農協が出てまいりまして、人件費を稼ぐためには利益を上げなければいかぬということで、農協の一つの新しい姿が出てまいつたのじゃないだろうかと思ふのでございまして。

そこで、農協がそういう大きな農協になつたといえども、やはり農協本来の自主的な協同組織だということをお忘れずにこれからは進まなければいかぬ、だから農林水産省としてもその指導をしてまいらなければならぬ、私はかように考えます。

また、いまの都市農業についても、私たちは十分そういう点、何を差して上げるのが一番よろしいのか。いま、地域農業あるいは都市農業というものは、信用と共済業務よりやつていないと思ふのでございまして、その中でどこに生産の面あるいは利用の面を活用できるかという点をこれから研究してまいらなければならぬと思ふのでございまして。

〔委員長退席、戸井田委員長代理着席〕

いすれにしても、いま御指摘のように生産指導というものが常に農協の中心でなければならぬ、農協が中心になつてやつていただかないと本来の意味での新しい農業は活用できない。しかも、農林水産省の政策は、農協の窓口から農家に伝えることが本筋の姿だと私は思ひますので、そういう意味では、農協がすばらしい組織になつてもらう、自主的に協同組織としてのいい組織になつてもらうことを念願いたしますがゆえに、大きな指導をしてまいりたい、こう思ひます。

特に、消費の問題でございしますが、ある村では生産よりも消費しないことが農家の経済を維持するのだ、ですからおみそだとかしょうゆだとか、お豆腐から何からすべて自分で生産できるもの、消費財で生産できるものはできるだけ自分でやるということとはそれだけ生産と同じ価値を持つものであるという意味で、いま御指摘のように、これからいかに消費財を生産するかという農家にしてまいらなければいけない。私は、その指導等もやはり農協が指導していかなければならないと思えますので、そういう点を含めて今後農協の指導のために積極的な力を注いでまいりたい、かように考えます。

○竹内(猛)委員 ちよつと時間が近づいてきましたが、あと二点だけどうしても質問しておかなければいけないから質問します。

いま、大臣の御発言は非常に結構なことで、ひとつ農協精神、農民魂というものを、一つは外庄に向けて貿易の自由化なりああいふ次々にうねってくる波を支えてもらわなければならぬ。国内においては減反などという問題は早く中止をして、えき用の稲をつくるとかアルコールを取るイモをつくるとか、そして国内における農作物を、大いに土地を耕して、国内のエネルギーに変えていく。一方は食糧に、一方は工業用のものにしていく、こういうことにぜひお願いしたい、一緒にやらなければいけない、こう思っています。

そこで問題は、文部省見えていと思うけれども、教育問題です。農家はみんな農協の組合員なわけだ。その子弟は学校に行っているわけだ。ところが、前にも私は質問したけれども、学校の教科書の中には農業協同組合というものは全く見るところもない。虫めがねで見なければ見えないほど農協というものは出てこない。あるいは農業のスペースが、これがどういう役割をするのか。確かに、農業のことは出ていくけれども、愛媛県のミカンが出たりあるいは佐賀県の上場の開拓が出たり北海道が出たりあるいは庄内がちよつと出たり、大阪あたりに行けば農業の中に滋賀県が

出ている。こういうようなことではいけない。農業というのは食糧をできるだけ自給していく、安全保障だという言葉を書くのは大変むずかしいけれども、そういう構えで、土地と水とこういうものを利用して国内において国民の食糧を十分につくっていくんだ、大事な産業なんだという位置づけをしていかなければいけないと思うのです。その場合教科書が、大阪図書出版ですか、それが三四％くらい、一番よく売れているようですが、これの中には比較的出ているけれども、それでも不十分だ。だから文部省は、さきには国有林の問題について山の取り扱ひの時間が非常に圧縮されてしまったということで私は文句をつけたが、今度はまた、農業そのものを国の重要な産業から外そうとしているというような意図が見える、これはよくない。こういう点について、これは文部省の方に注文をしたいので、ひとつ答えてもらいたい。

もう一つは、畜産局長見えてくるから、いま茨城県緊急の問題として問題になっているのは豚コレラの問題がある。これを私は一月前に問題にしようとしたけれども、一月前には何とか処置するからしばらく待つてくれないうか。一月月たつたらまた全体的にコレラがふえている。こういう状態を黙って見ているわけにいかない。何とかしても、これは伝染病ですからひとつ指導して撲滅をすると同時に、災害の農家並びに豚をこれから飼おうとする者に対する希望と光を与えてもらわなければ困る。

そういう点についての関係省庁としての指導をしてもいい。この二つについてお答えをいただきたい。

○藤村説明員 先生の御質問にお答え申し上げます。農業協同組合についてでございますが、小中学校で申しますと、小学校の三年の社会科の中に出来てまいっております。三年の社会科では、生産品の販売や輸送の面からその地域社会の活動等を取り上げるようになってまいりまして、ここに小学校の三年の教科書三冊ほど持っております。

が、その中にいずれも例を具体的に挙げまして、「農業をたすねて」とか、それから「農業協同組合」として「農家の人びとは、みんなでお金を出し合つて、農協をつくつてたすけ合つています。」それで、いろいろな販売や流通の面でどういう動きをしているかというような記載がされております。

それから農業についての小学校における記述でございしますが、先生御承知のように、小学校の第五学年になりますと日本の産業について学習をすることになってまいりまして、取り上げる産業として農業、工業それから漁業といったものを中心に学習することになっていくわけでございします。農業についての記述は、小学校の五年の上巻で申しますと、この約三分の二ぐらいを割いてかなり詳細に記述をいたしております。たとえば、ある教科書会社の教科書を見ますと、「わが国の食料生産」ということで、見出しを申し上げますと、「農家の人々のくらし」、「外国にたよる日本の食料」とか「生産を高めてきたいな作」とか「畑作物や畜産へのとりくみ」とか「農産物の生産を安定させるために」とかというようなこと、それから日本の農業の特徴といったようなこともかなり詳しく書いてあると思っております。まだまだ先生が目から見れば不十分な点があるかもしれませんが、それは私どももいろいろな御意見をちょうだいしまして、なお、さらに改善を図つてまいりたい、かように考えております。

○石川(弘)政府委員 茨城県下で発生いたしました豚コレラにつきましては、その後、県もそれなりの努力はしたようではございますけれども、残念ながら終えんをいたしてございまして、昨日もまた発生しておるといふような状況でございします。県は、県全体の家畜防疫体制につきましても、直しをすることといたしておりますけれども、国といたしましては、自衛防疫に加えて、国が家畜伝染病予防法に基づきます検査を県をして行わせるように、新たな体制を組み直してこれに対応しようと思っております。

それから経営農家へのいろいろな対策でございしますが、これも県と相談をいたしまして、前向きな資金なりあるいは負債の増加したものににつきましては、肉畜経営の安定資金といったものを活用しまして、経営が順調に回転するように支援をしていくつもりでございします。

○竹内(猛)委員 時間が超過して大変恐縮ですが、もう一つだけ文部省の方に要求します。確かに、農協というのはあるのです。あるけれども、つまり、農協の理念とかなんとかという問題については、私の見る限りはまだ余り十分じゃないから、それはやはり研究してもらいたいし、全農家が参加をしているのですから、そのことだけはぜひ要求をする。

それからもう一つは、小学校の五年の教科書を私は全部見ました。見たけれども、米というところに中心があるが、米はいま減反をしている。減反という言葉もどうもよくない、出稼ぎという言葉もどうもよくないというところで、これはすでに農業新聞なんかでは問題になっていることだ。そこで、農林水産省が長期計画というものを立てるわけだ。あの長期計画というのは農政審議会の議を経て閣議で決定しているわけでしょう。だから縦割りではないのだ。文部省は文部省だけではなくて、農林水産省は農林水産省だけではなくて、横につながつて閣議で決定している以上は、やはり閣議で決定したら、米からこういうふうに変えていくという、その内容もそれに合つて変えていかなければ、やがて育つていく子供は非常に迷うから、迷わないようにしてもらわなければ困る。教科書というのは人間をつくるのが大事ですから、これは大臣の方でもぜひお願いしたいと思うのです。やはりリーダー、りっぱな人が農村に生まれて農村へ残らなければいい農業政策もできないし、りっぱな発展もない、こういうふうには思いませんから、人づくりの基礎についてお互いに力を入れなければいけないということを私は主張して終わりたいと思ひます。大変時間を超過して恐縮です。一言だけお言葉をお願いいたします。

○田澤國務大臣 確かに、農業の新しい芽を育てるには人づくりが必要でございませう。したがって、私は、小さい子供さんから農業というもののとうとき、いわゆる植物の生命を扱う産業であるということの基本的なことを教えてもらいたいと思うのでございませう。

たとえば、いまの教育で私非常に残念なのは、農家の人たちがせっかく自分の農業後継者として育ててもらいたいと思つて農業高等学校に入れた。その農業高等学校に入つた子供が農業離れになるという教育ならやらない方がいいと思つてゐるのです。ですから、そういう意味で、本當の意味での農業というものを教えてやる。農業新聞でも取り上げたように、いま文部省からいろいろ御説明いただきまして半ページも使つてゐるというけれども、減反だとか出稼ぎだとかそういうざらざらする言葉で教育したならばみんな離れていきますよ。私は、そういうことでなく、もつと土に親しむ、物を生産する、このことをしっかりと教えてもらいたい。本當に土から芽が生えて、その芽を育てていく人はだれか、これが農民じゃないだろうかというこの精神を教えていただくこと、何ページも要らぬですよ。一ページあれば結構ですので、そういう教育をしていただきたい、かように考えます。

○竹内(猛)委員 終わります。時間を超過して恐縮です。

○戸井田委員長代理 次に、田中恒利君。

○田中(恒)委員 短い時間ですので何を質問しようかと思つておりましたら、大臣からヒントを与えていただきましたので、若干、大臣と協同組合の問題について意見を交換させていただきたいと思ひます。

先ほど来農林省は、農協の指導に力を入れてやうかと思つておりましたら、大臣からヒントを与えていただきましたので、若干、大臣と協同組合の問題について意見を交換させていただきたいと思ひます。

しゃつたわけですが、私も実は協同組合に長い間お世話になつたので、大体似たような気持ちがあるのです。しかし、いま現場で協同組合をやつておる皆さんの中には、気持ちはずうだけれども、どうすればいいのかという具体的なものが明確でない。私は戦後の農協と、たとえば、農林行政の関係をじつと見ておりましたが、なかなか団体問題というのはいまはむずかしい。河野さん自体がかつて団体再編成をやつたけれども、思うようにいかな。相当強力な農林大臣でも団体問題に手を入れるのはなかなか厄介で、片一方団体側からは自主性というものを非常に強く言われて、余り役所がくちばしを入れることは避けるべきだという意見もありまして、私もまたそんな考えも非常に大きな面だと思つたのです。

しかし、今日の現状の中で、いま法改正が出ておりますけれども、協同組合というものは、いままで私どももそうでありましたし大臣の農協在任中は特にそうであつたと思つたのですが、基本的な前提は、組合員というものがまず第一に均質というか同質というか、大体一町なら一町百姓で、米つくて、鶏飼つて、牛一匹持つておつて、この型では基本盤が同じであつた、そこに特に、日本の総合農業というものが全国的に一つの体系を組んでいった、やれた条件があつたのだですね。それが今日、非常に分解をしたというか多様になつて、まず、下が非常に複雑になつておりますから、それだけにどうしたらいいのか。合併農協の問題で組合員と農協との間に何か希薄な、組合員はもう農協を他人のように見出した、農協も、ともかく合併農協になれば事業中心で、購買、販売、金融、共済事業、ノルマまでかぶさつちやうでとどんどんとん事業を拡大しなければやうていけないというところになつていきます。そういうものをしたら、合併農協が、経営管理の中であるいは組合員組織体系の中でどういうふうにしたらいいのかという問題を明らかにしてやらないと、何を一体指導するのだというところについて、精神的な一般論なら演説としてはできるわけですが、それ

れが果たしていま的確なものが出ておるのかどうか、この辺をはつきりさせなければだめだと思つたのです。この点については、協同組合の関係者ももちろんですが、今日の非常に複雑な状態の中、特に、合併というものを法的にも仕上げたような形になつておるわけですね、もう打ち切つたわけですから。その段階で、そうしたら今日の合併農協というものは組合員との関係が希薄になり、事業先行型の経営中心主義に走りつづつあるような印象をわれわれ持つておる。それを一体どうすればいいのかということについて行政庁は行政庁としてのお考えをこの際示してもらわなさいけないのじゃないかというふうな気がするのです。その辺についてはどういうふうにお考えになつておるか、お尋ねをしておきたいと思つたのです。

○佐野(宏)政府委員 確かに先生御指摘のように、選択的拡大の時期を通じて組合員である農業者の経営も作目別に見ても多様化してきておりますし、それから兼業化の進展の度合いに比べて農業への就労の程度というのも同じ作物の中でもまた多様化してきておる。したがつて、兼業の進展に伴つて組合員のニーズの中で非農業的な側面の比重が増してくるという問題だけではなくて、農業の内側について見てもさらに組合員のニーズというのは多様化して、常識的に均質な組合員を念頭に置いて組合を運営していた当時と比べると、非常に複雑な事態に組合の役職員が直面をしておるというところであらうと思ひます。それで、それがさらに合併に伴つて農協の区域も広域化してくるというところになりますと一層事情は厄介になつてくるわけでありませう。そういう中で私どもは考えてみますと、農協という大きなどんぶり一つで、多様化したニーズを抱えている組合員を捕捉していくというところはなかなかむずかしいわけでありまして、そこはやはり作目別の組織あるいは集团的生産組織と農協との間の連携、そういうことを工夫しながら、それぞれの組合員の営農条

件のパラエティーに即した組合員の結果の仕方というのを工夫していく以外には道はないのではあるまいかというふうな思つておるわけでありませう。それで、必ずしも十分な数ではございせんが、しさいに全国の農協を見ますと、そういう方向での先駆的な事例というのは幾つか現に出てきておるわけではございませう、そういう方向を極めていくというのがたまたま先生御指摘になつた問題への現実的な取り組み方ではあるまいかというふうな考えております。

○田中(恒)委員 大臣、部門別に組合員組織化をして、そこで一定の権限というか、あれの委託というか任せてやうていく、そして組合員の意見をぐいぐい吸い上げていく、こういうやり方で進んでおるところもありません。それが一応いま合併型農協の内部の組織、体制、管理システムの一般的な形になつております。しかし、実はいま信連の信用事業の問題で、非常に金融情勢が厳しくなつてオンライン化とか員外貸し付けの緩和とかいろいろ出ておりますが、私も自分の県の農協をずっと見ておると、そういう面では、それを貫くのであれば総合農協ではなくて専門農協の方がより明確で、より組合員と単一目的ですばりつながつておるということであつたのですけれども、最近の傾向を見ると、多角的な事業をやつて、そこでいろいろいま言われたような部分を活用しておるところの方が経営的にも安定しておるというものが最近の経営分析などの結果からは出ておるわけですね。ですから、そういう面では日本の農協というのは、少なくとも末端段階は総合農協といったようなもので多面的にやるべきだ。農業経営だつて、かつていわゆる企業の農業と言つて大型ということでわあつとやつたけれども、最近、また少し反省が出ております。それがいよいよ悪いとかは別に、農協の場合はそういう総合的なものの中で全体にある程度専門化させ、一定の経営権とまでいかないが何か権限を

〔戸井田委員長代理退席、亀井(善)委員長代理着席〕

移管して、そしてそれを役員会あたりで総合調整をしていく、こういうシステムというものをうまくこなしていく、それが合併農協の中で生かされてくれば効果ももう少し上がるのじゃないか、こういう気がするのですね。そういう点については系統内部の、たとえば、農協中央会の方なんかの方針ともそう変わらないと思うのですけれども、その辺について農林省ももう少し全国のいろいろな事例なんかも集められたり紹介したり、そういうこともっと大胆にやってみていいのじゃないか、それで何か示唆を与えてあげるといいことも大切なことではなからうか、こういうふうに思いますから、ぜひお考えいただきたいと思うわけです。

戦後の農協法の改正を見てみると、先ほど参考人も言っておりましたが、戦後、一時期一万二、三千農協ができてしまつて、いわゆる小さな部落農協のようなものができて、大臣は非常に優秀な経営者であつたようだが、当時の経営者というのは、さつき自由民主党の方が言われたが、いまはそれほど素人じやないと思うが、いまは常勤役員というのは相当マネジメントを持っておりますが、当時は、全くの百姓が入り込んでやつたものだから赤字を一齐につくつてしまつて、整備促進であるとか再建整備であるとか特別措置法であるとか、そういうものをたつたつて再建かけましたね。そして、その上に合併助成法で農協合併をやつてきたという歴史があつたと思うのです。その中で、私が最初にここにきたころの農協法改正のときに議論したといま記憶しておるわけですが、たしか四十七年か八年ごろに農協の合併を通して、いわゆる農業基本法体制の中で農地の構造改善といふか、そういう施策の一環として農協の位置づけを政策的にねらつた法律改正があつた。この中にいわゆる農地信託制度であるとか農事組合法人であるとかあるいは農業協同組合自体が農業を営むことができるあるいは農地の売買をやる、こういう基本的な農業の生産手段に対して協同組合が入り込む、こういう段階があつたと思う

のです。実は、私もあの構造政策に社会党としては反対をいたしておりましたが、しかし、農業の移り変わりの中でこれがどう動くかというところは確かに一つの大きな焦点であつたと思うのです。私も前から言へば、いわゆるいまの総合農協を、いまの流通を中心とした農業協同組合が生産の段階にどれだけ入るのかという示唆をこの法改正の中から結果として受けとめたい、こういう気があの時点で農協関係の有識者とか、学識経験者などの中からも一部あつたことは事実です。それが今日どういうふうになつてきたか、もう十年近くたつてきたわけですが、そういう農業の生産手段、農地という基本的な要素にまで協同組合が入る、あるいはもつとはっきり言へば農協が農業経営を営む、こういう事例は全国にそういう面では余り聞かない、多少はあるようですけれども、そういう面についての評価を農林省としてはどういうふうに立てていらつしやるか、この機会にお尋ねをしておきたいと思うのです。

○佐野(宏)政府委員 お答えいたします。

先生御指摘の農業経営の農協による受託等の措置は、基本法制定後、農地の流動化による規模拡大あるいは生産行程について協力を助長する方策ということで設けられたわけですが、農協による農業経営の受託は昭和四十五年に制度をつくりましてから五十五年まで延べ二千四百六十一ヘクタール権利の設定が行われたにとどまつております。それから農地信託につきましては、昭和三十七年に制度が創設されましたが、農協が組合員から農地等の貸し付け売り渡し及び売り渡し貸し付けの信託の引き受けを行う事業でございまして、五十五年末までの実績によりまして、延べ面積でございまして、貸付運用信託が五百九十六ヘクタール、それから売り渡し運用信託が四千六百八十一ヘクタール、それから売り渡し貸し付け運用信託が三千三百六十ヘクタールということにとどまつております。それから、農事組合法人は、昭和三十七年に制度ができてから五十五

年末においては六千四十法人程度の実績になつております。

それで、これまでの経験に照らしてみますと、まず農業経営受託がこれまで必ずしも十分な成果を上げていない理由は、主として次のようなことではないかと考えられます。

一つは、経営の受委託という権利関係自体が複雑なものでございまして、農用地の出し手側の意識としては、農作業の受委託とかあるいは貸付借のように当事者間の権利関係がより明確な手法の方が一般に好まれている。それから受け手の農協においても、農作業の受委託の方にむしろ力点を置いてこの経営受託という事業を余り熱心にはやつていないというふうな、そういう事情が理由になつていふように思ひます。

それから信託の場合は、信託という制度自体がわが国では必ずしもなじみの深い制度とは申し上げがたいのでありますが、その上さらに形式的ではあるけれども、農協に移転しなければならぬといふこともございまして、事務手続が煩わしいといふようなことが原因になつていふのではないかと、いふふうに思つております。

ただ、農事組合法人につきましては、近年大規模化が顕著に進んでおります。酪農とか野菜を中心としたしまして毎年二、三百くらい増加をしてきておりまして、家族農業経営の発展と農業の生産性の向上、農業所得の確保といふような見地から見て有効な機能を發揮してきていふように思つております。

○田中(恒)委員 私もけさほどその資料をいただいて見させていただきましたが、確かに農地の問題は、これは現地へ行つてみると農業委員会などの事務上のいろいろな問題もあるようです。それほど進んでおりませんが、農事組合法人、これはやはり十倍くらいふえておるわけですね。いろいろな方が言われるように、協同組合が生産営農指導の中にどれだけ加わっていくかということが、私は、やはり今日の農協に対する農民の強い期待であるし、われわれもそのことを追求していか

なければいけないと思つておるのですが、ただ、現在の協同組合の組織、現状の中で営農指導員を置いたり、生活指導員を置いて技術相談や経営診断をやつたり、調査をやつたり、そういうことはできまふけれども、問題は、本当に農業経営のリスクを一体だれが負担するのか。残念ながら、いまいわゆるいろいろな出来事が起き、価格が暴落し、自由化で外国のものが入る、そしてあるいは災害、そういう農民自体の責任でないような事故についてまで、一切経営の責任は全部いま農民にかぶさつてきておるといふことなんですね。そのリスク負担をやはり協同組合の組織で支えられないかどうか。ここはやはり農協が生産過程の中へ入つていくその具体的な内容になつていくと私は思ふんです。

そういうものが、いまの協同組合、長い産業組合以来の流れの中で起きておるものに、ずうたいもなかなか大きくなつておるし、しかも、生産活動というのはやはりもっと小さな範囲でないとイケませんと思うのです。特に部落といふか、改めて私どもは農村の部落といふものを見直さなければいけない時期になつておるんじゃないか、こういうふうに考えます。しかもそこは、いま大臣も言われたが、混合社会であつて、農民だけではない。生産者、消費者がおる。しかも、農家といふ家の中、農家であつて、農家の中にサラリーマンもおるし、大工さんもおるし、中には商売をやつておる人もおる、こういう形になつておるんですね。しかし、土地は、日本の農村の場合は部落を中心にしてやはり一つの集団のようなものを、一定のたてば、二十ヘクタールなら二十ヘクタールぐらゐの単位のもので形成されておる。こういうところに目を向けて農事組合法人といったようなものをもう少し一過検討してみても、せっかく協同組合法の中にあるわけですが、こういうものにひとつ焦点を合わせて、日本の営農生産活動といふものをそういう形の中から盛り上げていくといふか、活力を与えていく、こういう方向に向かつて一過検討していただきたいといふような気が私

個人としてはあるわけでありませう。

何かやはり連帯の中で、農業の生産のこれは共同化だ——共同化だといういろいろな問題ありますけれども、何か持つべき、支えるべきものを連帯の中で危険負担を分散をさしていくとか、受け持つ分野は何かとか、こういったようなものをその辺に焦点を置いて考えていく必要があるんじゃないかな。いまの農事組合法人の形は必ずしもそういうものではないと思います。国が相当補助金を出して施設をつくってやるから、農事法人ならば対象になるといったような形でつくられたものが相当あると思いますけれども、しかし、そうじゃなくて、本格的に、わが国の生産構造の中にそういうものは位置づけられないかどうか、こういう点を私は本質になって一過検討してみたい。大臣これはどうでしょうか。

○田澤国務大臣 御承知のように、戦前は、いま御指摘のように産業組合と農会というものがあつたわけなんです。それが、戦争中から、戦争の末期から農会に変つたわけなんです。それで、産業組合と農会が一緒になって信用、利用、販売、購買と、さらに指導というものを合せて、それで一つの農会、農会というものになりました。それが戦後、いわゆる農業協同組合に姿を変えたわけですが、それから以後、一つの三十年間の歩みを農業協同組合は続けてきているわけですが、最近御承知のように兼業化あるいは混住化、老齢化という大きな一つの問題が農村社会に出てきておりまして、しかし、部落あるいは農村社会を、混住化あるいは兼業化の中ですばらしい農村社会をつくるにはどうしたらよろしいかということでございますが、いま個々にはいわゆる農村のコミュニケーションの場というので、そのモデルの地域を設けてそれなりに成果を上げておりますけれども、農村全体が渾然と一体になって、自然のままにそれが動いているかどうかという点になると、なかなか素直な姿になつていないわけでございますから、私はそれは

市町村の総合開発計画と農協の役割を結びつけなければいかぬと思うのです。ですから、私は、できた農協の規模というものは市町村地域の規模を下らないというあの標準が理想じゃないだろうかと思うのでございまして、市町村が総合開発計画を立て、その中で農協の果たす役割は何か。しかも、混住化した部落あるいは社会の中で生産する者としての一つは社会をつくらなければならないが、農業社会ですから農業を理

解していただく、農業に余剰労働力を提供するというような形でその地域社会のあり方をつくり上げていくということが一番必要だ。そのためには市町村の総合開発計画、その中に労働政策もいろいろある中で、農協の役割と地域社会の住民との結びつきをつくり上げていくことがこれからの課題じゃないだろうかと思うので、そういう方向がよろしいんじゃないだろうかと思はいます。考えているのでございます。

○田中恒委員 余り時間がなくなりましたが、法律改正の点について一、二お尋ねをしておきます。一つは、特定信連の員外制限を緩和していくということでありまして、先ほど来その基準になるべき事項は局長の方から御答弁がありました。局長が御答弁になったような地域、これは大都市周辺の都市化が非常に進んだところの信連になると思いますが、そういうものはこれからもっとたくさん出てくるんじゃないでしょうか。少なくとも、わが国の工業化というか経済発展の中で、だんだんそういう信連が大きくなっていくんじゃないかという心配があるわけですね。本来五分の一の員外制限というものは一体何を基準にできたのか、あるいは今回総資金量の五割を一つの土俵にしておりますが、そういうものの基準は一体あるのかどうか。私も実は承知しておりませんが、そういう適正な員外利用制限というのの一体何だという問題も本質的にはあると思うのです。農業情勢がぐるりと変わってきて

いるわけですね。昔は農業収入、農業所得は七割も八割もあつて、兼業が二割、三割。これがいまは逆になつてしまつておるわけですから、そういうことになりまして、やはり少なくなるんじゃないかと、そういう信連がだんだん大きくなって、制限が外れていって、先ほど来どなたか指摘されたように、農業協同組合じゃなくて信用組合のようなものに都市近郊の農協はなっていくんじゃないか、こういう不安を持つわけですが、その辺の問題については、わが国の農業協同組合の一つの基礎的な原則になつていっている職能という農業協同組合である農業協同組合、こういう原則は貫いて処理をしていくという立場をとられておるのかどうか、お尋ねをしておきたいと思つて

○佐野(宏)政府委員 まず私どもとしては、農業協同組合というものの職能と申しますか職域と申しますか、職能別の組織であるという原理、これは放棄すべきものではないというふうに思つております。そういう意味では、農業協同組合というものの根幹にかかわります問題でございまして、今後とも私どもはその原理は維持してまいりたいと思つております。

それで、現在の員外利用制限二割というのは一体どこに由来するかということでございますが、これは長年員外利用制限二割ということにつきまして特段の御批判もなく事態は推移してきたものでございまして、いまになつてみますとなぜ二割であつたのかということとはなかなかむずかしいのでございまして、いろいろ記録を調べてみますと、この農協法の制定に携わられました小倉武一さんの法廷での証言がございまして、それによると、ともかく一応二割にしておこうじゃないかと、それをさらにさかのぼりますと、二十二年の農協法制定当時、GHQからそういう示唆があつたのであるというふうな関係者の話もございまして、それ以上のことはしからずわかりかねるわけですが、しかし振り返ってみますと、農業

協同組合が農業という職域、職能にかかわる組合であるという根本に立ち返つて考えてみますと、当然員外者の利用というのは一定の制限のもとに置かれるべきものでございまして、二割ということについては特段都合が悪いことがなければ維持していけるべきものであるというふうに思つております。御高承のとおり、現在の農協法におきましても、政令で割合自体は特例的な定めとすることができることになっております。

それで、今般御審議を煩わしております特定の信連についての員外利用制限の緩和の問題でございまして、先生御指摘のとおり、確かに、従来の員外利用制限をそのまま維持したのでは不都合が生じそうな信連というのは、今後とも数が増加していくという可能性を私も否定してはいるわけではございません。確かに、そういう可能性はないことはあるまいというふうに思つておりますが、しかし私どもがいま考えておりますのは、さばと言ひまして、一般論をいたしまして今回御審議を煩わしておりますような特例的な取り扱いを通則にしてしまふということになるのでは、農業協同組合のあり方として根幹にかかわる問題でございまして、さらに慎重な検討を要すると思ひますので、現実にはそういうことでは不都合が生じている信連があるという事実に着目いたしまして、とりあえず必要な措置について立法上の手当てをお願いしたいという趣旨で御審議を煩わしているものでございまして。

しかしながら、この信連の資金運用の問題は、員外利用制限というのは実は信連の資金運用のあ部分についてしか動いておらないわけでございます。先ほど来申し上げましたようにあるいは有価証券運用でございまして、金融機関貸し付けにつきましては現在でも特段の制限なしに系統外部に資金が流出するよう制度に現になつておるわけでございますので、特例的な信連に限つて今回お願いしているような緩和措置をお願いするというのも、直ちに農業協同組合の根幹にかかわる改正であるというふうな

は思うことではないのかと思っております。

○田中(恒)委員 時間が参りましたので、一、二質問をさせていただきますが、これは御回答は要りませんが、いまお話のありました農協の資金運用の中で有価証券の比率が非常に高くなつておる。特に、信連、中金、車協はそれほどではないのですが、非常に高くなつております。これはやはり一定の指導というか、一つ何かないと、このまゝい

くと今度買外貸し付けが出てくるから、そうすると高くなつたところは関係は多少へつてくるかもしませんが、しかし、このところは農協の健全な経営という立場からは考えておかなければいけないのじやないかと思ひます。御返事は要りませんが、氣をつけておつてもらなければいけないような気がします。

それから、先ほど参考人にも意見がありましたが、金融機関がいま考へております週休二日制の問題は、一つの流れとしてはそういう方向だと思ひますが、全国農協中央会の方もそういう方向で処理をしていくことの方ですが、農林省としてはどういふふうにお考へになつてゐるか、御答弁いただきたい。

それから、これは最後に大臣に私、御要望しておきたいと思ひます。

きようはいろいろ時間の関係もあつて、根本的な議論まではいきませんでしたが、しかし、農業協同組合、この法律の改正も戦後十四回やつてきておりますが、特に、昭和三十年代に入つてからの急激な農村の変化に対応する農協のあり方について、私は、一番の根っこがまだ掘り下げられていないと思ひます。やはり産業組合以来、ロッヂデール以来の協同組合原則というものがこれは根本ではあると思ひますけれども、たとえば、地域といつても、大臣は一町村一農協が最も好ましいと言われるけれども、現実には一郡一農協もたくさん出てきておるし、町村を超えたものも出てきておるわけでありまして、経済的に見れば、農業協同組合などは団地構造というものを生じて、行

政を超えて一つの団地として成り立つ、営農園で農協の単位をどう考へるもあるわけでありましてあるいは一人一票だつて、これは組合員の経営基盤の格差が出てまいると、これは合併農協ですら、飼料や肥料を一つの大型の養豚農家なり、養鶏農家なりが三割も四割も一手に握るというやうな農家も現出出てきておることは事実ですね。そういうものの中で微妙な問題を出してきておると思ひます。

特に買外利用の制限で問題になつてきております職能の問題、農業とは一体何だ、農業者とは一体何だ、農協の定款では三反とか五反とか書いておるけれども、現実には、所得的に見ればわずかなものといふことになつておる。そういう条件の変化に対応する農業協同組合といふものについての、各界各層の意見を一遍まとめてみなければいけない時期に来ておるのじやないかと思ひます。

農林省も何度か農協問題に対してのそういう研究会が検討会を持たれたときがあつたと思ひますが、私は、この段階で本格的にこれらの新しい情勢に対応する協同組合のあり方について、行政庁としての明確な考へをまとめることは必要じやないかといふ気がいたしますので、これらの問題を含めて大臣から最後に御答弁をいただいて、終りたいと思ひます。

○田澤國務大臣 これまでの農協の発展過程等を通じていろいろの問題を御指摘いただきまして、本当にありがとうございます。

御指摘のように、農協は自主的ないわゆる協同組織体でございますので、指導といひましてもあくまでも自主性を侵してはいかぬと思ひますけれども、やはりあるべき農協の姿といふものを農林水産省としても検討してまいらなければならぬ時期だと思ひますので、この点は今後機会を見て私たちがそういうまとめをしてみたい、かやうに考へます。

○佐野(宏)政府委員 週休二日制の問題についてお答えいたします。

週休二日制の問題につきましては、四月十六日、

全中の理事会におきまして、農協の信用事業について、週休二日制について民間金融機関、郵便局と足並みをそろえて早急に実施することを目標にして、準備を進めるといふ方針を決定したといふふうに承知をいたしております。

私どももいたしまして、金融機関の週休二日制というのはいまや天下の大勢でございますので、農協のあり方が天下の大勢に逆らうといふことであつてはやはり都合が悪いといふふうに思ひますので、全中の理事会の決議に沿つて事態が進んでいくことを期待いたしております。

○亀井(善)委員長代理 吉浦忠治君。

○吉浦委員 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案についてお尋ねをいたします。

農林年金制度は昭和三十四年の一月に発足をしておりますが、他の公的年金と違ひましてその歴史がまだ浅いし、また成熟度も低いといふ特殊事情を持つてゐるわけでありまして、農林漁業団体といふ職域年金からいたしまして、被用者集団が小さくて、団体の財政基盤等も弱いわけでありまして、また、組合員給与が低いといふふうな種々の問題を抱えておりますが、年金制度上必ずしも十分ではないといふ特性を持つておりますけれども、これを農政上どのような位置づけをなさろうとなさつてゐるのか。または、今後の厳しい年金財政問題等を考慮して、どのように対処するおつもりなのか。

また、年度の臨調の第二次答申では、年金制度の一本化という構想が打ち出されようでありますけれども、この点についてどのようなお考へをお持ちなのか、まずお尋ねをいたします。

○佐野(宏)政府委員 お答えいたします。

まず、農林年金制度の農政上の位置づけといふお尋ねでございますが、私どももいたしましては、まず歴史的経過を振り返つてみますと、農林漁業団体の職員がこの制度発足当時、隣近所と比較の対象になるのが市町村の職員でございますが、市

町村の職員が受けております待遇に比べて、当時の厚生年金といふのは見劣りがするといふことで、厚生年金から分離独立して、農林漁業団体だけの年金制度を発足させたといふ経緯がございます。

私どももいたしましては、農林漁業団体が、これは農協につきましても、森林組合につきましても、漁協につきましてもそうでございますが、農林水産業の発展と農林水産業の地位の向上のために非常に重要な役割を担つておる組織でございますので、この組織で仕事をなさる職員といふのは、真にそういう重要な使命にふさわしい、すぐれた資質を持った職員を確保することは、農林水産行政の見地から見ても非常に重要なことであるといふふうに考へております。したがしまして、そ

う農林漁業団体にすぐれた資質の職員を確保するためには、どうしてもやはりその待遇が適正な水準である必要があるわけでございますので、その一環として、年金につきましても、適切な措置を講ずる必要があるわけでございます。かやうな見地から、農林年金といふ制度は、農政上もきわめて重要な意義を持つてゐるものであるといふふうに認識をいたしております。それで、このやうな農林水産行政上の重要性といふ見地から見ても、私どもは農林年金といふものの意義を高く評價いたしておりますので、そういう意味では、農林年金の職域年金としての特性といふのは、なかなか軽々には判断しがたい問題であるといふふうに思っております。

したがしまして、年金制度の一元化という議論がございまして、これは私どもが抱えております農林年金につきましても、いま申し上げましたやうな目的なり沿革なりがあるのと同様に、他の公的年金制度におきましてもそれぞれ固有の目的なり沿革なりをお持ちでございます。それぞれの年金制度ごとの財政事情といふのもそれぞれな事情が異なるわけでございますので、このやうな事態を踏まえて考へますと、一元化といふのは確かに理想論としては耳ざわりはよろしいわけござ

いますが、一元化を進めるといふことにつきましても、なお検討を要する点が多いように存じております。というような事情でございまして、当面は、それぞれの制度を所管する各省庁の責任において制度間の不均衡の是正に努めて、公的年金制度が全体として均衡のあるものとして運営されていくように努めるべきではないかと考えております。

それから、最後に、財政問題についてお尋ねがございましたが、これは確かに先生御指摘のように、農林年金の場合には相対的に見ればまだ成熟度が低い部類になっておるのでございしますが、しかしながら、いずれ成熟度も相当の速度で高まることと予想されるわけでございまして、農林年金の財政の健全性を維持するということは私どもとしても非常に困難かつ重要な問題であるといふふうに認識をいたしております。したがって、私どもとしては農林年金財政の健全性を確保するために、給付と負担の関係のあり方を今後どのように考えていくかという問題について真剣に検討しなければならぬわけでございしますが、この問題は、必ずしも農林年金だけの問題というわけではございませんで、公的年金制度の言うならば共通問題でございまして、政府全体として公的年金制度の財政問題について取り組む一環として、適切に対処してまいりたいと思っております。

○吉浦委員 本年度の制度改正におきまして、例年どおり恩給に準じた改定、こういうふうになっておるわけですが、その特徴的なところは既裁定年金の実施時期を一月おくらせたことだと思ふわけでございまして、退職年金等と同じでありまして、その基礎給与が一定額以上の者についてその支給を一部停止するという措置をとったわけですが、まず、その理由を述べていただきたいと思います。どういう理由でこういうふうな措置をとられたのか。

○佐野(宏)政府委員 先生御指摘のとおり、改定の実施時期を一月おくらせたわけではございません。それからまた、改定後の平均標準給与年額が

四百十六万二千四百円以上となる者につきましては増加金額の三分の一を五十八年三月分まで支給停止するということになっておりますのは先生御指摘のとおりでございまして、これは、厚生年金におきまして、年金額改定の実施時期が従来六月に行われるのが通例でございましたのを、一月おくらせて七月としたおと、さらにまた、昭和五十六年度におきまして国家公務員の給与のベースアップについて一定の抑制措置が講ぜられていた、こういう厳しい事情の中で、私どもとしては最大限に努力をしようやく五月の実施を確保したということとでございまして、このような措置が講ぜられておりますのは何も農林年金だけではなくて、国家公務員共済制度その他の共済制度についても同様の事情でございまして、やむを得ざることであると考えております。

○吉浦委員 そのやむを得ざるが大変なことでありまして、年金改定の実施時期を後退させたことというのはこれは社会保障制度の後退を意味するわけでありまして、また、共済年金そのものが恩給追従というふうなことも言われているわけですから、改定の実施の時期を一月おくらせたことによつて給付費というのほどの程度節減されるというふうにお考えでございしますか。

○佐野(宏)政府委員 一月おくらせることによる節減額は、給付費としては一億五千四百万円、これで国庫補助金にはね返りますと二千百万円でございします。

○吉浦委員 これだけのことで一月おくらせて、そして年金そのものの性格を失うようなことになっては大問題だというふうに私は考えます。ほかのものへ右へならせしているということであるかもしれませんが、来年もまたこういうことになる可能性があると思ふのです。いかがですか。

○佐野(宏)政府委員 来年のことにつきましては、いまの段階で予断にわたることを申し上げる能力は私にはございませんので……

○吉浦委員 農林年金の財政収支は、昭和四十八

年までは収入総額に対する支出総額の割合が三〇%以下の数値で安定的に推移してきたわけでありましたが、四十九年度以降は、年金者の急増、大幅な給付改善、さらには掛金率等の抑制措置をとったこと等の要因が重なりまして、支出割合が年々高まりまして、その割合は四八・五%の高きに達しているわけであります。以上のことから見てわかりますように、財政収支と将来の見通しをどのように持つておられるのか、この点をお尋ねしたいと思ひます。

○佐野(宏)政府委員 まず、現状を申し上げますと、五十五年度におきまして、年間の掛金収入が九百十億円、それから給付額が七百二十一億円、積立金が六千四百九十九億円というのが現状でございします。

それで今後の年金収支の見通しでございします。さきに五十四年度末に財政再計算を行ったわけですが、その時点での年金財政の将来見通しを申し上げますと、現行の千分の百九という五十六年四月以降実施されております掛金率を据え置きました場合には、昭和六十年年度におきまして年間の給付が掛金収入を上回るようになります。それから昭和七十一年度には年間の総支出が総収入を上回るようになります、昭和八十一年度には保有資産がゼロになるといふそういう見通しでございします。

(亀井(善)委員長代理退席、委員長着席)

○吉浦委員 来年のことは答えられないということでしたけれども、昭和五十八年度の子算要求として、関係者から本制度の健全運営を図るために十分な国庫補助の確保が要請されておるわけですが、政府はこれに對してどのように処していられるかというふうにお考えなのかどうか。

○佐野(宏)政府委員 農林年金子算の確保につきましては、給付の改善を含め年金制度の円滑な運営を期するため毎年できる限りの努力をしようとしてございします。五十八年度子算につきましても、財政事情が一段と厳しさを増すと見込まれますが、所要の子算の確保には努力してまいり

たいと思つております。

○吉浦委員 農林年金の標準給与の平均額が昭和五十五年度末で十六万五千二百一円、前年度十五万五千七百二十円でありましたが、この対前年度比アップ率が六・一%というふうになっております。農林年金の組合員給与は、従来から国家公務員あるいは他の制度のそれに比べて低いことがしばしば指摘されてきたところでありまして、最近における農林年金の標準給与の上昇率は、国家公務員あるいは地方公務員等の上昇率を上回る趨勢にはありますけれども、しかしながら、他の制度のそれと比較してみると、絶対額は依然として低いわけであります。制度的には他の制度の給付水準と比べても遜色のないもの、いわゆる年金の実支給額では他の制度のそれよりも低い、こういうふうになっておりますけれども、この原因はどこにあるといふふうにお考えなのか。

○佐野(宏)政府委員 農林年金の年金額を見ますと、他の制度に比較いたしまして低い水準にあるといふことは事実でございします。

私どもの見るところによりますと、原因としてまず第一に挙げられますのは、退職年金受給者の平均組合員期間が国家公務員や地方公務員に比べて短いという事情がございします。国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合の場合には平均して三十年ございしますが、農林年金の場合には二十三年という数字になっております。それからさらに、給与水準については、たとえば私学共済と比べますと、農林年金の対象になります農林漁業団体の職員の勤務地というのは一般に農山村部でございまして、私立学校共済組合の対象になっております私立学校というものは大体都市部に位置しております、そういう立地条件の違いからくる給与の格差といふことがもう一つ挙げられると思ひます。

しかしながら、最近においては農林漁業団体職員の給与水準も逐年改善されてきておりまして、これは先生いま御指摘のとおりでございします。退職者の組合員期間も漸次伸びてきておりますので、

これに伴いまして年金額の算定の基礎になる標準給与の水準も高まってきておりまして、最近時点における退職者について比べてみますと、年金額の格差は相当改善されてきておるといふ実情にございます。

○吉浦委員 次に、行革関連特例法の施行によりまして、昭和五十七年度から昭和五十九年度までの財政再建期間中は一八%の定率補助が四分の一減額されましたけれども、この趣旨と、財政上の問題はなにかどうかということが第一点。
また、財政再建期間終了後においては減額分に適正な利子を付して直ちに返還するよう要請されてきておりますけれども、この点については、すでにかなり論議も交わされており、政府もその方向を明らかにされておりますが、この返済方法等についてどのようにお考えなのか。この二点をお尋ねいたします。

○佐野(宏)政府委員 まず、先般の臨時国会において御審議を煩わし、成立いたしました行革関連特例法におきましては、五十七年度から五十九年度、いわゆる特例適用期間に限って財政負担の軽減を図る観点から厚生年金、国家公務員共済組合と同様、農林年金に対する国の補助額についても四分の一を減額するということになりました。これは、その間しばらく借りておくという趣旨のものでございまして、この削減措置によりまして、三年間にわたって減額される国庫補助金額は百五十五億四千万円ということになります。農林年金といたしましては五十五年度末で約六千五百億の積立金を保有しておりますので、特例期間経過後の補てんさえよろしきを得れば給付に支障を生ずるといふことはありせん。

減額分の後での繰り入れの問題につきましては、さきの国会において種々御議論のあったところでございまして、大蔵大臣から御答弁がございましたように、適用期間後の繰入措置についてはできる限り速やかに着手する。それから、その際は積立金の運用収入の減額分についても適切な措置を講ずるといふことは、大蔵大臣からすでに御

答弁があったところでございまして、これは私どもとしては政府の統一の見解というふうに理解をしておりますので、この枠組みの中で処理をされる限り農林年金の財政にとつては支障はないものと考えております。

○吉浦委員 厚生年金ではすでに物価自動スライド方式が導入されております。共済年金では、年金額算定方式のうち、通算退職年金方式の定額部分等については物価スライド方式が導入されているわけでありまして、給与比例部分については国家公務員給与の上昇率を年金額の改定指標とすることとしておられるわけですが、これが毎年の法改正を通じてすでに事実上慣習化して、定着したものとなつておられるわけでありまして、したがって、これを前提に法の整備を行つて、給与比例部分についても政令によつて自動スライドの改定措置がとれるようにすべきではないかというふうに、いつも私申し上げておられるわけですが、この点についてどういうふうにお考えなのか。

○佐野(宏)政府委員 まず、厚生年金の場合につきましては、法律改正によりまして勤労者の給与を基準として年金の給付水準を決める。そして決めた後五年間につきまして、年金額の実質価値の目減りを防止するために年金額を機動的に改定する措置として、政令によつて消費者物価上昇率にスライドして改定をする、いわゆる自動スライド制がとられておられるわけでありまして、

ところが、農林年金の場合について見ますと、これは共済年金共通の問題でございまして、毎年、人事院勧告に準拠をいたしました国家公務員給与の改定率を指標として年金額を改定してきておられるわけでございます。この場合には、国家公務員給与の改定というものは必ずしも物価変動に伴う年金額の目減りを防止するという範囲にとどまるものではないわけでございます。実質的な改善分を含めて引き上げるといふことを含み得るものでございまして、したがって、実質的な改善分を含めて引き上げるといふことを制度的に自動的に保証するルールというものは、いまのところまだ確立を

していないわけでありまして、それで、こういう年金額の算定方式なり年金改定の際の指標のとり方の仕組みに、やはり厚生年金の場合と基本的な差異があるというふうな思つております。こういう現状におきましては、やはり年金額の改定措置について国会の御審議をその都度煩わすということも、あながち理由がないわけではないわけでございます。

一方、給付を受ける側から見ますと、国家公務員準拠ということでは毎年、法律改正をしていただくというところは、しきたりとしては定着をしておられるわけでございます。給付を受ける側の立場から見ますと、現在のシステムでも特段の不都合はないということであろうかと存じます。

しかしながら、共済年金制度の年金額の改定につきましても、毎年、法律の審議をいただくということではなくて政令によつて措置するというのも確かに考え得る方法ではあるわけでございます。その点は、年金額の算定方式あるいは改定の指標をどうするか等、幅広く検討すべき問題があるように存じますので、共済年金制度共通の問題として検討させていただくべき問題ではないかと思つております。

○吉浦委員 次に、旧法年金者が主として受けている絶対保障額でございまして、厚生年金に準じて定められる新法年金の最低保障額とも異なっております。そこには恩給準拠の考えから、全体的には低額となつており、さらには年齢区分あるいは組合員期間区分があり、新法年金者とは異なつた体系を残しているわけでありまして、この絶対最低保障額については、事が最低保障額でありますので、せめて新旧区分のない厚生年金並みの最低保障額を適用すべきではないかと指摘があるわけでありまして、この改善については政府はどのようにお考えなのか。

○佐野(宏)政府委員 まず、絶対最低保障額の引き上げにつきましては、政府といたしましては従来からその改善については努力をしてきたところでございます。この結果、本年度の改正後の新旧

の最低保障額を比較してみますと、六十五歳以上の者につきましては旧法の最低保障額、五月の改定の時点で旧法の絶対保障額は、新法の最低保障額は七月に改定されますが、その改定後の新法の最低保障額を四万三千七百四十四円程度上回る、むしろ旧法の絶対最低保障額の方が高くなつております。それから六十五歳未満については見ましても、旧法の絶対最低保障額の新法の最低保障額に対する割合は逐年向上してまいつておりまして、格差は縮小をしておられるわけでございます。

こういうふうな最低保障額の新旧格差という問題につきましても、私どもも毎年鋭意改善に努めてきたところでございまして、さらに進めて、もう一つそのこと一本化してしまつたらどうかというところになります。これは実は、共済年金制度共通の原則といたしまして、年金額の算定はその給付事由が発生した時点における制度によるというところが一つの原則になつております。その意味で、恩給制度に準じて給付が定められております旧法年金に対して制度的に新法年金の最低保障額に一本化するということとは、この原則に照らして大変むずかしいということがございます。農林年金につきましても、共済年金グループの一員でございまして、農林年金に限って特に有利な取り扱いをするというわけにはいかないわけでございます。仮に、旧法年金者に対して新法の最低保障額を適用するということにすれば、共済グループに属する各種年金について、恩給も含めて一斉に同様の措置を講じなければいけないということになるわけでございます。私どもの方につきましてもそれは該当者が多いわけではございませんが、実は連鎖反応の起こる恩給制度の方にございましては二百四十万人というふうな数でございまして、仮に、こういうことをやるということになれば、恩給制度の方ではとてもない財政問題が生ずるわけでございます。恩給制度を抱えておられる側のお立場に立つて考えてみますと、軽々にこの構想には乗れないというふうにお感じになるのも無理からぬことではないかという

ふうんと思っておるわけでございます。そういう中で農林年金だけ独走するというわけにもいきかねるというのが実情でございますので、御理解賜りたいと思います。

○吉浦委員 最後に大臣にお尋ねをして終わりたいと思います。

農協等のいわゆる農林漁業団体の経営というのが、農林水産業を取り巻く情勢が大変厳しい情勢でございますので、事業の成績等にもかげりが見えていというふうなことで恐らく農協法等の改正が云々されているわけだろうと思えますけれども、年金の支給開始年齢の引き上げが行われたことの関連で、加入団体の定年制の延長にも取り組まなければならないという大きな課題があるわけでありまして、この定年制の延長についてどういふふうなお考えを持っていられるのかお尋ねして終わりたいと思っております。

○佐野（宏）政府委員 ともかく日本も現在高齢化社会への移行ということが急速に進んでおるわけでございまして、その中で昭和五十四年度には農林年金を含む共済制度共通の問題といたしまして、年金の支給開始年齢を経過期間を設けつつ段階的に引き上げることになったわけでございます。農林漁業団体といたしましても定年延長についての要請が強まっておりますことは紛れもない事実でございます。

農林漁業団体にとりましては、定年の延長を図るといことは退職給与引当金の増加等経営負担の増大を伴うわけでございまして、また定年延長に伴います給与体系の見直しが必要になるということもございまして、特に、厳しさを増しております経営環境の中で短期間に顕著に実現をしていくということはなかなかむずかしい面がございますが、農林水産省としては、農林漁業団体としても基本的には雇用関係の見直し、改善の一環として適切に対応していくべきものと考えまして、すでに関係局長の通達を發出して定年の延長についての指導をしております。農協系統組織におきましても、全国中央会の指導のもとに県段階で県

の中央会が中心になりまして研究会や委員会を設置して、農協における定年延長の問題に取り組んでいるところでございます。私どもとしては早くその成果が出ることを期待して見守っておりますこととでございます。

○吉浦委員 終わります。

○羽田委員長 これで吉浦君の質疑は終わります。

次回は、来る五月十二日水曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十五分散会